

Ⅱ 労働者災害補償保険法関係法令改正の経過

1 労働者災害補償保険法改正の経過

労働者災害補償保険法は、昭和 22 年 4 月 7 日法律第 50 号をもって公布され、同年 8 月 31 日政令第 171 号によって、同年 9 月 1 日から施行された。改正の経過の概要は次のとおりである。

第 1 回改正は、昭和 23 年 6 月 30 日法律第 71 号をもって行われ、同年 7 月 1 日から施行された。本改正の主な内容は、施行後一年の実績に鑑み、次のとおり条文上の不備を整備し、労働基準法との調整を図ったものである。

- (1) 従来療養補償費については、命令で定める金額（100 円）を超える部分についてのみ保険することとしていたが、これを命令で定める金額（300 円）未満で負傷又は疾病の治った場合には保険しないこととした。（第 12 条）
- (2) 従来休業補償費については、7 日を超える休業の部分のみについて保険していたが、これを休業 7 日以内で負傷又は疾病の治った場合には保険しないこととした。（第 12 条）
- (3) 葬祭料の受給権者を明確にし、保険給付をうける権利は不変更であるという規定を加え、労働基準法との調整を行った。
- (4) その他字句の改正、条文の整備、削除等を行った。

第 2 回改正は、昭和 24 年 5 月 19 日法律第 82 号をもって行われ、同年 6 月 1 日から施行された。ただし、第 3 条の改正規定は、同年 8 月 1 日から適用された。本改正の主な内容は、法実施の状況に鑑み、次のとおり内容の充実、条文の整備を行ったものである。

- (1) 従来任意適用事業であった船舶による旅客又は貨物の輸送の事業を強制適用に改めた。
- (2) 保険加入者に保険料額の報告義務を課し、政府において特定の場合は保険料額を認定決定し、かつ、追徴金を賦課し得る途を開き、滞納保険料に対する延滞金の額及び罰則による罰金の額を引き上げることとした。
- (3) その他字句の改正、条文の整備削除を行った。

第 3 回改正は、昭和 24 年 5 月 31 日法律第 166 号をもって行われ、同年 6 月 1 日から施行された。本改正は、国家行政組織法の施行に伴い関係字句を改正したものである。（第 4 条、第 5 条、第 35 条、第 38 条、第 39 条、第 41 条、第 56 条）

第 4 回改正は、昭和 25 年 5 月 1 日法律第 125 号をもって行われ、同日から施行された。ただし、第 32 条第 1 項は、昭和 25 年 4 月 1 日以降について適用された。本改正は、国税徴収法の改正に伴い、保険料に係る延滞金の割合を引き下げ、条文の整備を行ったものである。

第 5 回改正は、昭和 25 年 12 月 20 日法律第 290 号をもって行われ、新鉱業法施行の日から施行された。本改正は、新鉱業法の公布に伴い、砂鉱業が鉱業の中に含まれたもので強制適用事業中の砂鉱業を削除し、字句の整理を行ったものである。

第 6 回改正は、昭和 26 年 3 月 29 日法律第 46 号をもって行われ、同日から施行され、昭和 25 年 12 月 31 日に遡って適用された。本改正は、100 人以上の労働者を使用する個々の事業について、メリット制を早期に発動し、保険料負担の公平と産業災害の減少を図ったものである。

第 7 回改正は、昭和 26 年 3 月 31 日法律第 78 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、国税徴収法の改正に伴い、条文の整備を行ったものである。

第 8 回改正は、昭和 27 年 7 月 31 日法律第 287 号をもって行われ、同年 9 月 1 日から施行された。本改正は、労働基準法の一部改正に伴い保険給付としての休業補償についていわゆるスライド制を採用実施し、もって長期療養者の保護を図ったものである。

第 9 回改正は、昭和 30 年 6 月 30 日法律第 39 号をもって行われ、同年 7 月 1 日から施行された。本改正は、国税徴収法の一部改正に伴い滞納保険料に対する延滞金の額の引き下げを行ったものである。

第 10 回改正は、昭和 30 年 8 月 5 日法律第 131 号をもって行われ、同年 9 月 1 日から施行された。本改正は、総トン数 5 トン以上の漁船による水産動植物の採捕の事業を新たに強制適用事業に加え、下請負人の請負に係る事業については、一定の条件により下請負人をこの保険の適用事業の事業主とするとともに、土木、建築等の事業に対する保険料についていわゆるメリット制度を適用し、かつ、保険料の報告及び納付の手続等を合理化したものである。

第 11 回改正は、昭和 31 年 6 月 4 日法律第 126 号をもって行われ、同年 8 月 1 日から施行された。本改正は、労働保険審査官及び労働保険審査会法の制定に伴い、「労働者災害補償保険審査会」（都道府県労働基準局の附属機関）を「労

働保険審査会」(労働本省の附属機関)に改めたほか、関係条文について字句を整備したものである。

第12回改正は、昭和32年5月20日法律第126号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、労働福祉事業団法の制定に伴い、政府の行う保険施設のうち、療養施設、職業再教育施設その他政令で定める施設の設置及び運営を労働福祉事業団に行わせることとしたものである。

第13回改正は、昭和34年4月20日法律第148号をもって行われ、昭和35年1月1日から施行された。本改正は、国税徴収法の改正に伴い、条文の整備を行ったものである。

第14回改正は、昭和35年3月31日法律第29号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正の主な内容は次のとおりである。

- (1) 療養開始後3年を経過しても治らないすべての傷病について、必要の存する期間、打切補償費に代えて長期傷病者補償を行うこととした。(第12条の3、第12条の4、第12条の5)
- (2) 障害等級第3級以上の重度の身体障害を残す者について、一時金による障害補償費に加えて長期給付金である障害補償費を支給することとした。(第12条)
- (3) 長期傷病者補償及び長期給付金である障害補償費に要する費用の一部を国庫が負担すること。(第34条の2)
- (4) 労災保険に加入していない事業場において業務上負傷し又は疾病にかかった労働者で3年間療養を行っても傷病の治らない者あるいは障害等級第3級以上の重度の身体障害を残す者についても、事業主から特別保険料を徴収して長期傷病者補償又は長期給付金である障害補償費を支給することができるようにすることとした。(第34条の3、第34条の4、第34条の5、第34条の6)
- (5) けい肺等特別保護法又は同臨時措置法による療養給付の支給を受けるべき者であって、昭和35年4月1日以降なお引き続き療養を必要とする者につき、経過措置として、長期傷病者補償を行うこととし、この場合年額から平均賃金の40日分を減額することとした。(改正法附則第5条)
- (6) 長期傷病者補償又は障害補償費のうちの長期給付の支給を受ける者が、同時に厚生年金保険法等の障害年金を受けることができる場合には、その者に対する当該長期給付額は、当該障害年金の額の100分の57.5を減ずることとした。(改正法附則第15条)
- (7) 長期傷病者補償及び障害補償費のうちの長期給付について、労働省で作成する毎月勤労統計による全産業の労働者の平均給与額が100分の20以上変動し、その状態が継続すると認めるときは、その比率を基準としてその額を改訂することとした。(改正法附則第16条)
- (8) その他改正に伴う条文の整備、字句の改正を行った。

なお、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法は、本改正により昭和35年3月31日をもって廃止され、けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法は同日をもって失効した。

第15回改正は、昭和37年4月2日法律第67号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律により延滞金を6銭から4銭に改めるため、条文の整備を行ったものである。(第32条第1項)

第16回改正は、昭和37年5月16日法律第140号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律の制定により、条文の整備を行ったものである。(第35条、第38条から第41条)

第17回改正は、昭和37年9月8日法律第152号をもって行われ、同年12月1日から施行された。本改正は、地方公務員共済組合法の制定により条文の整備を行ったものである。(附則第15条)

第18回改正は、昭和37年9月15日法律第161号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の制定により、条文の整備を行ったものである。(目次、第35条、第35条の2、第36条、第37条)

第19回改正は、昭和39年6月23日法律第112号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、農林漁業団体職員共済組合法の改正に伴い、関係条文の整備を行ったものである。(昭和35年改正法附則第15条第1項)

第20回改正は、昭和39年6月29日法律第118号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、労働災害防止団体等に関する法律の施行に伴い、労災保険の保険施設として業務災害の予防に関する施設を行うこととしたものである。(第23条の2)

第21回改正は、昭和39年7月6日法律第152号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、地方公務員共済組合法の改正に伴い、関係条文の整備を行ったものである。(昭和35年改正法附則第15条第2項)

第22回改正は、昭和40年6月1日法律第105号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、船員法の改正に伴い、同法の規定による障害年金と労働者災害補償保険法の規定による第一種障害補償費等との額の調整を行うこととしたものである。(昭和35年改正法附則第15条第1項)

第23回改正は、昭和40年6月11日法律第130号をもって行われ、同年8月1日、同年11月1日及び昭和41年2月1日に分けて施行された。本改正の主な内容は次のとおりである。

(1) 昭和40年8月1日施行

- イ 強制適用事業については、その事業開始の日又は強制適用事業に該当するに至った日から5日以内に保険関係成立届を提出させることとした。(第6条)
- ロ 保険事務の簡素化をはかるため、有期事業たる小規模の建設業及び立木伐採の事業について自動一括適用の途を開く(第3条の2)とともに継続事業についても一定の条件のもとに一括適用の途を開くこととした。(第11条の2)
- ハ 保険給付の額の算定基礎に、給付基礎日額を用いることとした。(第12条の2)
- ニ 療養補償費について療養費の全額を支給することとし、また休業補償費については、休業7日以内で傷病が治った場合の不支給を廃止し、3日間の待期間を設けた。(第12条)
- ホ 事業主の責に帰すべき事由についての支給制限を廃止し、労働者の責に帰すべき事由についての支給制限の規定を整備した。(第17条から第19条)
- ヘ 不正受給者からの費用徴収についての規定を設けた。(第19条の2)
- ト 保険給付の受給権者が、正当な理由がないにもかかわらず、行政庁が命じた報告、出頭あるいは受診の命令に従わない場合には、保険給付の一時差止めを行うこととした。(第46条の3)
- チ 保険施設の「職業再教育に関する施設」に代えて「リハビリテーションに関する施設」を設け、業務上の事由により身体に障害を受けた者の、早期かつ完全な社会復帰を図ることとした。(第23条)
- リ 保険料率は、この法律の適用を受けるすべての事業の過去3年間の災害率その他の事情を考慮して労働大臣が定めることとした。(第26条)
- ヌ 継続事業のメリット計算の基礎となる算定期間を過去3年間に改め、さらに、この間の保険給付の額の算定にあたっては、第一種障害補償費等年金給付の額については労働省令で定めるところにより算定することとした。(第27条)
- ル 有期事業のメリット制については、その対象業種に、従来の建設業のほか、新たに労働省令で定めるものを加えることとし、対象となる事業規模についても、従来の確定保険料の額20万円以上のほか、労働省令で定める規模のものを加えることとした。(第30条の2)
- ヲ 継続事業について概算保険料の報告及び納付とともに保険年度の初日又は保険関係成立の日から45日以内に行うこととし、保険料の算定基礎となる賃金総額の見込額として、労働省令で定める場合にあっては、その前年度の確定した賃金総額を用いることとした。また、有期事業については、概算保険料の報告及び納付期限を統一した。(第28条)
- ワ 増加概算保険料の報告及び納付は、賃金総額の見込額が労働省令で定める範囲をこえて増加したときにその日から30日以内に行うこととした。(第29条)
- カ 確定保険料の報告及び納付については、継続事業、有期事業の如何を問わず次の保険年度の初日又は保険関係消滅の日から45日以内に行うこととした。(第30条)
- ヨ 事業主の責に帰すべき事由についての支給制限を廃止したことに伴い、かかる場合に保険給付を行ったときは、労働基準法上の災害補償の価額の限度で、その保険給付に要した費用の全部又は一部を事業主から徴収することとした。(第30条の4)

(2) 昭和40年11月1日施行

- イ 中小事業に係る労災保険の事務処理の円滑化を図るため、労災保険事務組合制度を設けた。(第34条の7)
- ロ 中小事業主、一人親方等で、労働者と同様な業務災害の危険にさらされている一定の者に対し、特別に労災保険への加入の途を開いた。(第34条の11から第34条の14)

(3) 昭和41年2月1日施行

- イ 療養補償費を療養補償給付に改め、この保険給付について、現物給付たる療養の給付を原則とした。
- ロ 休業補償費を休業補償給付に改め、待期間に関して条文の整備をした。(第14条)
- ハ 障害補償費を障害補償給付に改め、新たに障害等級第4級から第7級までの給付を年金給付とした。(第15条)
- ニ 遺族補償費を遺族補償給付に改め、死亡労働者の一定範囲の遺族に対しては年金給付を、それ以外の遺族に対しては一時金を支給することとした。(第16条から第16条の9)
- ホ 葬祭料の額を、通常葬祭に要する費用を考慮して労働大臣が定める額とした。(第17条)
- ヘ 長期傷病者補償を長期傷病補償給付に改め、給付内容を療養補償給付相当の給付と年金給付からなる給付に改めた。(第18条)

ト 保険給付の受給権者が死亡した場合の未支給分の保険給付については、死亡した受給権者の配偶者、子、父母等一定の範囲の者に対して支給することとした。(第 12 条の 5)

チ 障害補償給付及び遺族補償給付を受ける権利の時効期間を 5 年間とした。(第 42 条)

リ 同一の事由について、労災保険の保険給付(障害補償年金、遺族補償年金又は長期傷病補償給付たる年金)と厚生年金保険の保険給付(障害年金又は遺族年金)が併給される場合の労災保険の支給額は、所定の額から厚生年金保険の支給額の 50%相当額を差し引いた額とした。また、政令で定める法令による給付と労災保険による給付が併給される場合についても同様な調整措置を講じることとした。(別表第 1)

第 24 回改正は、昭和 42 年 7 月 29 日法律第 95 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部改正に伴い、関係条文の整備を行ったものである。(昭和 40 年改正法附則第 42 条第 6 項)

第 25 回改正は、昭和 44 年 12 月 9 日法律第 83 号及び第 85 号をもって行われ、一部を除き昭和 47 年 4 月 1 日から施行された。これらの法律により、次に示すような労災保険の適用の拡大と失業保険の適用の拡大を図るとともに、これに伴う事務量の増大に対処するために両保険の保険料の徴収を一元化することを目的として労働保険の保険料の徴収等に関する法律(「徴収法」昭和 44 年法律第 84 号)の施行に伴う所要の法改正が行われた。本改正の主な内容は次のとおりである。

- (1) 労働者を使用する事業はすべて本法の適用事業とすることとした(第 3 条)。ただし、政令で定めるものについては、保険技術上の要請から当分の間任意適用事業とすることとした。(昭和 44 年法第 83 号附則第 12 条)
- (2) 保険関係の成立及び消滅並びに、保険料の徴収について徴収法によることとされたほか、同法の施行に伴い必要な字句の整備を行った。
- (3) 労災保険事務組合が廃止され、労災、失業両保険につきその事務を行う労働保険事務組合の制度が徴収法に基づき設けられた。

第 26 回改正は、昭和 44 年 12 月 10 日法律第 86 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、国民年金法の一部改正に伴い、関係条文の整備を行ったものである。(昭和 40 年改正法附則第 18 条第 2 項、第 26 条第 2 項、第 32 条第 3 項、第 42 条第 6 項)

第 27 回改正は、昭和 45 年 3 月 30 日法律第 13 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、利率等の表示の年利建て移行に関する法律により、延滞金の率の表示を改めたものである。(第 32 条第 1 項)

第 28 回改正は、昭和 45 年 5 月 29 日法律第 88 号をもって行われ、同年 11 月 1 日から施行された。本改正の主な内容は次のとおりである。

- (1) 障害補償年金の額を引き上げた。(別表第 1)
- (2) 遺族補償年金及び遺族補償一時金の額を改めた。(別表第 1)
- (3) 年金たる保険給付の支払事務の合理化を図った。(第 12 条の 6 ほか)

第 29 回改正は、昭和 46 年 3 月 30 日法律第 13 号をもって行われ、同年 11 月 1 日から施行された。本改正は、国民年金法の一部改正に伴い、関係条文の整備を行ったものである。(昭和 40 年改正法附則第 18 条第 2 項、第 26 条第 2 項、第 32 条第 3 項、第 42 条第 3 項)

第 30 回改正は、昭和 48 年 9 月 21 日法律第 85 号をもって行われ、同年 12 月 1 日から施行された。本改正により、労災保険においては、通勤災害を被った労働者及びその遺族に対し、業務災害の場合に準じた保護が加えられることとなった。

第 31 回改正は、昭和 48 年 9 月 26 日法律第 93 号をもって行われ、同年 10 月 1 日から施行された。本改正は、特別児童扶養手当法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行ったものである。(昭和 40 年改正法附則第 42 条第 6 項)

第 32 回改正は、昭和 49 年 12 月 28 日法律第 115 号をもって行われ、同日から施行された。本改正の主な内容は次のとおりである。

- (1) 障害補償年金一時金、遺族補償年金、障害年金及び遺族年金の額を引き上げた。(別表第 1)
- (2) 遺族補償年金又は遺族年金の前払制度の整備を行った。(昭和 40 年改正法附則第 42 条)
- (3) 障害補償一時金等の一時金たる保険給付の額のスライド制を設けた。(本改正法附則第 4 条)

なお、これらの改正規定は、昭和 49 年 11 月 1 日に遡って適用された。

第 33 回改正は、昭和 51 年 5 月 27 日法律第 32 号をもって行われ、同年 7 月 1 日、同年 10 月 1 日及び昭和 52 年 4 月 1 日に分けて施行された。本改正の主な内容は次のとおりである。

- (1) 昭和 51 年 7 月 1 日施行

保険施設に代えて、労働福祉事業を新設し、被災労働者の社会復帰を促進するための事業、被災労働者等の援護のため必要な事業、労働者の安全衛生を確保するために必要な事業及び適正な労働条件を確保するために必要な事業を行うこととされた。(第 3 章の 2)

(2) 昭和 51 年 10 月 1 日施行

昭和 35 年 3 月 31 日以前に打切補償費の支給を受けた者でその後も引き続き補償が行われている者については、その者に支給される年金給付は減額されずに全額支給され、また、その者が死亡した場合には、遺族補償給付及び葬祭料が支給されることとされた。(昭和 40 年改正法附則第 15 条)

(3) 昭和 52 年 4 月 1 日施行

イ 給付基礎日額の特別措置を講ずる範囲を拡大した。(第 8 条第 2 項)

ロ 長期傷病補償給付及び長期傷病給付を廃止し、療養の開始後 1 年 6 ヶ月経過後から一定の廃疾の状態にある者はその廃疾の程度に応じ第 1 級から第 3 級までの傷病補償年金又は傷病年金を給付するとともに、引き続き、療養補償給付又は療養給付を行うこととされた。(第 12 条の 8、第 18 条、第 18 条の 2、別表第 1)

ハ 年金給付の額のスライドの要件である賃金水準の変動幅を「10%を超える場合」に改めるとともに、スライド率の計算の期間を年度単位に改めた。(昭和 40 年改正法附則第 41 条)

ニ 他の社会保険給付との併給を受ける者の調整方式を、一定率を乗じる方式に改めた。(別表第 1) また、休業補償給付及び休業給付についても年金給付と同様に他の社会保険給付との調整を行うこととされた。(第 14 条)

ホ 海外派遣者を特別加入者の範囲に加えるとともに、中小事業主等、一人親方等については、通勤災害に関する保険給付を行うこととされた。(第 4 章の 2)

第 34 回改正は、昭和 53 年 5 月 23 日法律第 54 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、許可、認可等の整理の一環として、法に定める労働大臣の権限の一部を都道府県労働基準局長に委任することができることとしたものである。

第 35 回改正は、昭和 55 年 12 月 5 日法律第 104 号をもって行われ、同日、昭和 56 年 2 月 1 日及び同年 11 月 1 日に分けて施行された。本改正の主な内容は次のとおりである。

(1) 昭和 55 年 12 月 5 日施行

イ 遺族補償年金及び遺族年金の額を引き上げた。

ロ 年金給付の額のスライドの要件である賃金水準の変動幅を「6%を超える場合」に改めた。(第 64 条)

ハ 遺族補償年金前払一時金及び遺族年金前払一時金の制度の存置期間の改善を行った。(第 60 条、第 63 条、第 66 条)

なお、上記のうち、イについては昭和 55 年 11 月 1 日、ロについては昭和 55 年 8 月 1 日に遡って適用された。

(2) 昭和 56 年 2 月 1 日施行

年金たる保険給付の支払事務の簡素化を図るため、年金給付の額の端数処理の規定及び年金たる保険給付の過誤払による返還金債権に一定の保険給付の支払金を充当する規定を設けた。(第 8 条の 2、第 12 条の 2)

(3) 昭和 56 年 11 月 1 日施行

イ 障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金等を設けた。(第 58 条から第 63 条)

ロ 労働福祉事業として年金たる保険給付の受給権を担保とする小口資金の貸付けの事業を行うこととした。(第 23 条)

ハ 事業主に損害賠償責任がある場合における保険給付と民事損害賠償との調整に関する規定を設けた。(第 67 条)

第 36 回改正は、昭和 57 年 7 月 16 日法律第 66 号をもって行われ、同年 10 月 1 日から施行された。本改正は、障害に関する用語の整理に関する法律の制定により、障害に関する用語のうち不適当なものを改めたものである。(第 1 条ほか)

第 37 回改正は、昭和 59 年 12 月 25 日法律第 87 号をもって行われ、昭和 60 年 4 月 1 日から施行された。本改正は、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定により、日本電信電話共済組合の船員組合に係る特例を定めたものである。(第 55 条の 2)

第 38 回改正は、昭和 60 年 5 月 1 日法律第 34 号をもって行われ、昭和 61 年 4 月 1 日から施行された。本改正は、厚生年金等の社会保険年金制度の改正に伴い同一の事由により労災保険の年金たる保険給付等と厚生年金等の社会保険年金とが併給される場合の労災保険の年金たる保険給付等の額の調整に関する規定の整備等を行うとともに所要の経過措置を定めたものである。(第 14 条、第 22 条の 2、第 59 条、第 60 条、別表第 1)

第 39 回改正は、昭和 60 年 6 月 7 日法律第 48 号をもって行われ、同年 8 月 1 日から施行された。本改正は、児童扶養手当法の一部改正に伴い、関係条文の整備を行ったものである。

第 40 回改正は、昭和 60 年 12 月 27 日法律第 105 号をもって行われ、昭和 61 年 4 月 1 日から施行された。本改正は、国家公務員共済組合制度の改正に伴い、同一の事由により労災保険の年金たる保険給付等と厚生年金等の社会保険年金とが併給される場合の労災保険の年金たる保険給付等の額の調整に関する規定の整備を行ったものである。(別表第 1)

第 41 回改正は、昭和 60 年 12 月 27 日法律第 106 号をもって行われ、昭和 61 年 4 月 1 日から施行された。本改正は、私立学校職員共済組合制度の改正に伴うもので、第 40 回改正と同旨のものである。(別表第 1)

第42回改正は、昭和60年12月27日法律第107号をもって行われ、昭和61年4月1日から施行された。本改正は、農林漁業団体職員共済組合制度の改正に伴うもので、第40回改正と同旨のものである。(別表第1)

第43回改正は、昭和60年12月27日法律第108号をもって行われ、昭和61年4月1日から施行された。本改正は、地方公務員等共済組合制度の改正に伴うもので、第40回改正と同旨のものである。(別表第1)

第44回改正は、昭和61年5月23日法律第59号をもって行われ、昭和62年2月1日及び同年4月1日に分けて施行された。本改正の主な内容は次のとおりである。

(1) 昭和62年2月1日施行

年金たる保険給付に係る給付基礎日額に、労働者の年齢階層別の賃金実態等を基礎とした年齢階層別の最低限度額及び最高限度額を新設した。(第8条の2、第64条、第65条の2)

(2) 昭和62年4月1日施行

イ 労働者の通勤経路からの逸脱又は通勤の中断に関し、当該逸脱又は中断の後の往復が通勤とされる行為を日常生活上で必要な行為であって労働省令で定めたものとする事とした。(第7条)

ロ 一部休業の場合の休業(補償)給付の額を、給付基礎日額から実労働時間に対して支払われる賃金の額を控除した額の60%に相当する額とした。(第14条、第22条の2)

ハ 労働者が監獄等に収容されている場合であって労働省令で定める場合に該当するときには、休業(補償)給付を行わないこととした。(第14条の2、第22条の2)

ニ 事業主が故意又は重大な過失により労災保険に係る保険関係成立届の提出を怠っている期間中に生じた事故について保険給付を行った場合、政府は当該事業主から保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収できるものとした。(第25条)

第45回改正は、昭和61年12月4日法律第93号をもって行われ、昭和62年4月1日から施行された。本改正は、日本国有鉄道改革法の施行に伴い、日本鉄道共済組合の船員組合員に係る適用の特例を定めたものである。(第55条の2)

第46回改正は、平成2年6月22日法律第40号をもって行われ、同年8月1日、10月1日及び平成3年4月1日に分けて施行された。本改正の主な内容は次のとおりである。

(1) 平成2年8月1日施行

年金及び一時金たる保険給付のスライドの発動要件である賃金変動幅(6%を超える場合)を撤廃するとともに、暫定措置となっていたものを恒久措置化し、併せてスライドの方式を、給付額をスライドさせる方式から給付基礎日額をスライドさせる方式に改めた。(第8条の3ほか)

(2) 平成2年10月1日施行

イ 休業補償給付及び休業給付のスライドの発動要件である賃金変動幅を「10%を超える場合」とするとともに、スライドの方式を給付額をスライドさせる方式から給付基礎日額をスライドさせる方式に改め、また、スライド率の算定につき事業場の規模又は産業の別を問わず一律とする事とした。(第8条の2ほか)

ロ 療養開始後1年6箇月経過した者に支給する休業補償給付及び休業給付に係る休業給付基礎日額に年金たる保険給付と同様の年齢階層別最低・最高限度額を導入した。(第8条の2)

(3) 平成3年4月1日施行

暫定任意適用事業となっている従業員5人未満の個人経営の農業の事業について、その事業主がその事業について特別加入している場合には、当然に労災保険が適用されることとした。(昭和44年改正法附則第12条)

第47回改正は、平成6年6月29日法律第56号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、健康保険法等の一部改正に伴い、療養補償給付及び療養給付における在宅医療の位置付けを明確化したものである。(第13条)

第48回改正は、平成6年11月9日法律第95号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、国民年金法等の一部改正に伴い、関係条文の整備を行ったものである。(第59条、第60条)

第49回改正は、平成7年3月23日法律第35号をもって行われ、同年8月1日、平成8年4月1日及び10月1日に分けて施行された。本改正の主な内容は次のとおりである。

(1) 平成7年8月1日施行

イ 遺族補償年金及び遺族年金の額を引き上げた。(別表第1)

ロ 労働福祉事業として、被災労働者の受ける介護の援護を行うことができるものとした。(第23条)

ハ 罰金額について所要の引き上げを行うこととした。(第51条、第53条)

(2) 平成8年4月1日施行

イ 障害補償年金若しくは障害年金又は傷病補償年金若しくは傷病年金を受ける権利を有する労働者が、これらの年金の支給事由となる障害であって労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間、当該労働者に対し、その請求に基づい

て介護補償給付又は介護給付を支給することとした。(第12条の8ほか)

ロ 遺族補償年金及び遺族年金を受けることができる子、孫又は兄弟姉妹の範囲を、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とした。(第16条の2、第16条の4)

ハ 国内の事業主が、国外において、労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業に従事させるために事業主その他労働者以外の者として派遣する者を、特別加入者の範囲に加えることとした。(第27条)

(3) 平成8年10月1日施行

年金たる保険給付の支払期月を2月、4月、6月、8月、10月及び12月の年6回とすることとした。(第9条)

第50回改正は、平成8年5月22日法律第42号をもって行われ、同年7月1日から施行された。本改正は、労働保険審査官の決定が遅延した場合に関する手続きの整備等を行ったものである。

第51回改正は、平成8年6月14日法律第82号をもって行われ、平成9年4月1日から施行された。本改正は、公的年金制度の一元化に伴い、関係条文の整備を行ったものである。

第52回改正は、平成9年5月9日法律第48号をもって行われ、平成10年4月1日から施行された。本改正は、日本私立学校振興・共済事業団法の制定に伴い、労働者災害補償保険法別表第1の用語の整備を行ったものである。

第53回改正は、平成10年9月30日法律第112号をもって行われ、平成11年4月1日から施行された。本改正は、労働基準法の一部改正に伴い、労働者災害補償保険法の適用事業の範囲の規定の整備を行ったものである。

第54回改正は、平成11年7月16日法律第87号をもって行われ、平成12年4月1日から施行された。本改正は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第55回改正は、平成11年7月16日法律第102号をもって行われ、平成13年1月6日から施行された。本改正は、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第56回改正は、平成11年12月22日法律第160号をもって行われ、平成13年1月6日から施行された。本改正は、中央省庁等改革関係法施行法の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第57回改正は、平成12年11月22日法律第124号をもって行われ、平成13年4月1日から施行された。本改正は、労働安全衛生法に基づき事業主が行う定期健康診断等において、労働者に業務上の事由により脳血管疾患及び心臓疾患の発生にかかわる検査において、高血圧、高血糖等の異常の所見があると診断されたときに、その労働者に対し、医師による二次健康診断及びその結果に基づく保健指導を労災保険の保険給付として行うこととする、二次健康診断等給付の創設を行ったものである。

第58回改正は、平成13年7月4日法律第101号をもって行われ、平成14年4月1日から施行された。本改正は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第59回改正は、平成13年12月12日法律第153号をもって行われ、平成14年3月1日から施行された。保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴い、用語の整備を行ったものである。

第60回改正は、平成14年12月13日法律第171号をもって行われ、一部を除き同日から施行された。この改正は、独立行政法人労働者健康福祉機構法の制定に伴い、関係条文の整備を行ったものである。(第12条の5、第29条)

第61回改正は、平成17年5月25日法律第50号をもって行われ、平成18年5月24日から施行された。本改正は、刑事施設及び受刑者等の処遇等に関する法律の施行に伴い、用語の整備を行ったものである。

第62回改正は、平成17年11月2日法律第108号をもって行われ、平成18年4月1日から施行された。本改正は、就業の場所から他の就業の場所への移動中の災害及び住居と就業の場所との往復に先行し、又は後続する住居間の移動中の災害を通勤災害保護制度の対象とすることとしたものである。

第63回改正は、平成17年11月7日法律第123号をもって行われ、平成18年10月1日から施行された。本改正は、障害者自立支援法の施行に伴い、同法に基づく障害者自立支援施設(生活介護を受けている場合に限る。)に入所している間は、介護補償給付及び介護給付の支給を行わないこととしたものである。

第64回改正は、平成19年4月23日法律第30号をもって行われ、同日及び日本年金機構法の施行の日(平成22年1月1日)に分けて施行された。本改正の主な内容は次のとおりである。

(1) 平成19年4月23日施行

労働福祉事業のうち労働条件確保事業を廃止し、事業名を労働福祉事業から社会復帰促進等事業と改めることとした。

(2) 日本年金機構法の施行の日(平成22年1月1日)施行

イ 従来、労働者災害補償保険法の適用除外とされていた船員保険の被保険者を適用対象とすることとした。

ロ 厚生労働大臣から国土交通大臣に対し、船員法に基づく必要な措置を要請することができることとし、相互に情報提供を求めることができることとした。

第 65 回改正は、平成 19 年 7 月 6 日法律第 109 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、日本年金機構法の制定に伴い、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号）の一部が改正され、船員保険と労災保険の統合の施行期日が日本年金機構法の施行の日に改められたものである。

第 66 回改正は、平成 22 年 3 月 31 日法律第 15 号をもって行われ、一部を除き同年 10 月 1 日から施行された。本改正は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 67 回改正は、平成 22 年 12 月 10 日法律第 71 号をもって行われ、平成 24 年 4 月 1 日までの間において政令で定める日及び平成 24 年 4 月 1 日から施行された。本改正は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 68 回改正は、平成 24 年 4 月 6 日法律第 27 号をもって行われ、同年 10 月 1 日から施行された。本改正は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の制定に伴い、行政庁が、派遣先の事業主等に対する報告、文書の提出又は出頭を命ずることができるようにすること等の所要の整備を行ったものである。

第 69 回改正は、平成 24 年 6 月 27 日法律第 51 号をもって行われ、平成 25 年 4 月 1 日及び平成 26 年 4 月 1 日から施行された。本改正は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 70 回改正は、平成 24 年 8 月 22 日法律第 63 号をもって行われ、平成 27 年 10 月 1 日から施行された。本改正は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 71 回改正は、平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号をもって行われ、同年 12 月 1 日から施行された。本改正は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 72 回改正は、平成 26 年 5 月 30 日法律第 42 号をもって行われ、平成 28 年 4 月 1 日から施行された。本改正は、地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 73 回改正は、平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号をもって行われ、平成 28 年 4 月 1 日から施行された。本改正は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、第 5 章不服申立及び訴訟について、所要の整備を行ったものである。

第 74 回改正は、平成 27 年 5 月 7 日法律第 17 号をもって行われ、平成 28 年 4 月 1 日から施行された。本改正は、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 75 回改正は、平成 29 年 6 月 2 日法律第 45 号をもって行われ、令和 2 年 4 月 1 日から施行された。本改正は、民法の一部を改正する法律において時効に関する文言の整理がなされたため、当該改正に伴い、時効に関する規定の文言の整備を行ったものである。

第 76 回改正は、令和 2 年 3 月 31 日法律第 14 号をもって行われ、同年 4 月 1 日及び公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日（令和 2 年 9 月 1 日）に分けて施行された。本改正の主な内容は次のとおりである。

（１）令和 2 年 4 月 1 日施行

平均給与額の修正により生じた未支給の労災保険給付の支給を受ける権利について、会計法の特例を適用しないこととした。

（２）公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日（令和 2 年 9 月 1 日）施行

イ 複数の就業先における業務上の負荷を総合的に評価した場合の保険給付を創設した（複数業務要因災害）。

ロ 複数事業労働者に対する給付基礎日額の特例の整備を行った。

第 77 回改正は、令和 2 年 6 月 5 日法律第 40 号をもって行われ、令和 4 年 4 月 1 日から施行された。本改正は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の制定に伴い、年金給付の受給権の保護の例外について、所要の整備を行ったものである。

第 78 回改正は、令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号をもって行われ、刑法等の一部を改正する法律の施行日（公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日）から施行される。本改正は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

2 労働者災害補償保険法施行令改正の経過

労働者災害補償保険法施行令は、昭和 36 年 3 月 31 日政令第 67 号をもって公布、同日から施行され、昭和 35 年 4 月 1 日から適用された。改正の経過の概要は次のとおりである。

第 1 回改正は、昭和 40 年 7 月 31 日政令第 262 号をもって行われ、同年 8 月 1 日から施行された。本改正は、法改正に伴い、(1) 法第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する事業以外の事業で強制適用事業とするものについての指定を行うとともに、(2) 保険料率に関し必要な事項を定めたものである。

第 2 回改正は、昭和 41 年 1 月 27 日政令第 8 号をもって行われ、同年 2 月 1 日から施行された。本改正は、法改正に伴い、年金たる保険給付の額の調整について厚生年金保険の障害年金又は遺族年金に相当する他の法令の規定による給付の範囲及び減額率について定めたものである。

第 3 回改正は、昭和 43 年 3 月 14 日政令第 34 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、常時 5 人以上の労働者を使用する事業のうち、従来任意適用事業とされていた事業をも強制適用事業としたものである。

第 4 回改正は、昭和 47 年 3 月 31 日政令第 47 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 83 号）及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 5 回改正は、昭和 48 年 10 月 24 日政令第 322 号をもって行われ、同年 12 月 1 日から施行された。本改正は、労災保険の通勤災害に係る障害年金等の年金たる保険給付とこれらの保険給付と同一の事由により支給される船員保険法又は国民年金法の規定による障害年金等との調整については、業務災害の場合と同様とすることとしたものである。

第 6 回改正は、昭和 52 年 3 月 23 日政令第 33 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、昭和 36 年 3 月 31 日政令第 67 号を全文改正したものであり、(1) 休業（補償）給付と厚生年金等との調整における最低保障額について定め、(2) 障害（補償）年金、傷病（補償）年金及び遺族（補償）年金と厚生年金等との調整における調整率及び最低保障額について定めたものである。

第 7 回改正は、昭和 55 年 12 月 5 日政令第 318 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和 55 年法律第 104 号）の一部の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 8 回改正は、昭和 57 年 9 月 25 日政令第 265 号をもって行われ、同年 10 月 1 日から施行された。本改正は、障害に関する用語の整理に関する法律の施行に伴い、所要の字句整理を行ったものである。

第 9 回改正は、昭和 61 年 3 月 29 日政令第 59 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）の施行に伴い、(1) 同一の事由により労災保険の年金たる保険給付等と厚生年金等の社会保険年金とが併給される場合の労災保険の年金たる保険給付等の額の調整に関し、調整後の労災保険の年金たる保険給付等の額に関する最低保障額を定めるとともに、(2) 労災保険の年金たる保険給付の額に乗ずる率（調整率）等に関する所要の経過措置を定めたものである。

第 10 回改正は、昭和 62 年 1 月 27 日政令第 9 号をもって行われ、同年 2 月 1 日及び同年 4 月 1 日に分けて施行された。本改正は、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（昭和 61 年法律第 59 号）の施行に伴い、同一の事由により労災保険の年金たる保険給付と厚生年金等の社会保険年金とが併給される場合の労災保険の年金たる保険給付の額の調整に関し、調整後の労災保険の年金たる保険給付の額に関する最低保障額の算定に関する規定につき所要の整備を行ったものである。

第 11 回改正は、昭和 63 年 3 月 31 日政令第 64 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、同一の事由により労災保険の年金たる保険給付等と厚生年金等の社会保険年金とが併給される場合の労災保険の年金たる保険給付等の額の調整に関し、昭和 61 年度における労災保険の年金たる保険給付等と厚生年金等の社会保険年金の支給の実績に基づき、昭和 63 年 4 月以降の月分の労災保険の年金たる保険給付等の額に乗ずる率（調整率）を定めるとともに、その他所要の改正を行ったものである。

第 12 回改正は、平成 2 年 7 月 20 日政令第 220 号をもって行われ、同年 8 月 1 日（一部は 10 月 1 日）から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成 2 年法律第 40 号）の施行に伴い、同一の事由により労災保険の年金たる保険給付と厚生年金等の社会保険年金とが併給される場合の労災保険の年金たる保険給付の額の調整に関し、調整後の労災保険の年金たる保険給付の額に関する最低保障額の算定に関する規定につき所要の整備を行ったものである。

第 13 回改正は、平成 13 年 1 月 4 日政令第 1 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 124 号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第14回改正は、平成28年1月22日政令第19号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、傷病（補償）年金と同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金が併給される場合の傷病（補償）年金の額の調整に関し、所要の整備を行ったものである。

第15回改正は、令和2年7月8日政令第219号をもって行われ、同年9月1日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

3 労働者災害補償保険法施行規則改正の経過

労働者災害補償保険法施行規則は、昭和22年9月1日労働省令第1号をもって公布され、同日から施行された。改正の経過の概要は次のとおりである。

第1回改正は、昭和23年7月10日労働省令第10号をもって行われ、同年7月1日から施行された。本改正は、保険給付事務の128労働基準監督署への移管、強制適用事業の範囲、その他法の改正に伴う条文の整備、字句の改正及び様式の改正を行ったものである。

第2回改正は、昭和23年11月25日労働省令第16号をもって行われ、同年12月1日から施行された。本改正は、産業災害の発生状況にかんがみ、別表第1の保険料率を改正したものである。

第3回改正は、昭和24年6月1日労働省令第7号をもって行われ、同日から施行された。ただし、本改正省令施行前に発生した事故に対する療養補償費の支給に関しては、従前の例によることとした。本改正は、保険給付及び保険料算定基礎調査の全国336労働基準監督署への移管、その他法改正に伴う条文、様式の整備を行ったものである。

第4回改正は、昭和24年8月15日労働省令第13号をもって行われ、同年8月1日から施行された。本改正は、別表第4保険料率表に定められた事業を細分し、産業災害の発生状況に対応してその料率を改めたものである。

第5回改正は、昭和24年9月10日労働省令第19号をもって行われ、同年9月1日から施行された。本改正は、強制適用事業の範囲を明らかにしたものである。

第6回改正は、昭和24年11月16日労働省令第32号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、遺族補償費の受給権者について労働基準法施行規則との調整をしたものである。

第7回改正は、昭和25年3月30日労働省令第8号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、土木建築請負事業の賃金総額算定の特例を設け、また別表第4の保険料率を災害率に応じて改正したものである。

第8回改正は、昭和26年3月31日労働省令第7号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、法令で定める療養補償費を1,000円とし、有期事業の保険料も分割納付制度を取り入れ、その他法改正に伴って条文の整備を行ったほか、別表第4の保険料率を改正したものである。

第9回改正は、昭和27年4月1日労働省令第6号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、別表第4の保険料率の一部を災害率に応じて改正したものである。

第10回改正は、昭和27年8月22日労働省令第20号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、請負による土木建築事業であって、賃金総額を正確に算定することの困難なものについての賃金総額の算定の基礎となる請負金額にその価格を算入しない材料の範囲を定め、賃金総額の推定の適性化を図ったほか、別表第4の保険料率の一部を災害率に応じて改正したものである。

第11回改正は、昭和27年8月31日労働省令第19号をもって行われ、同年9月1日から施行された。本改正は、法の改正に伴って、スライド制の実施のために休業補償費請求書における平均給与額証明書の添付、使用労働者数の報告書の提出等必要な手続を規定したものである。

第12回改正は、昭和26年6月30日労働省令第6号をもって行われ、同年8月1日から施行された。本改正は、（1）保険料率の適用区分（適用の細目）を告示をもって定めることとし、（2）別表第4保険料率表中20数業種につき料率引き下げ、10余業種につき引き上げ、また料率の等級を26段階に区分し（3）土木建築事業につき、保険関係成立の標識を掲げる義務を課したものである。

第13回改正は、昭和29年4月1日労働省令第5号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、別表第4の保険料率表中「高堰堤（高さ15米以上の堰堤）建設事業」を「水力発電建設事業」と同じ料率とすることとしたものである。

第14回改正は、昭和29年6月19日労働省令第12号をもって行われ、同年7月1日から施行された。本改正は、遺族補償費の受給順位について、従来第4順位とされていた「労働者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹」を第3順位とし、従来第3順位とされていた「労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた者」を第4順位としたものである。

第15回改正は、昭和29年7月29日労働省令第19号をもって行われ、同年8月1日から施行された。本改正は、別表第4の保険料率表を災害率に応じて変更したものである。

第16回改正は、昭和30年3月28日労働省令第6号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、別表第4の保険料率表を災害率に応じて変更したものである。

第17回改正は、昭和30年9月1日労働省令第22号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、法改正に伴い全文を改正したものであるが、その主な内容は次のとおりである。

- (1) 新たに常時5人未満の労働者を使用する自動車による貨物の運送の事業を命令で指定する強制適用事業に加えた。
- (2) 補償費の請求書及び保険料の報告書を、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法による給付の請求書及び負担金の報告書と併用又は兼用できるようにするため、本施行規則では必要記載事項のみ規定し、様式については、別に労働省令で定めることとした。
- (3) 港湾荷役業等については、4月から12月までの使用労働者数の1日平均100人以上となる場合にメリット制を適用することとした。
- (4) 請負による土木、建築等の事業の保険料を請負代金の額により算定する場合にその額から控除する物を告示において規定し、新たにビニール管、コンクリートパイプを加えることとした。
- (5) 漁業の保険料率を42厘から32厘に引き下げた。
- (6) 法律の規定の順に従い章別及び条文の整理を行い、字句を整備した。

第18回改正は、昭和31年3月31日労働省令第4号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、別表第6の保険料率表を災害率に応じて変更し、また、医薬分業に伴う字句の改正等を行ったものである。

第19回改正は、昭和32年3月29日労働省令第3号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正の主な内容は次のとおりである。

- (1) 所轄労働基準局長に提出する書面（申込書、申請書、報告書、申出書）は所轄労働基準監督署長を経由することとした。
- (2) 療養の給付の請求書は、所轄労働基準監督署長があらかじめ保険加入者に交付した用紙によることとした。
- (3) 林業であって賃金総額を正確に算定することの困難なものについて賃金総額の算定方法を規定した。
- (4) 概算保険料の延納の方法を改正したもの、すなわち、継続事業については概算保険料と概算負担金との合算額が3,000円（有期事業については10万円）以上の場合には、概算保険料を延納できることとした。

第20回改正は、昭和32年4月1日労働省令第8号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、別表第6の改訂を行ったもので、保険料率を災害率に応じて変更し、保険料負担の合理化をはかったものである。

第21回改正は、昭和33年4月1日労働省令第2号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、別表第6の保険料率を災害率に応じて変更したものである。

第22回改正は、昭和33年12月1日労働省令第23号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、別表第4の労務費率表及び別表第6の保険料率表の一部を実情に即して改訂したものである。

第23回改正は、昭和34年2月24日労働省令第3号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、ボイラー及び压力容器安全規則の制定に伴い、字句の修正を行ったものである。

第24回改正は、昭和34年2月28日労働省令第4号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、事務手続合理化及び簡素化のため条文の一部を改正したものである。

第25回改正は、昭和34年3月30日労働省令第10号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、別表第4の労務費率表及び別表第6の保険料率表の一部を改正したものである。

第26回改正は、昭和35年3月7日労働省令第2号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、別表第4の労務費率表及び別表第6の保険料率表の一部を改正したものである。

第27回改正は、昭和35年3月31日労働省令第5号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、法改正に伴い行ったものであるが、その主な内容は次のとおりである。

- (1) 長期傷病者補償が創設されたこと及び障害等級第3級以上の身体障害に長期給付が支給されるようになったことに伴い、その手続きを改めた。
- (2) 中小企業協同組合法に基づく事業協同組合、事業協同小組合等法人である事業主の団体の構成員である事業主は、当該事業主の団体を代理人に選任することができることを規定した。
- (3) 漁船による水産動植物の採捕の事業についての保険加入者に対し、概算保険料の報告をする際に労働者に関する報告を提出することを義務づけた。
- (4) 労災保険の文書の様式は労働大臣が定めて告示することとした。

第28回改正は、昭和36年2月18日労働省令第3号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、別表

第4の労務費率表及び別表第6の保険料率表の一部改正を行ったものである。

第29回改正は、昭和36年3月31日労働省令第7号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、長期傷病者補償に要する費用に関する国庫負担の算定基準を定めたこと及びこれに伴い、条文の整備を行ったものである。

第30回改正は、昭和37年3月3日労働省令第1号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、別表第4の労務費率表及び別表第6の保険料率表を全面的に改正したものである。

第31回改正は、昭和37年10月25日労働省令第22号をもって行われ、同年12月1日から施行された。本改正は、地方公務員共済組合法の制定により、条文の整備を行ったものである。(第14条第1項)

第32回改正は、昭和37年12月28日労働省令第25号をもって行われ、昭和38年1月1日から施行された。本改正は、労働基準法施行規則の一部を改正する省令により条文の整備を行ったものである。(第13条第3項)

第33回改正は、昭和39年3月30日労働省令第2号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、個人となる事業主団体について法人格の有無を問わないこととし、継続事業における概算保険料を延納することのできる保険料額を引き上げ、その他保険事務の合理化を図ったこと及び別表第6の保険料率表を災害率に応じて変更したものである。

第34回改正は、昭和40年7月15日労働省令第12号をもって行われ、同年7月16日から施行された。本改正は、保険加入の促進に関し、事業主に対する指導を労働基準監督署長に行わせることとし、その所掌事務につき所要の整備を行ったものである。

第35回改正は、昭和40年7月31日労働省令第14号をもって行われ、同年8月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第1条施行に伴い行われたものであるが、その主な内容は次のとおりである。

- (1) 強制適用事業に係る危険又は有害な作業を指定した。
- (2) 有期事業の一括扱いについて、その対象事業、事業規模、要件、その他手続きについて指定した。
- (3) 継続事業の一括扱いについて、その要件、手続等について規定した。
- (4) 給付基礎日額の特例として、その最低額を380円と定めた。
- (5) 増加概算保険料の納付手続きを要する場合の賃金総額の増加率を100分の200とした。
- (6) その他保険料の報告、納付手続き等について規定した。

第36回改正は、昭和40年10月30日労働省令第18号をもって行われ、同年11月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第2条施行に伴い行われたものであるが、その主な内容は次のとおりである。

- (1) 労災保険事務組合に労災保険事務の処理を委託することができる事業主の範囲を常時300人(商業・サービス業等を主たる事業とする事業主については50人)以下の労働者を使用する事業主とした。
- (2) 特別加入することができる事業主、自営業者の範囲を規定した。
- (3) その他事務組合の認可申請手続、特別加入の申請手続について所要の規定を設けた。

第37回改正は、昭和41年1月31日労働省令第2号をもって行われ、同年2月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第3条施行に伴い行われたものであるが、その主な内容は次のとおりである。

- (1) 葬祭料の額を、35,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額とした。
- (2) 遺族補償年金の受給権者が2人以上あるときは、そのうちの1人を請求及び受領についての代表者に選任しなければならないこととした。
- (3) 障害補償年金、遺族補償年金又は長期傷病補償給付の受給権者に対して年金証書を交付することとした。
- (4) その他各保険給付の請求手続等について規定した。

第38回改正は、昭和41年4月16日労働省令第11号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、労働大臣の指定する種類の事業について、有期事業の一括扱いの地域制限を解除することとしたものである。

第39回改正は、昭和41年10月27日労働省令第31号をもって行われ、同年11月1日から施行された。本改正は、都道府県労働基準局長が行う労働者災害補償保険に関する事務のうち、その一部を本省において行うため、所要の改正を行ったものである。

第40回改正は、昭和42年4月3日労働省令第9号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、遺族補償給付の前払一時金を支給した場合の遺族補償年金の支給停止期間に関する算定方法の簡素化を図ったものである。

第41回改正は、昭和42年9月1日労働省令第24号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、労災保険事務組合に対する報奨金に関する政令が施行されたことに伴い、報奨金の交付申請手続を規定したものである。

第42回改正は、昭和42年10月24日労働省令第29号をもって行われ、同年10月25日から施行された。本改正は、障害等級表第9級に第13号、第14号として相当程度に労務を制限する精神神経障害を新たに格付けしたものである。

第43回改正は、昭和43年3月12日労働省令第2号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、(1)

給付基礎日額の最低保障額を480円に引き上げるとともに、(2) メリット制適用事業の使用労働者数報告を廃止し、概算確定保険料報告書の使用労働者数により判断することとしたほか、(3) 概算保険料の延納申請ができる事業の範囲を概算保険料が30,000円以上のもの、又は、労災保険事務組合に保険事務を委託している事業としたものである。

第44回改正は、昭和43年4月27日労働省令第9号をもって行われ、同年5月1日から施行された。本改正は、従来労働基準監督署長が行ってきた年金給付の支払いを、電子計算機の活用による本省払いとすることとしたことに伴い、年金給付の支払を金融機関の預金口座への振込み又は郵便局における払渡により行うこととしたため、年金給付に関する請求書の記載事項に所要の変更を加えたものである。

第45回改正は、昭和44年3月27日労働省令第5号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、年金等の受給権者の氏名、住所又は払渡金融機関等の変更に関する届出は、従来労働基準監督署長を経由して行われなければならないこととされていたが、今般これらの届出のうち本省支払いに係るものについては、労働大臣あて直接行わなければならないこととされ、年金給付の迅速な支払いと支払事務の合理化を図ったものである。

第46回改正は、昭和45年3月27日労働省令第2号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、(1) 給付基礎日額の最低保障額を770円に引き上げるとともに、(2) 特別加入者の給付基礎日額を改めたものである。

第47回改正は、昭和45年7月1日労働省令第17号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、昭和41年2月1日以前に支給事由の生じた年金給付の受給者の氏名、住所又は年金給付の払渡金融機関等に関する変更届の提出先を労働基準監督署長から労働大臣に変更したものである。

第48回改正は、昭和45年9月29日労働省令第22号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、家内労働者等について特別加入を認めたものである。

第49回改正は、昭和45年10月30日労働省令第29号をもって行われ、同年11月1日から施行された。本改正の主な内容は次のとおりである。

- (1) 労働基準監督署長が行う事務に保険施設のうち労災就学援護費に関する事務を加えた。
- (2) 遺族補償年金の特別加算の対象となる妻の廃疾の状態は障害等級第5級以上又はこれに相当するものとし、その廃疾に関する届出について新たに規定した。
- (3) 葬祭料の額を、60,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額とした。
- (4) 別表第1(障害等級表)の障害補償年金の額を改めた。
- (5) 昭和40年改正法附則第15条第1項の規定により長期傷病補償給付を受けることとなった者についての支払期月を原則的な支払期月にもどした。
- (6) 遺族補償年金の受給資格者の年齢管理を本省労災保険業務室で行うことになったことに伴い、定期報告の届出先、内容に変更を加えた。

第50回改正は、昭和45年12月28日労働省令第31号をもって行われ、昭和46年1月1日から施行された。本改正は、保険料率の改正を行ったものである。

第51回改正は、昭和46年9月8日労働省令第25号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。(第46条の18第2号)

第52回改正は、昭和47年1月22日労働省令第1号をもって行われ、同年2月1日から施行された。本改正は、従来、遺族補償年金の受給者が前払一時金を受けた場合、年金の支給停止が解除される最初の支払期月における支払事務については労働基準監督署で行っていたが、この事務を本省で行うこととなったことに伴い所要の改正を行ったものである。(第21条の4)

第53回改正は、昭和47年3月31日労働省令第7号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、給付基礎日額の最低保障額を1,000円に増額し、葬祭料の定額部分を70,000円に増額したものである。

第54回改正は、昭和47年3月31日労働省令第9号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労災保険法の改正、労働保険の保険料の徴収等に関する法律等の施行のため所要の整備を行ったものである。

第55回改正は、昭和47年9月30日労働省令第48号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、労働安全衛生法の施行のため所要の整備を行ったものである。

第56回改正は、昭和48年6月18日労働省令第20号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、労災就学援護費を新たに長期傷病補償給付の受給者のうち傷病が特に重篤であると認められる者についても支給することとしたことに伴い、これが事務を処理する所轄労働基準監督署長に関する規定について所要の整備を行ったものである。

第57回改正は、昭和48年10月15日労働省令第33号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、中小企業基本法等に規定されている中小企業者の範囲が改訂されたことに伴い、特別加入することができる事業主の範囲を拡大することとしたものである。

第58回改正は、昭和48年11月22日労働省令第35号をもって行われ、同年12月1日から施行された。本改正は、

通勤災害に関する保険給付が新設されたことに伴い通勤災害に関する保険給付の請求手続を定める等所要の整備を行ったものである。

第59回改正は、昭和49年3月23日労働省令第6号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、(1) 給付基礎日額の最低保障額を1,380円に引き上げ、また、(2) 葬祭料及び葬祭給付の定額部分の額を90,000円に引き上げるとともに、(3) 特別加入者の範囲の拡大、特別加入者の給付基礎日額の最高限度額の引き上げを行ったものである。

第60回改正は、昭和49年12月28日労働省令第29号をもって行われ、同日から施行された。本改正の主な内容は次のとおりである。

- (1) 遺族補償年金及び遺族年金の前払一時金の額、その請求手続等を改正した。
- (2) 遺族補償一時金及び遺族年金の受給権者が2人以上あるときは、その請求等について、代表者を選任しなければならないこととした。
- (3) 葬祭料及び葬祭給付の額のスライド制を設けた。

第61回改正は、昭和49年12月28日労働省令第30号をもって行われ、同日から施行され、同年11月1日に遡って適用された。本改正は、特別支給金制度が創設されたことに伴い、その事務の所轄を定める等所要の整備を行ったものである。

第62回改正は、昭和50年3月29日労働省令第10号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、(1) 給付基礎日額の最低保障額を1,800円に引き上げ、(2) 葬祭料及び葬祭給付の定額部分の額を125,000円に引き上げ、(3) 日雇労働者の通勤災害に係る一部負担金の額を100円にそれぞれ引き上げるとともに、(4) 家内労働者に係る特別加入者の範囲を拡大したものである。

第63回改正は、昭和50年8月27日労働省令第23号をもって行われ、同年9月1日から施行された。本改正は、障害等級表を改正し、聴力障害、胸腹部臓器障害、神経精神障害の各障害等級の細分化を行ったものである。

第64回改正は、昭和51年6月28日労働省令第25号をもって行われ、同年7月1日から施行された。本改正は、法の改正により、保険施設を廃止し、これに代えて労働福祉事業を行うこととされたことに伴い、所要の整備を行ったものである。

第65回改正は、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則(昭和51年6月28日労働省令第26号)附則第4条をもって行われ、同年7月1日から施行された。本改正は、法の改正により労働福祉事業として賃金立替払事業を行うこととされたことに伴い、賃金立替払事業の事務的所管について所要の整備を行ったものである。

第66回改正は、昭和51年9月27日労働省令第33号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正の内容は次のとおりである。

- (1) 葬祭料及び葬祭給付の額は、一定額に給付基礎日額の30日分を加えた額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は後者の額とすることとし、そのスライドに関する規定を整備した。
- (2) 林業の事業又は医薬品の配置販売の事業に従事する者の特別加入を認めることとした。

第67回改正は、昭和51年9月27日労働省令第34号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、昭和35年4月1日以前の労働者災害補償保険法の規定により打切補償費の支給を受けた労働者について支給される長期傷病補償給付たる年金又は障害補償年金の減額措置並びに当該労働者が死亡した場合の遺族補償給付及び葬祭料の不支給措置を廃止することを内容としている。

第68回改正は、昭和52年3月26日労働省令第6号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正の内容は次のとおりである。

- (1) 私傷病等に関して給付基礎日額の特例の範囲を拡大した。
- (2) 休業補償給付及び休業給付の額のスライドに関する規定の若干の手直しを行った。
- (3) 葬祭料及び葬祭給付の定額部分を15万円とした。
- (4) 傷病補償年金及び傷病年金に係る廃疾等級、認定及び給付手続等を定めた。
- (5) 一人親方等の特別加入者のうち通勤災害に係る保険給付の対象とならない範囲を定めた。
- (6) 海外派遣者の特別加入者に関する申請手続等を定めた。
- (7) 特別加入者の給付基礎日額として新たに7,000円、8,000円、9,000円及び10,000円を加えた。
- (8) その他所要の整備を行った。

第69回改正は、昭和52年6月14日労働省令第20号をもって行われ、(1) 給付基礎日額の最低保障額を2,185円に引き上げる部分は、同年6月14日から施行(同年6月1日に遡って適用)、(2) 特別加入者(家内労働者を除く。)の給付基礎日額のうち1,000円、1,500円を廃止する部分は、同年7月1日から施行された。

第70回改正は、じん肺法施行規則の一部を改正する省令(昭和53年3月28日労働省令第9号)附則第4条をもって行

われ、同年3月31日から施行された。本改正は、じん肺法の改正に伴い、所要の字句整理を行ったものである。

第71回改正は、昭和53年5月23日労働省令第26号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、許可、認可等の整理に関する法律の施行に伴い、特別加入者に係る給付基礎日額の決定に関する労働大臣の権限を都道府県労働基準局長に委任することとしたものである。

第72回改正は、昭和53年8月7日労働省令第32号をもって行われ、同年9月1日から施行された。本改正は、有機溶剤中毒予防規則の改正に伴い所要の字句整理を行ったものである。

第73回改正は、昭和54年4月4日労働省令第12号をもって行われ、同日から施行され、同年4月1日に遡って適用された。本改正は、(1)労働福祉事業としての労災就労保育援護制度の新設に伴い、その事務の所轄を定める等所要の整備を行うとともに、(2)葬祭料及び葬祭給付の定額部分の額を16万5,000円に引き上げたものである。

第74回改正は、昭和55年2月28日労働省令第2号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、公共企業体職員等共済組合法による特例廃疾年金の新設に伴う労災保険の年金たる保険給付との調整に関し、所要の整備を行ったものである。

第75回改正は、昭和55年3月25日労働省令第4号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、(1)給付基礎日額の最低保障額を2,670円に引き上げ、(2)再生資源取扱業の一人親方等の特別加入を認めることとしたものである。

第76回改正は、昭和55年5月31日労働省令第15号をもって行われ、(1)特別加入者の給付基礎日額に12,000円、14,000円、16,000円を加える改正は、同年6月1日から、(2)2,000円を廃止する改正は、昭和56年4月1日からそれぞれ施行された。

第77回改正は、昭和55年12月5日労働省令第32号をもって行われ、一部を除き、同日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い行われたものであるが、その主要内容は次のとおりである。

- (1) 年金たる保険給付の額のスライドの発動要件である賃金水準の変動率の算定方式について技術的な改善を行った。
- (2) 療養給付に係る一部負担金の徴収免除者の範囲に休業給付を支給しない者を追加した。
- (3) 年金たる保険給付の過誤払に係る返還金債権への充当処理を行う保険給付の支払金の範囲を定めた。
- (4) その他所要の整備を行った。

なお、上記改正事項のうち(1)については、昭和55年8月1日に遡って適用され、(2)については、昭和56年1月1日から、(3)については、昭和56年2月1日から、それぞれ施行された。

第78回改正は、昭和56年1月26日労働省令第3号をもって行われ、同年2月1日から施行された。本改正は、(1)障害等級第2級に、「神経系統の機能等に障害を残し随時介護を要するもの」を加え、また(2)労働福祉事業等に要する費用に充てるべき額の限度を明確にすることとしたものである。なお、(2)の改正事項は昭和56年度の予算から適用することとされた。

第79回改正は、昭和56年3月30日労働省令第8号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、(1)葬祭料及び葬祭給付の定額部分を18万5,000円に引き上げるとともに、(2)木工機械を使用する仏壇、木製食器等の製造、加工の作業等に従事する家内労働者の特別加入を認めることとしたものである。

第80回改正は、昭和56年10月29日労働省令第36号をもって行われ、同年11月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和55年法律第104号)の一部の施行に伴い、新設に係る障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金等に関する規定の整備、事業主から災害賠償を受けた場合の届出規定の整備等を行った。

第81回改正は、昭和57年5月26日労働省令第19号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、労働福祉事業としての休業補償特別援護金制度の新設に伴い、事務の所掌に関する規定について所要の整備を行ったものである。

第82回改正は、昭和57年9月30日労働省令第32号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、障害に関する用語の整理に関する法律の施行に伴い、所要の字句整理を行ったものである。

第83回改正は、昭和58年3月23日労働省令第10号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、(1)都道府県労働基準局長が特別加入者の給付基礎日額を決定するに当たり、必要な資料の提出を求めることができる規定を新設するとともに、(2)特別加入の対象となるいわゆる職場適応訓練として行われる作業に関する字句の整理を行ったものである。

第84回改正は、昭和58年4月5日労働省令第14号をもって行われ、同日から施行され、同年4月1日に遡って適用された。本改正は、葬祭料及び葬祭給付の定額部分の額を20万5,000円に引き上げたものである。

第85回改正は、昭和58年11月2日労働省令第28号をもって行われ、昭和59年4月1日から施行された。本改正は、家内労働者である特別加入者に係る給付基礎日額のうち1,000円を廃止することとしたものである。

第86回改正は、昭和59年3月31日労働省令第9号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、公共企業体から公団等に出向している職員の出向中に生じた傷病による障害について支給することとされてきた公共企業体職員等共済組合法による特例障害年金制度が昭和59年3月31日限りで廃止されたことに伴い、労災年金等と特例障害年金との間で調整することを前提とした規定について所要の整備を行ったものである。

第87回改正は、昭和59年7月27日労働省令第15号をもって行われ、同年8月1日から施行された。本改正は、給付基礎日額の最低保障額を3,210円に引き上げたものである。

第88回改正は、昭和59年9月29日労働省令第23号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い所要の整備を行ったものである。

第89回改正は、昭和60年3月9日労働省令第4号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、中小事業主等である特別加入者の給付基礎日額のうち2,500円を廃止したものである。

第90回改正は、昭和61年3月6日労働省令第5号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、家内労働者又はその補助者である特別加入者の給付基礎日額のうち1,500円を廃止したものである。

第91回改正は、昭和61年3月29日労働省令第20号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴い、年金たる保険給付等の請求手続に関する規定等に関し所要の整備を行ったものである。

第92回改正は、昭和61年4月5日労働省令第16号をもって行われ、同日から施行され、同年4月1日に遡って適用された。本改正は、葬祭料及び葬祭給付の定額部分の額を22万5,000円に引き上げたものである。

第93回改正は、昭和62年1月31日労働省令第2号をもって行われ、同年2月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（昭和61年法律第59号）の第1次施行分の施行に伴い、創設された年金たる保険給付にかかる給付基礎日額の年齢階層別の最低限度額及び最高限度額の算定方法等に関する規定を新設するとともに、関係規定の整備を行ったほか、給付基礎日額の特例に関する規定に関し所要の整備を行ったものである。

第94回改正は、昭和62年3月30日労働省令第11号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（昭和61年法律第59号）の第2次施行分の施行に伴い行われたものであるが、その主な内容は次のとおりである。

- （1）労働者の通勤経路からの逸脱又は通勤の中断に関し特例的に取り扱われる労働者の日常生活上必要な行為の内容について、具体的に定めた。
- （2）労働者が監獄等に収容されていることにより休業補償給付及び休業給付が行われない場合を具体的に定めた。
- （3）事業主は、当該事業主の事業に係る業務災害又は通勤災害に関する保険給付の請求について、文書で意見を申出ることができるものとした。
- （4）特別加入の申請を行う場合であって当該申請に係る特別加入予定者（海外派遣者を除く。）が従事する業務が粉じん業務等の特定業務に該当するときには、申請書に業務歴を記載しなければならないものとし、所轄都道府県労働基準局長が必要と認める場合には、当該特定業務に従事する特別加入予定者についての健康診断書を提出しなければならないこととした。
- （5）その他所要の整備を行った。

第95回改正は、昭和63年4月8日労働省令第11号をもって行われ、同日から施行され、同年4月1日に遡って適用された。本改正は、葬祭料及び葬祭給付の定額部分の額を24万円に引き上げたものである。

第96回改正は、昭和63年12月28日労働省令第41号をもって行われ、平成元年2月1日から施行された。本改正は、（1）年金たる保険給付の受給権者の定期報告書の提出期限を分散し、また（2）定期報告書の記載事項及び添付書類の変更等を行うとともに、（3）保険給付の請求書等に関する改正を行ったものである。

第97回改正は、平成元年3月17日労働省令第4号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、事業主団体等に委託される職業訓練であって労働大臣が定めるものとして行われる作業を特別加入の対象に加えることとしたものである。

第98回改正は、平成2年3月29日労働省令第5号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、葬祭料及び葬祭給付の定額部分の額を25万円に引き上げたものである。

第99回改正は、平成2年7月31日労働省令第17号をもって行われ、同年8月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成2年法律第40号）の第1次施行分の施行に伴い行われたものであるが、その主な内容は次のとおりである。

- （1）年金及び一時金たる保険給付のスライド方式が改められたことに伴い、平均給与額の算定方法の規定を恒久措置化する等所要の整備を行った。

(2) 遺族補償給付又は遺族給付に係る死亡労働者との生計維持関係の認定について、死亡労働者との同居の事実の有無、死亡労働者以外の扶養義務者の有無その他の事項を基礎として、労働省労働基準局長が定めるものとする事とした。

(3) その他所要の整備を行った。

第100回改正は、平成2年9月28日労働省令第24号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成2年法律第40号）の第2次施行分の施行に伴い行われたものであるが、その主な内容は次のとおりである。

(1) 休業補償給付又は休業給付のスライド方式が事業場の規模又は産業の別を問わず一律に毎月勤労統計における毎月きまって支給する給与の1人当たりの平均額を基礎とする方式に改められたこと等に伴い、1人当たりの平均額の具体的算定方法を規定する等所要の整備を行った。

(2) 療養開始後1年6か月経過者に係る休業給付基礎日額につき年金たる保険給付と同じく年齢階層別最低・最高限度額が設定されたことに伴い、当該限度額の算定の方法その他につき従来の年金たる補償給付と同様の定めをした。

(3) その他所要の整備を行った。

第101回改正は、平成3年4月12日労働省令第11号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、特定農作業従事者及び労働組合等の常勤役員として一定の作業に従事する者の特別加入を新設したものである。

第102回改正は、平成3年9月25日労働省令第20号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、給付基礎日額の最低保障額を3,960円に引き上げたものである。

第103回改正は、平成4年3月30日労働省令第5号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、葬祭料及び葬祭給付の定額部分の額を26万5,000円に引き上げたものである。

第104回改正は、平成5年2月12日労働省令第1号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、職業能力開発促進法施行規則の改正に伴い、所要の字句整理を行ったものである。

第105回改正は、平成5年3月22日労働省令第5号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、家内労働者等である者を除く特別加入者に係る給付基礎日額のうち、3,000円を廃止したものである。

第106回改正は、平成5年7月1日労働省令第25号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、労働福祉事業として中小企業労働時間短縮促進特別奨励金及び労働時間短縮実施計画援助団体助成金の支給を行うこととしたものである。

第107回改正は、平成5年7月21日労働省令第27号をもって行われ、同年8月1日から施行された。本改正は、(1) 毎月勤労統計の標本抽出替えが行われた際の年金スライド率の算定方法について所要の整備を行うとともに、(2) 遺族補償年金支給請求書等に添付する労働者の死亡を証明するための書類について、死亡届書記載事項証明書又はこれに代わるべき書類によることとしたものである。

第108回改正は、平成6年2月9日労働省令第5号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、中小企業労働時間短縮促進特別奨励金の支給要件の整備を行ったものである。

第109回改正は、平成6年3月30日労働省令第18号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、葬祭料及び葬祭給付の定額部分の額を28万円に引き上げたものである。

第110回改正は、平成6年4月1日労働省令第25号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、中小企業労働時間短縮促進特別奨励金の支給要件の整備を行ったものである。

第111回改正は、平成6年6月24日労働省令第32号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、中小企業労働時間短縮促進特別奨励金の支給要件の整備を行ったものである。

第112回改正は、平成6年6月24日労働省令第35号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、中小企業短時間労働者雇用管理等助成金及び事業主団体短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給を行うこととしたものである。

第113回改正は、平成6年9月28日労働省令第41号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、訪問看護事業者において療養の給付を行うことができることとしたものである。

第114回改正は、平成7年2月10日労働省令第5号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、(1) 労働福祉事業等に要する費用に充てべき額の限度を改正するとともに、(2) 特別加入者の給付基礎日額として新たに18,000円及び20,000円を加えることとしたものである。

第115回改正は、平成7年3月30日労働省令第16号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、新たに就職しようとする求職者であった、事業主又は事業主の団体に委託して実施される職業訓練を受ける者の特別加入を認めることとした。

第116回改正は、平成7年3月30日労働省令第17号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、中小企業労働時間短縮促進特別奨励金の支給要件の整備を行ったものである。

第117回改正は、平成7年7月31日労働省令第36号をもって行われ、同年8月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成7年法律第35号）の第1次施行に伴い行われたものであるが、その主な内容は次のとおりである。

- （1）給付基礎日額の最低保障額を4,180円に引き上げるとともに、各年度において毎月勤労統計の当該年度における労働者の平均給付額が、当該年度の前年度の平均給与額と比較して変動した場合には、当該変動した比率に応じて、当該年度の翌年度の8月1日から給付基礎日額の最低保障額を改定することとした。
- （2）年齢階層別最低・最高限度額において現行の65歳以上の年齢階層を65歳以上70歳未満の年齢階層と70歳以上の年齢階層に分けた。
- （3）その他所要の整備を行った。

第118回改正は、平成8年3月1日労働省令第6号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成7年法律第35号）の第2次施行に伴い行われたものであるが、その主な内容は次のとおりである。

- （1）介護補償給付及び介護給付に係る障害の程度、支給額、支給対象とならない施設入居者の範囲、請求手続について定めた。
- （2）その他所要の整備を行った。

第119回改正は、平成8年3月28日労働省令第12号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、葬祭料及び葬祭給付の定額部分の額を29万5,000円に引き上げたものである。

第120回改正は、平成8年5月11日労働省令第25号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、中小企業労働時間短縮促進特別奨励金の支給要件の整備を行ったものである。

第121回改正は、平成8年7月26日労働省令第31号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、障害補償年金前払一時金の支払を年4期から年6期にしたものである。

第122回改正は、平成9年2月28日労働省令第7号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、介護補償給付及び介護給付に係る支給額を引き上げたものである。

第123回改正は、平成9年3月31日労働省令第20号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、中小企業労働時間短縮促進特別奨励金を廃止し、中小企業労働時間制度改善助成金及び事業主団体等労働時間短縮自主点検事業助成金を新設したものである。

第124回改正は、平成9年4月1日労働省令第24号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、中小企業短時間労働者雇用管理改善等助成金及び事業主団体短時間労働者雇用管理改善等助成金を短時間労働者雇用管理改善等助成金として統合したものである。

第125回改正は、平成9年9月25日労働省令第31号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保のための労働省関係法律の整備に関する法律（平成9年法律第92号）の一部の施行に伴い、所要の字句整理を行ったものである。

第126回改正は、平成10年3月2日労働省令第4号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、（1）葬祭料及び葬祭給付の定額部分の額を30万5,000円に引き上げるとともに、（2）介護補償給付及び介護給付に係る支給額を引き上げたものである。

第127回改正は、平成10年3月26日労働省令第13号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労働基準法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の字句整理を行ったものである。

第128回改正は、平成10年4月27日労働省令第24号をもって行われ、平成11年4月1日から施行された。本改正は、職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成9年法律第45号）の施行に伴い、所要の字句整理を行ったものである。

第129回改正は、平成11年3月25日労働省令第16号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、介護補償給付及び介護給付に係る支給額を引き上げたものである。

第130回改正は、平成11年3月31日労働省令第28号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、特例事業場労働時間短縮奨励金及び事業主団体等特例事業場労働時間短縮促進助成金を新設したものである。

第131回改正は、平成11年8月13日労働省令第34号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、（1）平成13年度以前の各年度においては、労働福祉事業等に要する費用に充てるべき額から、未払賃金の立替払事業に要する費用を除外するとともに、（2）その他所要の字句整理を行ったものである。

第132回改正は、平成11年12月3日労働省令第48号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、中小企業基本法等に規定されている中小企業事業主の範囲が改定されたことに伴い、特別加入することができる事業主の範囲及び中小企業短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給対象となる事業主の範囲の拡大を行ったものである。

第133回改正は、平成12年1月31日労働省令第2号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、地方権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係労働省令の整備に関する省令の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第134回改正は、平成12年3月10日労働省令第5号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、(1) 葬祭料及び葬祭給付の定額部分の額を31万5,000円に引き上げるとともに、(2) 介護補償給付及び介護給付に係る支給額を引き上げたものである。

第135回改正は、平成12年10月31日労働省令第41号をもって行われ、平成13年1月6日から施行された。本改正は、中央省庁等改革のための関係労働省令の整備等に関する省令の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第136回改正は、平成13年3月23日厚生労働省令第31号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、介護関係業務に係る作業であって、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るものに関する特別加入制度を新設することとしたほか、労働福祉事業等に要する費用に充てるべき額の限度の改正を行ったものである。

第137回改正は、平成14年2月20日厚生労働省令第13号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、休業補償給付を行わない場合について、少年法の改正により、少年院において刑を執行する場合における当該少年院に拘留されている際の取扱いを規定したものである。

第138回改正は、平成14年9月5日厚生労働省令第117号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、健康保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行に伴い、所要の字句整理を行ったものである。

第139回改正は、平成15年3月25日厚生労働省令第45号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、介護補償給付及び介護給付の限度額等の引き下げを行ったほか、障害補償年金受給権者及び障害年金受給権者の定期報告に係る診断書の添付義務を廃止したものである。

第140回改正は、平成15年3月31日厚生労働省令第71号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、日本郵政公社法（平成14年法律第97号）及び日本郵政公社法施行法（平成14年法律第98号）の施行に伴い、また関係法律の規定に基づき、所要の字句整理を行ったものである。

第141回改正は、平成16年3月25日厚生労働省令第74号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、介護補償給付及び介護給付の限度額等の引き下げを行ったものである。

第142回改正は、平成16年6月4日厚生労働省令第101号をもって行われ、同年7月1日から施行された。本改正は、障害補償給付及び障害給付の障害等級表について、手指の亡失、用廃及び複視に係る障害等級の見直し、所要の字句整理を行ったものである。

第143回改正は、平成17年3月31日厚生労働省令第68号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、支出官事務規程の一部の改正により、障害補償年金の請求に当たって請求書に記載しなければならない事項を定める第14条の2第1項第7号について、所要の整備を行ったものである。

第144回改正は、平成18年1月25日厚生労働省令第6号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、障害補償給付及び障害給付の障害等級表について、心臓又は一側のじん臓を失ったもの及び胸腹部臓器の機能に係る障害等級の見直しを行ったものである。

第145回改正は、平成18年3月27日厚生労働省令第52号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労働安全衛生法等の一部の改正する法律（平成17年法律108号）の施行に伴い行われたもので、その内容は次のとおりである。

- (1) 通勤災害保護制度の対象となる事業場間移動の起点たる就業の場所を定めた。
- (2) 通勤災害保護制度の対象となる住居間移動の要件を定めた。
- (3) 通勤災害に関する保険給付の請求手続規定の整備を行った。

第146回改正は、平成18年3月31日厚生労働省令第67号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労災特別介護施設を介護補償給付及び介護給付の支給対象外となる施設から除外し、また、労働時間の設定の改善に関する特別措置法の改正に伴い、同法に基づき事業主等に対して行ってきた助成事業をすべて廃止し、新たに労働時間等設定改善推進助成事業を新設すること及び短時間労働者管理改善助成事業の内容を改正したものである。

第147回改正は、平成18年3月31日厚生労働省令第68号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、介護補償給付及び介護給付の限度額等の引き下げを行ったものである。

第148回改正は、平成18年5月23日厚生労働省令第122号をもって行われ、同年5月24日から施行された。本改正は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第149回改正は、平成18年9月5日厚生労働省令第154号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、労働福

社事業に要する費用等に充てるべき額の限度の改正を行ったものである。

第150回改正は、平成18年9月29日厚生労働省令第169号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の一部施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第151回改正は、平成19年4月23日厚生労働省令第80号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）の施行に伴い、短時間労働者雇用管理改善等助成金の改正その他所要の整備を行ったものである。

第152回改正は、平成19年6月1日厚生労働省令第86号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第153回改正は、平成19年6月29日厚生労働省令第92号をもって行われ、同年7月1日から施行された。本改正は、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第72号）の一部の施行に伴い、短時間労働者雇用管理改善等助成金を短時間労働者均衡待遇推進助成金に改めたものである。

第154回改正は、平成19年7月3日厚生労働省令第93号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、中小企業労働時間適正化促進助成金を新設したものである。

第155回改正は、平成19年9月25日厚生労働省令第112号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、郵政民営化法（平成17年法律第97号）をはじめとする郵政民営化関連6法の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第156回改正は、平成19年12月25日厚生労働省令第152号をもって行われ、同年12月26日から施行された。本改正は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第157回改正は、平成20年3月18日厚生労働省令第36号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正の内容は次のとおりである。

- （1）通勤災害保護制度の対象とする日常生活上必要な行為として、労働者の家族の介護を加えた。
- （2）二次健康診断等給付の対象条件及び検査項目について所要の改正を行った。
- （3）職場意識改善助成金を新設した。

第158回改正は、平成20年3月31日厚生労働省令第78号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、介護補償給付及び介護給付の限度額等の引き上げを行ったものである。

第159回改正は、平成21年3月31日厚生労働省令第73号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、中小企業労働時間適正化促進助成金を廃止するとともに、社会復帰促進等事業等に要する費用に充てるべき額の限度を引き下げたものである。

第160回改正は、平成21年12月28日厚生労働省令第167号をもって行われ、平成22年1月1日から施行された。本改正は、日本年金機構法（平成19年法律第109号）及び日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第310号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第161回改正は、平成21年12月28日厚生労働省令第168号をもって行われ、平成22年1月1日から施行された。本改正は、船員保険と労災保険の統合に伴い、乗船時と下船時で賃金が大きく変動する船員についての給付基礎日額の算定方法の特例規定及び法人組織の代表者等である船員について特別加入の対象とする規定を設けたものである。

第162回改正は、平成22年3月31日厚生労働省令第42号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、介護補償給付及び介護給付の限度額等の引き下げを行ったものである。

第163回改正は、平成22年9月29日厚生労働省令第107号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成22年法律第15号）の一部の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第164回改正は、平成23年2月1日厚生労働省令第13号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、障害補償給付及び障害給付の障害等級について、（1）外貌障害に係る障害等級の男女差を解消するとともに、（2）外貌障害に係る障害等級の新設を行ったものである。

第165回改正は、平成23年3月31日厚生労働省令第35号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、介護補償給付及び介護給付の限度額等の引き下げを行ったものである。

第166回改正は、平成23年4月1日厚生労働省令第48号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」と「中小企業雇用安定化奨励金」を整理・統合し、「均等待遇・正社員化推進奨励金」を創設することに伴い、支給対象事業主の追加及び字句整理など、所要の改正を行ったものである。

第167回改正は、平成23年9月6日厚生労働省令第113号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、受動喫煙防止対策としてより効果的と考えられる喫煙室の設置による空間分煙の促進を図るため、「受動喫煙防止対

策助成金」を創設したものである。

第168回改正は、平成23年12月27日厚生労働省令第154号をもって行われ、平成24年1月1日から施行された。本改正は、東北地方太平洋沖地震の復旧・復興作業に伴う特別加入している建設業の一人親方等が、工作物の原状回復事業又はその準備の事業に従事する際に被った災害を補償対象とするものである。

第169回改正は、平成24年3月26日厚生労働省令第35号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、障害（補償）年金受給権者が定期報告を行うに当たり、住民基本台帳ネットワークシステムの利用により、当該受給権者の本人確認情報が得られたときには、その住民票の写し又は戸籍の抄本を添付することを不要としたものである。

第170回改正は、平成24年3月30日厚生労働省令第56号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、介護補償給付及び介護給付の限度額等の引き下げを行ったものである。

第171回改正は、平成24年9月28日厚生労働省令第135号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第30号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第172回改正は、平成25年8月1日厚生労働省令第94号をもって行われ、特別加入者の給付基礎日額について、22,000円、24,000円を加え、上限を25,000円としたものである。

第173回改正は、平成25年11月1日厚生労働省令第122号をもって行われ、同年11月30日から施行された。本改正は、特別加入の手続を簡素化するため、特別加入の申請書の提出枚数について所要の改正を行ったものである。

第174回改正は、平成26年3月28日厚生労働省令第32号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、職場意識改善助成金の支給に当たり、労働時間等の設定の改善のための措置を記載した計画として、情報通信技術を活用した在宅勤務を可能とする措置を追加する等の改正を行ったものである。

第175回改正は、平成26年10月31日厚生労働省令第118号をもって行われ、同年11月1日から施行された。本改正は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第288号）並びに労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第101号）が平成26年11月1日から施行されることに伴い、所要の整備を行ったものである。

第176回改正は、平成27年3月31日厚生労働省令第67号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、労働時間等設定改善推進助成金を廃止し、中小事業主の文言を中小企業事業主に改める等の改正を行ったものである。

第177回改正は、平成27年3月31日厚生労働省令第71号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、介護補償給付及び介護給付の限度額等の引き上げを行ったものである。

第178回改正は、平成27年3月31日厚生労働省令第73号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、子ども・子育て支援法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第179回改正は、平成27年4月10日厚生労働省令第86号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、職場意識改善助成金に関し、所要の整備を行ったものである。

第180回改正は、平成27年9月29日厚生労働省令第150号をもって行われ、同年10月5日から施行された。本改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第181回改正は、平成28年3月25日厚生労働省令第41号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、介護補償給付及び介護給付の限度額等の引き上げを行ったものである。

第182回改正は、平成28年12月28日厚生労働省令第186号をもって行われ、平成29年1月1日から施行された。本改正は、育児介護休業法施行規則の改正に伴う所要の整備、並びに職場意識改善助成金の支給に当たり、労働時間等の設定の改善のための措置を記載した計画として、終業から始業までに継続した休息期間を確保する措置を追加する等の改正を行ったものである。

第183回改正は、平成29年3月31日厚生労働省令第35号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、介護補償給付及び介護給付の限度額等の引き上げ、及び遺族補償年金の請求等の手続において添付書類として求めている住民票の写しについて、個人番号を利用することで当該書類の提出を省略することができるよう、所要の整備を行ったものである。

第184回改正は、平成30年2月8日厚生労働省令第13号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正の内容は次のとおりである。

- （１）介護補償給付及び介護給付の限度額等の引き上げを行った。
- （２）個人家庭に雇用され、家事、育児等の作業に従事する者の特別加入を認めることとした。

(3) 社会復帰促進等事業等に要する費用に充てるべき額の限度を引き上げた。

第185回改正は、平成30年3月30日厚生労働省令第56号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、職場意識改善助成金を時間外労働改善助成金に改め、所要の整備を行ったものである。

第186回改正は、平成30年9月7日厚生労働省令第112号をもって行われ、平成31年4月1日から施行された。本改正は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第187回改正は、平成31年3月31日厚生労働省令第64号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正の内容は次のとおりである。

- (1) 毎月勤労統計調査において不適切な取り扱いを行っていたことによる追加給付の支給額の算定に当たり、平成31年1月に公表した「再集計値」及び「給付のための推計値」を、スライド率等を計算する根拠となる「平均定期給与額」として用いるために、所要の整備を行った。
- (2) 介護補償給付及び介護給付の限度額等の引き上げを行った。
- (3) 時間外労働等改善助成金の支給要件として規定している勤務間インターバルについて、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）の施行に伴い、所要の整備を行った。

第188回改正は、令和2年3月31日厚生労働省令第70号をもって行われ、同日及び同年4月1日に分けて施行された。本改正の主な内容は次のとおりである。

- (1) 令和2年3月31日施行

労災年金の受給者に求めている定期報告について、個人番号情報連携により必要な情報を取得できる者の一部について廃止することとし、医師の診断書の添付を求めないこととした。

- (2) 令和2年4月1日施行

- イ 介護補償給付及び介護給付の限度額等の引き上げを行った。
- ロ 社会復帰促進等事業のうち処分性のある事業に関する規定を新設した。
- ハ 時間外労働等改善助成金について、働き方改革推進支援助成金への名称変更等を行った。
- ニ 一時金と年金たる保険給付等との調整利率に係る整備を行った。

第189回改正は、令和2年7月17日厚生労働省令第141号をもって行われ、同年9月1日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第190回改正は、令和3年1月26日厚生労働省令第11号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正では芸能関係作業従事者、アニメーション制作作業従事者、柔道整復師について新たに特別加入制度の対象とした。

第191回改正は、令和3年2月26日厚生労働省令第44号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正では創業支援等措置に基づき事業を行う方について新たに特別加入制度の対象とした。

第192回改正は、令和3年3月24日厚生労働省令第58号をもって行われ、同日及び同年4月1日に分けて施行された。本改正の内容は次のとおりである。

- (1) 令和3年3月24日施行

毎月勤労統計に係る追加給付において所要の改正を行った。

- (2) 令和3年4月1日施行

- イ 介護（補償）等給付及び介護料の額の引上げを行った。
- ロ 遺族（補償）等年金の定期報告等の一部廃止を行った。
- ハ 労災就学等援護費の額の改定を行った。
- ニ 労災療養援護金の支給事業に係る規定の削除を行った。
- ホ 働き方改革推進支援助成金の改正を行った。

第193回改正は、令和3年7月20日厚生労働省令第123号をもって行われ、同年9月1日から施行された。本改正では自転車配達員、ITフリーランスについて新たに特別加入制度の対象とした。

第194回改正は、令和4年3月10日厚生労働省令第35号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正ではあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師について新たに特別加入制度の対象とした。

第195回改正は、令和4年3月30日厚生労働省令第49号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正の主な内容は次のとおりである。

- (1) 介護（補償）等給付及び介護料の額の引上げを行った。
- (2) 遺族（補償）等年金の年金証書等の返納の廃止を行った。
- (3) 労災就学援護費の支給の対象となる者の拡大を行った。

第196回改正は、令和4年5月24日厚生労働省令第87号をもって行われ、同年7月1日から施行された。
本改正では歯科技工士について新たに特別加入制度の対象とした。

第197回改正は、令和4年9月8日厚生労働省令第126号をもって行われ、同年10月1日から施行された。
本改正では公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行に伴い、所要の整備を行った。

第198回改正は、令和5年3月31日厚生労働省令第50号をもって行われ、同年4月1日から施行された。
本改正の主な内容は次のとおりである。

- (1) 介護（補償）等給付及び介護料の額の引上げを行った。
- (2) アフターケアの健康管理手帳をアフターケア手帳とする改正を行った。
- (3) 労災就学等援護費の額の改定を行った。
- (4) 働き方改革推進支援助成金、受動喫煙防止対策助成金の改正を行った。

第199回改正は、令和5年4月7日厚生労働省令第68号をもって行われ、令和6年4月1日から施行された。
本改正では困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の施行に伴い、所要の整備を行った。

第200回改正は、令和6年1月31日厚生労働省令第22号をもって行われ、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）の施行の日から施行される。本改正では特定フリーランス事業について新たに特別加入制度の対象とする。

第201回改正は、令和6年3月26日厚生労働省令第50号をもって行われ、以下（1）から（3）までは同年4月1日から施行された。（4）は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行される。

本改正の主な内容は次のとおりである。

- (1) 介護（補償）等給付及び介護料の額の引上げを行った。
- (2) 労災就学等援護費の額の改定を行った。
- (3) 法令の周知と法令の要旨等の周知方法について電磁的方法によることも可能とする改正を行った。
- (4) その他所要の改正を行った。

4 労働者災害補償保険特別支給金支給規則改正の経過

労働者災害補償保険特別支給金支給規則は、昭和49年12月28日労働省令第30号をもって公布、即日施行され、同年11月1日に遡って適用された。改正の経過の概要は次のとおりである。

第1回改正は、昭和51年6月28日労働省令第25号をもって行われ、同年7月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法の改正に伴い、「保険施設」を「労働福祉事業」に改める等の整備を行ったものである。

第2回改正は、昭和51年9月27日労働省令第35号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、休業特別支給金の支給開始日を休業4日目に繰り上げたものである。

第3回改正は、昭和52年3月26日労働省令第7号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、（1）特別給与を基礎とする特別支給金を新設するとともに、（2）海外派遣者としての特別加入者に対する特別支給金の適用を行うため所要の整備を行ったほか、（3）長期傷病特別支給金を廃止し、これに伴う所要の経過措置等を定めたものである。

第4回改正は、昭和52年6月14日労働省令第21号をもって行われ、同日から施行され、同年4月1日に遡って適用された。本改正は、遺族特別支給金の支給額を200万円に、障害特別支給金のうち障害等級第1級から第3級にかかる支給額をそれぞれ228万円、213万円、200万円に引き上げたものである。

第5回改正は、昭和53年4月5日労働省令第21号をもって行われ、同日から施行され、同年4月1日に遡って適用された。本改正は、障害特別支給金のうち障害等級第4級から第7級までに係る支給額をそれぞれ176万円、150万円、128万円及び106万円に引き上げたものである。

第6回改正は、昭和53年5月23日労働省令第26号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、許可、認可等の整理に関する法律の施行に伴い、労働者災害補償保険法施行規則が改正され、これにより所要の字句整理を行ったものである。

第7回改正は、昭和55年12月5日労働省令第32号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、（1）遺族特

別支給金の額を 300 万円に、障害特別支給金の額を 1.5 倍に引き上げるとともに（同年 11 月 1 日に遡って適用）、（2）労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和 55 年法律第 104 号）施行による保険給付の改善に準じ、遺族特別年金の額の引き上げ（同年 11 月 1 日に遡って適用）、（3）特別給与を算定基礎とする特別支給金のスライド制の改善（同年 8 月 1 日に遡って適用）、（4）年金たる特別支給金に係る支払事務の効率化の改正（昭和 56 年 2 月 1 日から施行）等を行ったものである。

第 8 回改正は、昭和 56 年 4 月 23 日労働省令第 19 号をもって行われ、同年 5 月 1 日から施行された。本改正は、特別給与を基礎とする特別支給金の額の算定に用いる算定基礎年額の最高限度額を 100 万円から 150 万円に引き上げたものである。

第 9 回改正は、昭和 56 年 6 月 27 日労働省令第 24 号をもって行われ、同日から施行され、同年 4 月 1 日に遡って適用された。本改正は、傷病特別支給金の新設を行ったものである。

第 10 回改正は、昭和 56 年 10 月 29 日労働省令第 37 号をもって行われ、同年 11 月 1 日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和 55 年法律第 104 号）の施行による保険給付の改善に準じ、障害特別年金差額一時金に関する規定の新設等所要の整備を行ったものである。

第 11 回改正は、昭和 57 年 9 月 30 日労働省令第 32 号をもって行われ、同年 10 月 1 日から施行された。本改正は、障害に関する用語の整理に関する法律の施行に伴い、所要の字句整理を行ったものである。

第 12 回改正は、昭和 59 年 7 月 27 日労働省令第 15 号をもって行われ、同年 8 月 1 日から施行された。本改正は、給付基礎日額の最低保障額の引き上げに伴い所要の整備を行ったものである。

第 13 回改正は、昭和 62 年 1 月 31 日労働省令第 2 号をもって行われ、同年 2 月 1 日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（昭和 61 年法律第 59 号）の第 1 次施行分の施行により、年金たる保険給付に係る給付基礎日額の年齢階層別の最低限度額及び最高限度額が導入されたことに伴い、特別給与を基礎とする特別支給金の算定基礎年額に関する規定の改定等を行ったものである。

第 14 回改正は、昭和 62 年 3 月 30 日労働省令第 11 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（昭和 61 年法律第 59 号）の第 2 次施行分が施行されたことに伴い行われたものであるが、その主な内容は次のとおりである。

- （1）一部休業の場合の休業特別支給金の額を、給付基礎日額から実労働時間に対して支払われる賃金の額を控除した額の 60%に相当する額とした。
- （2）労働者が監獄等に収容されている一定の場合には休業特別支給金を支給しないこととした。
- （3）その他所要の整備を行った。

第 15 回改正は、平成 2 年 7 月 31 日労働省令第 17 号をもって行われ、同年 8 月 1 日から施行された。本改正は労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成 2 年法律第 40 号）の第 1 次分の施行に伴い行われたものであるが、その主な内容は次のとおりである。

- （1）年金たる特別支給金等のスライドの根拠規定を附則から本則に移すとともに、スライドの方式を給付額をスライドさせる方式から算定基礎日額をスライドさせる方式に改めた。
- （2）傷病補償年金等のスライドの方式が給付額をスライドさせる方式から算定基礎日額をスライドさせる方式に改められたことに伴い、差額支給金の算定方式を変更した。
- （3）その他所要の整備を行った。

第 16 回改正は、平成 2 年 9 月 28 日労働省令第 24 号をもって行われ、同年 10 月 1 日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成 2 年法律第 40 号）の第 2 次施行分の施行に伴い行われたものであり、休業特別支給金の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額にスライドや年齢階層別最低・最高限度額が適用されることとすること、その他所要の整備を行ったものである。

第 17 回改正は、平成 3 年 4 月 12 日労働省令第 11 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、特定農作業従事者及び労働組合等の常勤役員として一定の作業に従事する者の特別加入の新設に伴い所要の整備を行ったものである。

第 18 回改正は、平成 5 年 7 月 21 日労働省令第 27 号をもって行われ、同年 8 月 1 日から施行された。本改正は、遺族特別支給金の申請をする際に添付する労働者の死亡を証明するための書類について、死亡届書記載事項証明書又はこれに代わるべき書類によることとしたものである。

第 19 回改正は、平成 7 年 7 月 31 日労働省令第 36 号をもって行われ、同年 8 月 1 日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 35 号）の第 1 次施行に伴い行われたものであり、遺族特別年金の給付額の最高給付日数を受給できる遺族数を「5 人以上」から「4 人以上」にするとともに、遺族数が「2 人」の場合及び「3 人」の場合の遺族特別年金の給付額について、算定基礎日額の 201 日分と 223 日分にそれぞれ引き上げること、その他所要の整備を行ったものである。

第20回改正は、平成8年7月26日労働省令第31号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、年金たる特別支給金の支払期日を年4期から年6期にしたものである。

第21回改正は、平成9年3月14日労働省令第10号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、傷病特別年金差額支給金の額の算定についても、傷病特別年金の額の算定と同様の改善を行うものとしたものである。

第22回改正は、平成10年3月26日労働省令第13号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労働基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年労働省令第13号）の施行に伴い、所要の字句整理を行ったものである。

第23回改正は、平成12年10月31日労働省令第41号をもって行われ、平成13年1月6日から施行された。本改正は、中央省庁等改革のための関係労働省令の整備等に関する省令の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第24回改正は、平成13年3月23日厚生労働省令第31号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第124号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第25回改正は、平成14年2月20日厚生労働省令第13号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、休業補償給付を行わない場合について、少年法の改正により、少年院において刑を執行する場合における当該少年院に拘置されている際の規定を行ったものである。

第26回改正は、平成18年3月27日厚生労働省令第52号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）の施行に伴い、通勤災害に関する特別支給金の請求手続規定の整備を行ったものである。

第27回改正は、平成18年5月23日厚生労働省令第122号をもって行われ、同年5月24日から施行された。本改正は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第28回改正は、平成19年4月23日厚生労働省令第80号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第29回改正は、平成19年6月1日厚生労働省令第86号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第30回改正は、平成19年9月25日厚生労働省令第112号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、郵政民営化法（平成17年法律第97号）をはじめとする郵政民営化関連6法の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第31回改正は、平成24年9月28日厚生労働省令第135号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第30号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第32回改正は、平成27年9月29日厚生労働省令第150号をもって行われ、同年10月5日から施行された。本改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第33回改正は、平成29年3月31日厚生労働省令第35号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第35号）の施行に伴い、所要の字句整理を行ったものである。

第34回改正は、令和2年7月17日厚生労働省令第141号をもって行われ、同年9月1日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第35回改正は、令和3年1月26日厚生労働省令第11号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第11号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第36回改正は、令和3年7月20日厚生労働省令第123号をもって行われ、同年9月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第123号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第37回改正は、令和4年3月30日厚生労働省令第49号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第49号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第38回改正は、令和5年4月7日厚生労働省令第68号をもって行われ、令和6年4月1日から施行された。本改正は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の施行に伴い、所要の整備を行った。

5 厚生労働大臣が定める事務に関する告示改正の経過

厚生労働大臣が定める事務に関する告示（労働者災害補償保険法施行規則第1条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事務）は、昭和45年10月30日労働省告示第60号をもって告示され、同年11月1日から適用された。これに伴い昭和43年労働省告示第25号は廃止された。改正の経過の概要は次のとおりである。

第1回改正は、昭和46年1月30日労働省告示第1号をもって告示され、同年2月1日から適用された。本改正は、労災就学援助費の支払に関する事務を追加したものである。

第2回改正は、昭和47年1月22日労働省告示第2号をもって告示され、同年2月1日から適用された。本改正は、支給停止されていた遺族補償年金につき、停止解除後の最初の支払を本省で行うこととするため、当該部分を削除したものである。

第3回改正は、昭和48年11月22日労働省告示第69号をもって告示され、同年12月1日から適用された。本改正は、（1）通勤災害に関する保険給付の新設に伴い、通勤災害に係る年金たる保険給付の支払の事務を業務災害の場合と同様原則として本省で行うこととするとともに、（2）労災就学援助費の支給対象者の範囲を広げられたことに伴い、規定の整備を行ったものである。

第4回改正は、昭和49年12月28日労働省告示第83号をもって告示され、同日から適用された。本改正は、長期傷病特別支給金の支払の事務を、年金たる保険給付の場合と同様、原則として本省で行うこととしたものである。

第5回改正は、昭和51年6月28日労働省告示第65号をもって告示され、同年7月1日から適用された。本改正は、保険施設に代えて労働福祉事業を行うこととされたことに伴い、所要の字句整理を行ったものである。

第6回改正は、昭和52年3月26日労働省告示第23号をもって告示され、同年4月1日から適用された。本改正は、傷病補償年金及び傷病年金の支払事務並びに年金たる特別支給金の支払事務を原則として本省で行うこととしたものである。

第7回改正は、昭和54年4月4日労働省告示第30号をもって告示され、同年4月1日に遡って適用された。本改正は、労働福祉事業としての労災就労保育援護制度の新設に伴い、労災就労保育援護費の支払に関する事務を原則として本省で行うこととしたものである。

第8回改正は、昭和55年12月5日労働省告示第86号をもって告示され、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和55年法律第104号）の施行に伴い、遺族補償年金又は遺族年金の前払一時金に関する規定につき所要の字句整理を行ったものである。

第9回改正は、昭和56年11月2日労働省告示第93号をもって告示され、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和55年法律第104号）の一部の施行による障害補償年金前払一時金及び障害年金前払一時金の新設に伴い、これら前払一時金の支払に関する事務を労働基準監督署で行うこととしたものである。

第10回改正は、平成12年12月25日労働省告示第120号をもって告示され、平成13年1月6日から適用された。本改正は、中央省庁等改革のための関係労働省告示の整備等に関する告示の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第11回改正は、平成13年3月30日厚生労働省告示第129号をもって告示され、同年4月1日から適用された。本改正は、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第124号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第12回改正は、平成19年4月23日厚生労働省告示第182号をもって告示され、同日から適用された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第13回改正は、平成23年5月6日厚生労働省告示第156号をもって告示され、同年5月9日から適用された。本改正は、労働者災害補償保険法の保険給付及び同法に基づく社会復帰促進等事業として行われる事業に関する支払い事務の本省への一部集約化に伴い、所要の整備を行ったものである。

第14回改正は、平成25年4月26日厚生労働省告示第153号をもって告示され、同年4月26日から適用された。本改正は、労働者災害補償保険法の保険給付及び同法に基づく社会復帰促進等事業として行われる事業に関する支払事務の本省への一部集約化に伴い、所要の整備を行ったものである。

第15回改正は、平成28年2月10日厚生労働省告示第25号をもって告示され、同年4月1日から適用された。本改正は、義肢等補装具費の支払事務について所要の整備を行ったものである。

6 農業機械に関する告示改正の経過

農業機械に関する告示（労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第1号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める機械の種類）は、昭和40年10月30日労働省告示第46号をもって告示され、同年11月1日から適用された。改正の経過の概要は次のとおりである。

第1回改正は、昭和49年2月23日労働省告示第7号をもって告示され、同年4月1日から適用された。本改正は、（1）自走式田植機、（2）動力によって作動する脱穀機、カッター、草刈機、摘採機及び揚水機を使用して農作業を行う者を特別加入者の範囲に加えることとしたものである。

第2回改正は、昭和55年3月25日労働省告示第17号をもって告示され、同年4月1日から適用された。本改正は、動力剪定機、動力剪枝機、チェーンソー、単軌条式運搬機又はコンベヤーを使用して農作業を行う者を特別加入者の範囲に加えることとしたものである。

第3回改正は、平成12年12月25日労働省告示第120号をもって告示され、平成13年1月6日から適用された。本改正は、中央省庁等改革のための関係労働省告示の整備等に関する告示の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第4回改正は、平成27年3月23日厚生労働省告示第82号をもって告示され、同年4月1日から適用された。本改正は、回転翼航空機であつて構造上人が乗ることができないもの（農薬、肥料、種子若しくは融雪剤の散布又は調査に用いるものに限る。）を使用して農作業を行う者を特別加入者の範囲に加えることとしたものである。

第5回改正は、平成28年6月15日厚生労働省告示第251号をもって告示され、同日から適用された。本改正は、航空法の一部を改正する法律（平成27年法律第67号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

7 労働政策審議会令改正の経過

労働政策審議会令は、平成12年6月7日政令第284号をもって公布され、平成13年1月6日から施行された。改正の経過の概要は次のとおりである。

第1回改正は、平成13年9月27日政令第317号をもって行われ、同年10月1日から適用された。本改正は、経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令等の整備等に関する政令に伴い、関係条文の整備を行ったものである。

第2回改正は、平成14年1月17日政令第4号をもって行われ、同年3月1日から適用された。本改正は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令の施行に伴い所要の字句整理を行ったものである。

第3回改正は、平成15年5月1日政令第217号をもって行われ、平成16年4月1日より施行された。本改正は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第4回改正は、平成18年1月5日政令第2号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第5回改正は、平成19年8月3日政令第245号をもって行われ、同年8月4日から施行された。本改正は、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律（平成19年法律第79号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第6回改正は、平成22年8月4日政令第178号をもって行われ、同年8月5日から施行された。本改正は、厚生労働省組織令の一部を改正する政令の制定に伴い、所要の字句整理を行ったものである。

第7回改正は、平成24年8月10日政令第211号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第27号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第8回改正は、平成26年3月31日政令第108号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、厚生労働省組織令の一部を改正する政令の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第9回改正は、平成27年2月12日政令第41号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成26年法律第137号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第10回改正は、平成27年9月30日政令第352号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成27年法律第72号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第11回改正は、平成29年4月7日政令第136号をもって行われ、同年11月1日から施行された。本改正は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第12回改正は、平成29年7月7日政令第185号をもって行われ、同年7月11日から施行された。本改正は、厚生労働省組織令等の一部を改正する政令の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第13回改正は、平成31年3月29日政令第83号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、厚生労働省組織令等の一部を改正する政令の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第14回改正は、平成31年4月17日政令第155号をもって行われ、令和2年4月1日から施行された。本改正は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成31年法律第71号）の一部の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第15回改正は、令和元年12月26日政令第211号をもって行われ、令和2年6月1日から施行された。本改正は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第16回改正は、令和2年12月11日政令第347号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、厚生労働省組織令及び労働政策審議会令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第17回改正は、令和4年1月18日政令第21号をもって行われ、同年1月19日から施行された。本改正は、厚生労働省組織令及び労働政策審議会令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

8 労働保険の保険料の徴収等に関する法律改正の経過

労働保険の保険料の徴収等に関する法律は、昭和44年12月9日法律第84号をもって公布され、昭和47年4月1日から施行された。改正の経過の概要は次のとおりである。

第1回改正は、昭和45年4月1日法律第13号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、利率等の表示の年利建て移行に関する法律により、延滞金の率の表示を改めたものである。

第2回改正は、昭和45年5月22日法律第88号をもって行われ、昭和48年12月31日から施行された。本改正は、継続事業に係るメリット制の適用対象の拡大を図ったものである。

第3回改正は、昭和47年4月28日法律第18号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、労働保険特別会計法の制定に伴い、所要の字句整理を行ったものである。

第4回改正は、昭和48年9月21日法律第85号をもって行われ、同年12月1日から施行された。本改正は、労災保険の通勤災害に関する保険給付等に要する費用にあてるための保険料は事業主が負担することとするが、通勤災害に係る保険給付の額及び労働保険料の額はメリット労災保険率の算定の基礎に含めないこととしたほか、所要の整備を行ったものである。

第5回改正は、昭和49年12月28日法律第117号をもって行われ、昭和50年4月1日から施行された。本改正は、雇用保険法の施行に伴う、所要の字句整理を行ったものである。

第6回改正は、昭和51年5月27日法律第32号をもって行われ、同年7月1日、同年12月1日及び昭和52年4月1日に分けて施行された。本改正は、労働福祉事業の新設に伴う労災保険率の決定方式の改正、海外派遣者の特別加入制度の新設に伴う第三種特別加入保険料に関する規定の新設、メリット労災保険率の変動幅の拡大、メリット労災保険率の算定の基礎に労働福祉事業として行った一定の給付金を含めうとしたこと、その他所要の規定の整備を行ったものである。

第7回改正は、昭和51年5月27日法律第33号をもって行われ、昭和53年10月1日から施行された。本改正は、建設労働者の雇用の改善に関する法律の制定に伴う所要の整備を行ったものである。

第8回改正は、昭和52年5月20日法律第43号をもって行われた。本改正は、雇用保険法の一部改正に伴う雇用保険率の引き上げその他所要の整備を行ったものである。雇用保険率の引き上げに係る部分は、昭和53年4月1日から、その他の部分は昭和52年4月1日からそれぞれ施行された。

第9回改正は、昭和53年11月18日法律第107号をもって行われ、昭和54年4月1日から施行された。本改正は、特定不況地域離職者臨時措置法の制定に伴い、雇用保険率の引き上げを行うとともに、雇用保険率の変更をすることのできる範囲を改めたものである。

第10回改正は、昭和54年6月8日法律第40号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、雇用保険法の一部改正に伴い、雇用安定事業等に係る保険料率を一定の場合に引き下げる内容の弾力条項を創設したものである。

第11回改正は、昭和55年12月5日法律第104号をもって行われ、(1) メリット制による保険料率の増減幅の限度を継続事業について40%に、有期事業については30%に拡大するとともに、(2) メリット制による保険料率の増減率の計算の基礎となる収支率について技術的な改善を行うこととし、継続事業については同年12月31日から、有期事業については昭和56年4月1日からそれぞれ施行されたものである。

第12回改正は、昭和58年5月17日法律第39号をもって行われ、同年7月1日から施行された。本改正は、特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の制定に伴う所要の整備を行ったものである。

第13回改正は、昭和59年7月13日法律第54号をもって行われ、同年8月1日及び同年9月1日に分けて施行された。本改正は、雇用保険法の一部改正に伴い印紙保険料の額の引き上げ、賃金の日額による印紙保険料の額の区分を4区分に改めるとともに「任意加入に係る高年齢継続被保険者の保険料」に関する規定を加えたものである。

第14回改正は、昭和59年12月25日法律第87号をもって行われ、昭和60年4月1日から施行された。本改正は、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定により、日本電信電話共済組合の船員組合に係る特例を定めたものである。

第15回改正は、昭和61年5月23日法律第59号をもって行われ、昭和62年3月31日、同年4月1日及び昭和63年4月1日と三次にわけて施行された。本改正の主な内容は次のとおりである。

(1) 昭和62年3月31日施行

イ 継続事業のメリット制度の対象事業の規模を使用労働者数20人以上に改め、その適用範囲を拡大した。

ロ 継続事業のメリット収支率の算定期間を12月31日以前3年間(3暦年間)から3月31日以前3年間(3年度間)に改めた。

(2) 昭和62年4月1日施行

イ 有期事業のメリット収支率の算定にあたり用いる調整率を事業終了後9か月を経過した日以後における業務災害に関する保険給付に要する費用をも考慮したものとすることとした。

ロ 労働保険の保険関係の成立の届出等に関する手続きについて所要の整備を行った。

(3) 昭和63年4月1日施行

労働保険の保険料の納付手続きに関し、口座振替による納付の方法を導入することとした。

第16回改正は、昭和61年12月4日法律第93号をもって行われ、昭和62年4月1日から施行された。本改正は、日本国有鉄道改革法の施行に伴い、日本鉄道共済組合の船員組合に係る適用の特例を定めたものである。

第17回改正は、昭和62年3月31日法律第23号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、地域雇用開発等促進法の制定に伴い、所要の整備が行われたものである。

第18回改正は、平成元年6月28日法律第36号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律により、雇用安定事業と雇用改善事業が統合され雇用安定事業とされたことに伴い、所要の整備をするとともに、統合後の三事業に係る雇用保険率について、雇用安定資金の残高が当該三事業に係る一般保険料徴収額の1.5倍を超えるに至った場合に1,000分の0.5引き下げることにしたものである。

第19回改正は、平成2年6月22日法律第40号をもって行われ、同年8月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法の改正に伴い、所要の整備を行ったものである。

第20回改正は、平成4年3月31日法律第8号をもって行われ、同年5月1日及び平成5年4月1日に分けて施行された。本改正の主な内容は次のとおりである。

(1) 平成4年5月1日施行

罰則について、罰金額の引き上げを行うこととした。

(2) 平成5年4月1日施行

雇用保険率の暫定的引き下げを行うこととした。

第21回改正は、平成5年11月12日法律第89号をもって行われ、平成6年10月1日から施行された。本改正は、行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、本法の規定による処分については行政手続法第2章及び第3章の規定は適用しないことにしたものである。

第22回改正は、平成6年6月29日法律第57号をもって行われ、同年8月1日から施行された。本改正は、雇用保険法の一部改正に伴い、印紙保険料の額の改定等を行ったものである。

第23回改正は、平成7年3月23日法律第35号をもって行われ、平成9年3月31日及び同年4月1日に分けて施行された。本改正の主な内容は次のとおりである。

(1) 平成9年3月31日施行

労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業主が、労働者の安全又は衛生を確保するための措置で労働省令

で定めるものを講じた場合には、当該事業主の申告により、収支率に応じて労災保険率を増減させる範囲を 100 分の 45 とする特例を適用することとした。

(2) 平成 9 年 4 月 1 日施行

労働保険の概算保険料及び確定保険料の申告及び納付期限を保険年度の初日（保険年度の中途に保険関係が成立又は消滅した場合は、その成立又は消滅の日）から 50 日以内に延長することとした。

第 24 回改正は、平成 8 年 6 月 14 日法律第 82 号をもって行われ、平成 9 年 4 月 1 日から施行された。本改正は、厚生年金保険法の一部改正（平成 8 年法律第 82 号）に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 25 回改正は、平成 11 年 7 月 16 日法律第 87 号をもって行われ、平成 12 年 4 月 1 日から施行された。本改正は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 26 回改正は、平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号をもって行われ、平成 13 年 1 月 6 日から施行された。本改正は、中央省庁等改革関係法施行法の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 27 回改正は、平成 12 年 5 月 12 日法律第 59 号をもって行われ、平成 13 年 4 月 1 日から施行された。本改正は、雇用保険法の一部改正に伴い、雇用保険率の改正等を行ったものである。

第 28 回改正は、平成 12 年 11 月 22 日法律第 124 号をもって行われ、平成 13 年 4 月 1 日から施行された。本改正は、(1) メリット制による保険料率の増減幅の限度を、有期事業については 35% に拡大するとともに、(2) 二次健康診断等給付の創設に伴い、一般保険料率の設定方式の改正等を行ったほか、所要の整備を行ったものである。

第 29 回改正は、平成 15 年 4 月 30 日法律第 31 号をもって行われ、同年 5 月 1 日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 30 回改正は、平成 16 年 12 月 1 日法律第 150 号をもって行われ、平成 17 年 4 月 1 日から施行された。本改正は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 31 回改正は、平成 17 年 11 月 2 日法律第 108 号をもって行われ、一部を除き平成 18 年 4 月 1 日から施行された。本改正は、メリット制による保険料率の増減幅の限度を、有期事業については ±40% に拡大したものである。

第 32 回改正は、平成 19 年 4 月 23 日法律第 30 号をもって行われ、一部を除き同日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号）の制定に伴い、失業等給付に係る雇用保険率の弾力的変更の範囲を改めたほか、所要の整備を行ったものである。

第 33 回改正は、平成 19 年 7 月 6 日法律第 109 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、日本年金機構法の制定に伴い、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号）の一部が改正され、船員保険と労災保険の統合の施行期日が日本年金機構法の施行の日に改められたものである。

第 34 回改正は、平成 19 年 7 月 6 日法律第 110 号をもって行われ、同日及び平成 21 年 4 月 1 日に分けて施行された。本改正の主な内容は次のとおりである。

(1) 平成 19 年 7 月 6 日施行

行政庁は、労働保険の成立等に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な資料の提供を求めることができるものとした。

(2) 平成 21 年 4 月 1 日施行

イ 労働保険料の申告納付期限を 6 月 1 日から 40 日以内と改めた。

ロ 通貨以外で支払われる賃金の評価について厚生労働大臣が定めることとした。

第 35 回改正は、平成 21 年 3 月 30 日法律第 5 号をもって行われ、平成 22 年 1 月 1 日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 5 号）の制定に伴い、附則に雇用保険率に関する暫定措置を定めたほか、所要の整備を行ったものである。

第 36 回改正は、平成 21 年 5 月 1 日法律第 36 号をもって行われ、平成 22 年 1 月 1 日から施行された。本改正は、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 36 号）の制定に伴い、一般拠出金に係る延滞金の割合について、その納期限の翌日から 2 月を経過するまでの期間は年 7.3% の割合に引き下げることにし、所要の整備を行ったものである。

第 37 回改正は、平成 22 年 3 月 31 日法律第 15 号をもって行われ、一部を除き同年 10 月 1 日から施行された。本改正は、雇用保険法の一部改正に伴い、特例納付保険料の納付等について定め、所要の整備を行ったものである。

第 38 回改正は、平成 23 年 5 月 20 日法律第 46 号をもって行われ、平成 24 年 4 月 1 日から施行された。本改正は、雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律により、失業等給付に係る雇用保険率を引き下げたものである。

第 39 回改正は、平成 23 年 5 月 20 日法律第 47 号をもって行われ、同年 10 月 1 日から施行された。本改正は、職業訓

練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）の制定に伴い、雇用保険率の弾力的変更に係る所要の規定の整備を行ったものである。

第 40 回改正は、平成 26 年 6 月 11 日法律第 64 号をもって行われ、平成 27 年 1 月 1 日から施行された。本改正は、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 64 号）の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 41 回改正は、平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号をもって行われ、平成 28 年 4 月 1 日から施行された。本改正は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 42 回改正は、平成 28 年 3 月 31 日法律第 17 号をもって行われ、同年 4 月 1 日及び令和 2 年 4 月 1 日から施行された。本改正の主な内容は次のとおりである。

（1）平成 28 年 4 月 1 日施行

失業等給付に係る雇用保険率を引き下げたものである。

（2）令和 2 年 4 月 1 日施行

65 歳に達した日以後に新たに雇用される者について雇用保険の適用対象とし、65 歳以上の被保険者を高年齢被保険者とする（平成 29 年 1 月 1 日施行）に伴い、65 歳以上の労働者（高年齢労働者）に係る所要の規定の整備を行ったものである。

第 43 回改正は、平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号をもって行われ、一部を除き同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、平成 29 年度から平成 31 年度までの各年度における雇用保険率を時限的に引き下げたものである。

第 44 回改正は、平成 29 年 6 月 2 日法律第 45 号をもって行われ、令和 2 年 4 月 1 日から施行された。本改正は、民法の一部を改正する法律において時効に関する文言の整理がなされたため、当該改正に伴い、時効に関する規定の文言の整備を行ったものである。

第 45 回改正は、令和 2 年 3 月 31 日法律第 8 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、租税特別措置法の一部の改正に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 46 回改正は、令和 2 年 3 月 31 日法律第 14 号をもって行われ、同年 4 月 1 日、同年 9 月 1 日及び令和 3 年 4 月 1 日に分けて施行された。本改正の主な内容は次のとおりである。

（1）令和 2 年 4 月 1 日施行

イ 育児休業給付金に相当する保険料率を設定した。

ロ 失業等給付に係る弾力条項は、景気に基づき給付費が増減する給付について判定することとし、その計算に当たって、雇用継続給付及び教育訓練給付を除くこととした。

ハ 平成 29 年度から平成 31 年度までの雇用保険率の時限的引き下げ措置について、これを令和 3 年度まで延長することとした。

（2）令和 2 年 9 月 1 日施行

イ 複数事業労働者に係る労災保険給付について、災害発生事業場のメリット収支率に、非災害発生事業場に係る分を算入しないこととし、複数業務要因災害に関する保険給付について、メリット収支率の算定基礎としないこととした。

ロ 保険料率の算定における災害率の範囲に、複数業務要因災害を加える。

（3）令和 3 年 4 月 1 日施行

雇用保険二事業に係る保険料率を財政状況に応じて 1,000 分の 0.5 引き下げる弾力条項について、雇用安定資金の状況に鑑み、必要があると認めるときは更に 1,000 分の 0.5 引き下げられることとした。

第 47 回改正は、令和 4 年 3 月 31 日法律第 12 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部改正に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 48 回改正は、令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号をもって行われ、刑法等の一部を改正する法律の施行日（公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日）から施行される。本改正は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

9 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令改正の経過

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令は、昭和 47 年 3 月 31 日政令第 46 号をもって公布され、同年 4 月 1 日から施行された。改正の経過の概要は次のとおりである。

第 1 回改正は、昭和 48 年 10 月 24 日政令第 322 号をもって行われ、同年 12 月 1 日から施行された。本改正は、通勤

災害に係る労災保険率の定め方について規定を設けたものである。

第2回改正は、昭和50年3月10日政令第26号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、雇用保険法の施行に伴う所要の整備を行ったものである。

第3回改正は、昭和51年6月28日政令第168号をもって行われ、同年7月1日から施行された。本改正は、労災保険において保険施設に代えて労働福祉事業が行われることとなったことに伴い、労災保険率の決定にあたっては、同事業の種類及び内容も考慮することとしたものである。

第4回改正は、平成11年12月3日政令第390号をもって行われ、平成12年4月1日から施行された。本改正は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第5回改正は、平成12年6月7日政令第309号をもって行われ、平成13年1月6日から施行された。本改正は、中央省庁等改革関係法施行法（平成11年法律第160号）の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第6回改正は、平成13年1月4日政令第1号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労災保険率を定める際に基礎とする保険給付に要する費用の予想額は、過去3年間の二次健康診断等給付の受給者数に基づき算定するものとするとともに、労災保険率は、保険関係の成立しているすべての事業の過去3年間の二次健康診断等給付に要した費用の額をも考慮して定めることとしたほか、所要の整備を行ったものである。

第7回改正は、平成19年4月23日政令第161号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第8回改正は、平成22年9月29日政令第206号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成22年法律第15号）の一部の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第9回改正は、平成29年7月14日政令第196号をもって行われ、令和2年4月1日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の一部の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第10回改正は、令和2年7月8日政令第219号をもって行われ、同年9月1日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

10 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則改正の経過

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則は、昭和47年3月31日労働省令第8号をもって公布され、同年4月1日から施行された。改正の経過の概要は次のとおりである。

第1回改正は、昭和47年4月28日労働省令第16号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、労働保険特別会計法が制定されたことに伴い、所要の字句整理を行ったものである。

第2回改正は、昭和48年3月26日労働省令第4号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、（1）労災保険率表の一部を改正し、（2）第一種特別加入保険料の徴収事務の所掌を変更し、（3）各種様式の改正を行ったものである。

第3回改正は、昭和48年3月27日労働省令第7号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、失業保険事業に係るものである。

第4回改正は、昭和48年10月15日労働省令第33号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、中小企業基本法等に規定されている中小企業者の範囲が改定されたことに伴い、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託することができる事業主の範囲を拡大したものである。

第5回改正は、昭和48年11月22日労働省令第36号をもって行われ、同年12月1日及び同年12月31日に分けて施行された。本改正の主な内容は次のとおりである。

（1）昭和48年12月1日施行

労災保険における通勤災害に関する保険給付の新設に伴い、各事業の労災保険率を1,000分の1ずつ引き上げた。

（2）昭和48年12月31日施行

継続事業に係るメリット制の適用事業の範囲を拡大した。

第6回改正は、昭和48年12月26日労働省令第37号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、失業保険事業に係るものである。

第7回改正は、昭和49年3月16日労働省令第5号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、保険料申告書その他の様式を改正したものである。

第8回改正は、昭和49年3月23日労働省令第6号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、特別加入者の範囲の拡大及び特別加入者の給付基礎日額の改正に伴い、関係規定の整備を行ったものである。

第9回改正は、昭和49年9月21日労働省令第27号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、失業保険事業に係るものである。

第10回改正は、昭和49年12月28日労働省令第31号をもって行われ、昭和50年1月1日から施行された。本改正は、労災保険の制度改正等に伴い、労災保険率を引き上げたものである。

第11回改正は、昭和50年3月25日労働省令第6号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、(1) 有期事業の一括の扱いを受ける事業の規模を拡大し、(2) 概算保険料を延納しうる事業主の範囲の改正等のほか、雇用保険法の施行に伴い、所要の字句整理を行ったものである。

第12回改正は、昭和50年3月29日労働省令第11号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、(1) 労災保険率表の事業の種類区分に変更を加え、新たな事業の種類区分を設けて新たに設けられた事業の種類に属する事業について、新たな労災保険率を適用することとともに、(2) 第二種特別加入保険料率の一部引き上げ等を行ったものである。

第13回改正は、昭和51年9月27日労働省令第33号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、林業の事業及び医薬品の配置販売の事業の特別加入保険料率を定めたものである。

第14回改正は、昭和51年12月8日労働省令第45号をもって行われ、同年12月31日から施行された。本改正は、継続事業のメリット労災保険率の変動率及び変動要件の改正並びに算定基礎への特別支給金の追加を定めたものである。

第15回改正は、昭和52年3月26日労働省令第6号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、海外派遣者の特別加入制度の新設に伴う第三種特別加入保険料の保険料率、算定基礎等に関する規定を設けるとともに傷病補償年金及び特別給与を基礎とする特別支給金の新設に伴うメリット収支率の算定方式の改正及び有期事業のメリット労災保険率の変動率及び変動要件並びに算定基礎への特別支給金の追加を主たる内容とするものである。

第16回改正は、昭和52年6月14日労働省令第20号をもって行われ、同年7月1日から施行された。本改正は、特別加入者（家内労働者を除く。）の給付基礎日額のうち1,000円及び1,500円が廃止されたことに伴い、特別加入保険料算定基礎額表の整備を行ったものである。

第17回改正は、昭和53年2月7日労働省令第4号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、雇用保険率の引き上げに伴い、労働保険の省令様式の字句整理を行ったものである。

第18回改正は、昭和53年3月17日労働省令第6号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、雇用保険の日雇労働被保険者に係る印紙保険料の額の引き上げに伴う、所要の字句整理を行ったものである。

第19回改正は、昭和53年11月20日労働省令第44号をもって行われ、昭和54年4月1日から施行された。本改正は、雇用保険率の引き上げに伴い、様式中の所要の字句整理を行ったものである。

第20回改正は、昭和55年2月21日労働省令第1号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労災保険の収支の健全化を図るために、労災保険率を引き上げるとともに、労災保険率表の事業の種類について所要の整備を行ったものである。

第21回改正は、昭和55年3月25日労働省令第4号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は再生資源取扱業者の一人親方等の特別加入が認められたことに伴い、当該特別加入者に係る特別加入保険料率を定めたものである。

第22回改正は、昭和55年5月31日労働省令第15号をもって行われ、(1) 特別加入者の給付基礎日額に12,000円、14,000円及び16,000円を加えたことに伴う特別加入保険料算定基礎額表の整備を行った部分について、同年6月1日から、(2) 特別加入者（家内労働者を除く。）給付基礎日額のうち2,000円を廃止したことに伴う特別加入保険料算定基礎額表の整備を行った部分については、昭和56年4月1日からそれぞれ施行された。

第23回改正は、昭和55年12月5日労働省令第32号をもって行われ、昭和56年1月1日から施行された。本改正は、労災保険法等の改正による給付の改善に伴い労災保険率及び第一種特別加入保険料率の引き上げを行ったものである。

第24回改正は、昭和56年1月26日労働省令第2号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法等の改正による給付の改善に伴い第二種特別加入保険料率の一部引き上げを行ったものである。

第25回改正は、昭和56年3月18日労働省令第6号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、雇用保険率の引き下げに伴い、保険料申告書の様式の字句整理を行ったものである。

第26回改正は、昭和56年3月30日労働省令第8号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、仏壇又は木製若しくは竹製の食器の製造加工を行う家内労働者の特別加入が認められることに伴い、当該特別加入者に係る特別加入保険料率を定めたものである。

第27回改正は、昭和56年8月21日労働省令第29号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、OCR（光学式文字読取装置）処理への移行に伴い、労働保険の省令様式の整備を行ったものである。

第28回改正は、昭和56年10月29日労働省令第37号をもって行われ、同年11月1日から施行された。本改正は、

新設された障害補償年金差額一時金等について、一般保険料に係る保険料率のメリット制の算定基礎から除外することを内容とするものである。

第29回改正は、昭和57年2月15日労働省令第2号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労災保険率に関する別表第1の事業の種類について「漁業」を「海面漁業」及び「定置網漁業又は海面魚類養殖業」に区分することを内容とするものである。

第30回改正は、昭和57年9月30日労働省令第32号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、障害に関する用語の整理に関する法律の施行に伴い、所要の字句整理を行ったものである。

第31回改正は、昭和58年2月21日労働省令第5号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、有期事業の一括の扱いを受ける事業の範囲を拡大するとともに労災保険財政の健全化を図るための労災保険率の改正等を行った。

第32回改正は、昭和58年3月23日労働省令第10号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、昭和58年労働省令第5号により労災保険率等が改正された一括有期事業とされている請負による建設の事業のうちの一部について、保険料算定に関する経過的取扱いを定めたものである。

第33回改正は、昭和58年11月2日労働省令第28号をもって行われ、昭和59年4月1日から施行された。本改正は、特別加入する家内労働者に係る給付基礎日額のうち1,000円を廃止したことに伴う特別加入保険料算定基礎額表の整備を行ったものである。

第34回改正は、昭和58年12月24日労働省令第30号をもって行われ、昭和59年4月1日から施行された。本改正は、機械装置の組み立て又はすえ付けの事業に係る労務費率の引き上げを行ったものである。

第35回改正は、昭和59年7月30日労働省令第17号をもって行われ、同年8月1日及び昭和60年4月1日に分けて施行された。本改正の内容は次のとおりである。

(1) 昭和59年8月1日施行

印紙保険料の日額の4段階化に伴い所要の整備を行った。

(2) 昭和60年4月1日施行

雇用保険の高年齢労働者に係る保険料免除年齢を64歳に引き上げた。

第36回改正は、昭和60年3月9日労働省令第4号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、(1) 特別加入者の給付基礎日額のうち2,500円を廃止したことに伴い、対応する保険料算定基礎額(91万2,500円)を廃止し、(2) 労災保険率に関する別表第1の事業の種類について新設、統合をし、(3) (2)の統合に伴い、メリット収支率の算定に係る特定疾病の種類等及びそれに対応する調整率を定めた規定について、所要の字句の整理を行うこととしたものである。

第37回改正は、昭和61年3月6日労働省令第5号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、(1) 林業、漁業、鉱業、建設事業、製造業、運輸業及びその他の事業についての労災保険率を改正し、(2) 建設事業のうちの一部の事業の種類について労務費率を改正し、(3) 自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業等一部の事業又は作業に係る第二種特別加入保険料率を改正し、(4) 家内労働者又はその補助者である特別加入者の給付基礎日額のうち1,500円が廃止されたことに伴い対応する保険料算定基礎額(54万7,500円)を廃止したものである。

第38回改正は、昭和61年3月29日労働省令第12号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、(1) メリット収支率の算定に用いる調整率を改正し、(2) 一括有期事業を除く有期事業に係るメリット制の適用要件(事業の規模)の改正を行ったものである。

第39回改正は、昭和62年3月30日労働省令第11号をもって行われ、同年3月31日及び同年4月1日に分けて施行された。本改正は、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(昭和61年法律第59号)の第2次施行分の施行に伴い行われたものであるが、その主な内容は次のとおりである。

(1) 昭和62年3月31日施行

イ 労働者数100人未満の継続事業に係るメリット制適用要件のうち、災害度係数について0.4以上とすることとした。

ロ 継続事業のメリット制の適用要件に係る労働者数の把握方法について、一般の事業では把握期間を保険年度に改め、当該保険年度中の各月の末日における使用労働者数の合計数を12で除して得た数によることとし、船きよ等における貨物の取扱いの事業では当該保険年度中に使用した延労働者数を当該保険年度中の所定労働日数で除して得た数によることとした。

ハ 一括有期事業に係るメリット制の適用要件のうち事業の規模に係るものを、確定保険料の額が100万円以上であることとした。

(2) 昭和62年4月1日施行

イ 有期事業のメリット収支率の算定に当たり用いる第二種調整率の具体的数値（建設の事業は 0.59、立木の伐採の事業は 0.49）を定めた。

ロ 労働保険の保険関係の成立の届出に当たり届け出るべき事項を定める等保険関係成立届及び変更事項の届出に関する規定につき所要の整備を行った。

第 40 回改正は、昭和 63 年 12 月 13 日労働省令第 36 号をもって行われ、昭和 64 年 1 月 1 日から施行された。本改正は、港湾労働法（昭和 63 年法律第 40 号）の施行に伴い所要の字句整理を行ったものである。

第 41 回改正は、平成元年 2 月 18 日労働省令第 2 号をもって行われ、同年 4 月 1 日（一部同年 3 月 31 日）から施行された。本改正の主な内容は次のとおりである。

（１）継続事業一括申請書の様式を改正し、OCR 帳票とした。（４月 1 日施行）

（２）被一括継続事業の名称又は所在地に変更があった場合は、遅滞なくその旨の届出を指定事業を管轄する都道府県労働基準局長又は都道府県知事に提出することとした。（４月 1 日施行）

第 42 回改正は、平成元年 3 月 17 日労働省令第 4 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、林業、漁業、鉱業、建設事業、製造業、「電気、ガス、水道又は熱供給事業」及びその他の事業の労災保険率について改正を行うとともに、林業の一人親方に係る第二種特別加入保険料率について改正を行った。また、請負による建設事業の一部について労務費率の改正を行い、これに伴い労災保険率の改正を行うこととした。

第 43 回改正は、平成元年 3 月 30 日労働省令第 7 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）が平成元年 4 月 1 日から適用されることに伴い行われたもので、請負による建設事業については、当分の間、一般保険料の額の算定の基礎となる賃金総額の算定に当たっては、「請負金額に 103 分の 100 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」に労務費率を乗ずることとした。

第 44 回改正は、平成 2 年 7 月 31 日労働省令第 17 号をもって行われ、同年 8 月 1 日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成 2 年法律第 40 号）の第 1 次施行分の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 45 回改正は、平成 2 年 9 月 1 日労働省令第 18 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、口座振替による保険料の納付等について所要の整備を行ったものである。

第 46 回改正は、平成 3 年 4 月 12 日労働省令第 11 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、特定農作業従事者及び労働組合等の常勤役員の特別加入の新設に伴い、当該特別加入保険料率を定めたものである。

第 47 回改正は、平成 4 年 3 月 5 日労働省令第 11 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、林業、鉱業、建設事業、製造業、運輸業及びその他の事業の労災保険率について改正を行うとともに、一人親方等に係る第二種特別加入保険料率及び海外派遣者に係る第三種特別加入保険料率について改正を行ったものである。また、請負による建設事業の一部について労務費率の改正を行う他に、メリット収支率の算定に当たり用いる第一種調整率及び第二種調整率の改正を行ったものである。さらに、請負による建設の事業に係る一般保険料の算定に当たり用いる賃金総額の計算の特例に関する暫定措置を廃止したものである。

第 48 回改正は、平成 5 年 3 月 22 日労働省令第 5 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、家内労働者等である者を除く特別加入者に係る保険基礎日額の最低額が引き上げられたことに伴い、所要の整備を行ったものである。

第 49 回改正は、平成 6 年 6 月 29 日労働省令第 36 号をもって行われ、同日、同年 7 月 1 日及び同年 8 月 1 日に分けて施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 57 号）の施行に伴う印紙保険料の改定に係る規定及び様式中の所要の字句整理を行ったものである。

第 50 回改正は、平成 7 年 2 月 10 日労働省令第 5 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、（１）保険年度の中で加入、脱退等があった特別加入者の保険料算定基礎額を、特別加入者の加入期間の日数に応じたものとするとし、（２）林業、漁業、鉱業、建設事業、製造業及び運輸業の労災保険率について改正し、（３）請負による建設事業の一部について労務費率を改正し、（４）一人親方等の特別加入者に係る第二種特別加入保険料率及び海外派遣者の特別加入者に係る第三種特別加入保険料率の改正を行ったものである。

第 51 回改正は、平成 8 年 3 月 1 日労働省令第 6 号をもって行われ、平成 9 年 3 月 31 日及び同年 4 月 1 日に分けて施行された。本改正は、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 35 号）の施行に伴う中小企業に対する特例メリット制の創設及び労働保険料の申告及び納期限の延長等について、所要の整備を行ったものである。

第 52 回改正は、平成 8 年 3 月 25 日労働省令第 10 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、緊急失業対策法の廃止に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 53 回改正は、平成 9 年 3 月 14 日労働省令第 10 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、メリット制における業務災害に関する保険給付及び特別支給金の額の算定方法の改善を行ったものである。

第54回改正は、平成9年3月26日労働省令第14号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、消費税と地方消費税とを合わせた税率5%となることに伴い、請負による建設の事業についての賃金総額の計算の特例について暫定措置を講ずることとしたものである。

第55回改正は、平成10年3月2日労働省令第6号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、(1) 林業、漁業、鉱業、建設事業、製造業、運輸業についての労災保険率を改正し、(2) 労災保険率表の事業の種類について新設、統合し、(3) 建設事業のうち一部の事業の種類について労務費率を改正し、(4) 一人親方等に係る第二種特別加入保険料率について改正を行ったものである。

第56回改正は、平成10年10月23日労働省令第34号をもって行われ、同年10月26日から施行された。本改正は、(1) 次期労働保険適用徴収システムの導入に伴う省令様式を改正し、(2) 事務処理の簡素化に伴う整理を行い、(3) 押印の見直しに伴う整理を行い、(4) 郵便番号欄を7桁化するなどの整備を行ったものである。

第57回改正は、平成11年2月24日労働省令第13号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、有期事業の一括の要件としての事業規模について改正を行ったものである。

第58回改正は、平成11年12月3日労働省令第48号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、中小企業基本法等に規定されている中小企業事業主の範囲が改定されたことに伴い、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託することができる事業主及び特例メリット制の適用を受けることができる事業主の規模要件が改められたものである。

第59回改正は、平成12年1月31日労働省令第2号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係労働省令の整備に関する省令の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第60回改正は、平成12年10月31日労働省令第41号をもって行われ、平成13年1月6日から施行された。本改正は、中央省庁等改革のための関係労働省令の整備等に関する省令の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第61回改正は、平成13年1月17日厚生労働省令第6号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託している事業主に係る概算保険料及び増加概算保険料の延納の支払期日の変更を行ったものである。

第62回改正は、平成13年3月23日厚生労働省令第32号をもって行われ、一部を除き同年4月1日から施行された。本改正は、労災保険率の改正、労務費率の改正、建設の事業又は立木の伐採の事業に係るメリット制の増減率の改正及び特別加入保険料率の改正を行うとともに、過去3年間の通勤災害に係る災害率及び二次健康診断等給付に要した費用その他の事情を考慮して定める率である非業務災害率並びに新設された介護関係業務に係る作業に関する特別加入の保険料率を定めたほか、所要の整備を行ったものである。

第63回改正は、平成14年8月30日厚生労働省令第112号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、平成15年度に行われる一般保険料率の引き上げに係る法第17条第1項に規定する労働保険料の追加徴収に関する第26条の規定の適用について改正を行ったものである。

第64回改正は、平成15年3月25日厚生労働省令第47号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労災保険率の改正、非業務災害率の改正、特別加入保険料率の改正を行ったほか、所要の整備を行ったものである。

第65回改正は、平成15年3月31日厚生労働省令第71号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、日本郵政公社法（平成14年法律第97号）及び日本郵政公社法施行法（平成14年法律第98号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、所要の整備を行ったものである。

第66回改正は、平成15年4月30日厚生労働省令第82号をもって行われ、同年5月1日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第67回改正は、平成17年3月7日厚生労働省令第25号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、不動産登記法の改正に伴い、所要の整備を行ったものである。

第68回改正は、平成18年3月27日厚生労働省令第53号をもって行われ、一部を除き同年4月1日から施行された。本改正は、労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）の施行に伴い、一括有期事業及び有期事業に係る建設の事業のメリット増減率の改定を行ったものである。

第69回改正は、平成18年3月31日厚生労働省令第69号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、法第12条第3項の厚生労働省令で定めるものについて労働基準法施行規則別表第1の2第7号7の疾病を加えたものである。

第70回改正は、平成18年3月31日厚生労働省令第87号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労災保険率の改正を行ったものである。

第71回改正は、平成19年3月27日厚生労働省令第32号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）の一部の施行に伴い、過払い労働保険料の第一項一般

拠出金への充当手続等、所要の整備を行ったものである。

第72回改正は、平成19年9月25日厚生労働省令第112号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、郵政民営化法（平成17年法律第97号）等の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第73回改正は、平成20年3月31日厚生労働省令第67号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成20年3月31日厚生労働省令第67号）の制定に伴い、様式の改正等、所要の整備を行ったものである。

第74回改正は、平成20年3月31日厚生労働省令第68号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則及び労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令（平成20年3月31日厚生労働省令第68号）の制定に伴い、労働保険の年度更新の時期を平成21年度から変更したほか、所要の整備を行ったものである。

第75回改正は、平成21年2月19日厚生労働省令第16号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労災保険率の改正を行ったほか、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）により、平成22年1月から船員保険が労災保険に統合されることに伴い、事業の種類として「船舶所有者の事業」を新たに設定し、対応する労災保険率を定めたものである。

第76回改正は、平成21年3月31日厚生労働省令第74号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労働保険の適用に係る手続において使用される様式について、住所の記載方法の明確化を図る等、見直しを行ったものである。

第77回改正は、平成21年12月28日厚生労働省令第167号をもって行われ、平成22年1月1日から施行された。本改正は、日本年金機構の設立に伴い、概算保険料申告書及び確定保険料申告書を、年金事務所を経由して提出することができる場合等を定めたものである。

第78回改正は、平成21年12月28日厚生労働省令第168号をもって行われ、平成22年1月1日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）により、平成22年1月から船員保険が労災保険に統合されることに伴い、新たに特別加入の対象とした事業に係る第二種特別加入保険料率等を定めたものである。

第79回改正は、平成22年4月19日厚生労働省令第65号をもって行われ、同年12月1日から施行された。本改正は、事業場の適用情報等の公表について定めたものである。

第80回改正は、平成22年9月29日厚生労働省令第107号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成22年法律第15号）の一部の施行に伴い、特例納付保険料の基本額の算出方法等を定めたものである。

第81回改正は、平成23年1月13日厚生労働省令第4号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労働保険関係の廃止に係る手続において使用される様式について、事業廃止等の理由を詳細に把握するための見直しを行ったものである。

第82回改正は、平成23年1月31日厚生労働省令第12号をもって行われ、同年2月1日から施行された。本改正は、電子情報処理組織による申請書の提出等について定めたものである。

第83回改正は、平成23年8月11日厚生労働省令第105号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、東北地方太平洋沖地震に伴う業務災害について給付した労災保険給付等の額は、メリット収支率の算定に反映させないものとするものである。

第84回改正は、平成23年12月28日厚生労働省令第156号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、労働保険料の口座振替制度の対象を全事業主に拡大するべく、単独有期事業を同制度の対象とするための改正を行ったものである。

第85回改正は、平成24年2月2日厚生労働省令第14号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、（1）労災保険率を改正し、（2）労務費率を引き下げ、（3）第二種特別加入保険料率を改正し、（4）メリット制の適用範囲を拡大し、（5）メリット収支率の算定から除外する特定疾病の追加を行ったものである。

第86回改正は、平成24年9月11日厚生労働省令第125号をもって行われ、平成25年1月1日から施行された。本改正は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第36条の規定により、都道府県労働局労働保険特別会計資金前渡官吏が行うこととされている労働保険料を還付する事務について、厚生労働省本省において当該事務を行うための所要の規定の整備等を行ったものである。

第87回改正は、平成24年9月28日厚生労働省令第135号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第30号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 88 回改正は、平成 25 年 8 月 1 日厚生労働省令第 94 号をもって行われ、同年 9 月 1 日から施行された。本改正は、特別加入者の給付基礎日額について、22,000 円、24,000 円を加え、上限を 25,000 円とすることに伴い、所要の整備を行ったものである。

第 89 回改正は、平成 26 年 1 月 8 日厚生労働省令第 1 号をもって行われ、省令については、同日から施行された。ただし、様式第十号の改正規定については、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、雇用保険印紙購入申込書及び労災保険関係成立票を改めたものである。

第 90 回改正は、平成 26 年 2 月 20 日厚生労働省令第 12 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、平成 26 年度から船舶所有者の事業について初めてメリット制が適用されることとなるため、船舶所有者の事業のメリット収支率の算定に用いる第一種調整率を新たに定めたものである。

第 91 回改正は、平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省令第 49 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、消費税と地方消費税とを合わせた税率が 8 % となることに伴い、請負による建設の事業についての賃金総額の計算の特例について暫定措置を講ずることとしたものである。

第 92 回改正は、平成 27 年 3 月 26 日厚生労働省令第 45 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、(1) 労災保険率を改正し、(2) 第二種特別加入保険料率及び第三種特別加入保険料率を改正し、(3) 労務費率を改正し、(4) 消費税に係る暫定措置を廃止し、(5) 賃金総額の算定、有期事業の一括の要件及び単独有期事業のメリット制の適用要件として用いる「請負金額」について、消費税及び地方消費税に相当する額を含まないものとするものとしたものである。

第 93 回改正は、平成 27 年 9 月 29 日厚生労働省令第 150 号をもって行われ、平成 28 年 1 月 1 日から施行された。本改正は、保険関係成立届・労働保険事務等処理委託届・任意加入申請書（様式第一号）及び概算保険料申告書・増加概算保険料申告書・確定保険料申告書（様式第六号）について法人番号を記載する欄を追加したものである。

第 94 回改正は、平成 30 年 2 月 8 日厚生労働省令第 13 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、労災保険率の改正、労務費率の改正、第二種特別加入保険料率の改正を行ったものである。

第 95 回改正は、平成 30 年 11 月 30 日厚生労働省令第 137 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、省令に定める届出等の様式について、届出事項等のみを省令に規定するための所要の改正を行ったものである。

第 96 回改正は、平成 30 年 11 月 30 日厚生労働省令第 138 号をもって行われ、平成 31 年 4 月 1 日から施行された。本改正は、有期事業の一括に係る保険関係事務について、事業主の手続を簡素化する観点から、所要の改正を行ったものである。

第 97 回改正は、平成 31 年 3 月 8 日厚生労働省令第 20 号をもって行われ、令和 2 年 4 月 1 日から施行された。本改正は、電子申請の利用促進を図るために、労働保険に関する一部の主要な手続について、特定の法人が行う場合には、電子申請によることを義務づけるため、所要の改正を行ったものである。

第 98 回改正は、令和元年 6 月 14 日厚生労働省令第 12 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、毎月勤労統計調査の不適切な取扱いによって生じた追加給付の額について、メリット収支率の算定に反映させないようにするため、所要の改正を行ったものである。

第 99 回改正は、令和元年 6 月 28 日厚生労働省令第 20 号をもって行われ、同年 7 月 1 日から施行された。本改正は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 33 号）の施行に伴い、「日本工業規格」の用語を「日本産業規格」に改めたものである。

第 100 回改正は、令和元年 9 月 27 日厚生労働省令第 52 号をもって行われ、令和 2 年 1 月 1 日から施行された。本改正は、健康保険法等に基づく手続のうち届出契機が同一のものを一綴りとした統一様式を設け、届出先の経由規定を設ける等の所要の改正を行ったものである。

第 101 回改正は、令和元年 12 月 13 日厚生労働省令第 80 号をもって行われ、同年 12 月 16 日から施行された。本改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等（令和元年法律第 16 号）の施行に伴い、所要の改正を行ったものである。

第 102 回改正は、令和 2 年 3 月 31 日厚生労働省令第 70 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、毎月勤労統計調査の不適切な取扱いによって生じた追加給付の額について、メリット収支率の算定に反映させないようにするため、所要の改正を行ったものである。

第 103 回改正は、令和 2 年 3 月 31 日厚生労働省令第 77 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 17 号）の一部の施行に伴い、高齢者免除額に係る規定を削除すること等の所要の改正を行ったものである。

第 104 回改正は、令和 2 年 7 月 17 日厚生労働省令第 141 号をもって行われ、同年 9 月 1 日から施行された。本改正は、

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第105回改正は、令和2年11月13日厚生労働省令第182号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、毎月勤労統計調査の不適切な取扱いによって生じた追加給付の額について、メリット収支率の算定に反映させないようにするため、所要の改正を行ったものである。

第106回改正は、令和2年12月25日厚生労働省令第208号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、行政手続における押印原則の見直しに伴い、本人確認手続として押印を求めている手続について、押印を不要とするための所要の整備を行ったものである。

第107回改正は、令和3年1月26日厚生労働省令第11号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第108回改正は、令和3年1月29日厚生労働省令第19号をもって行われ、同年2月1日から施行された。本改正は、通達上必要があると認められる場合において登記事項証明書の添付を求めているもので法令上に添付の根拠を有さない保険関係成立届等について、オンラインによる登記簿情報等の情報連携の対象とし、登記事項証明書の添付を省略可能とするための所要の改正を行ったものである。

第109回改正は、令和3年1月29日厚生労働省令第21号をもって行われ、同年2月1日から施行された。本改正は、労務費率調査の集計作業における不適切な取扱いによって本来より労働保険料を過大に納付していた事業主に対し、差額分を還付する等の対応を行うため、所要の改正を行ったものである。

第110回改正は、令和3年2月26日厚生労働省令第44号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第111回改正は、令和3年3月24日厚生労働省令第58号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、毎月勤労統計に係る追加給付において、所要の整備を行ったものである。

第112回改正は、令和3年7月20日厚生労働省令第123号をもって行われ、同年9月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第113回改正は、令和4年1月31日厚生労働省令第19号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、新型コロナウイルス感染症に関する業務災害について支給された労災保険給付等の額について、メリット収支率の算定に反映させないようにするため、所要の整備を行ったものである。

第114回改正は、令和4年3月10日厚生労働省令第35号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第115回改正は、令和4年3月31日厚生労働省令第73号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和4年法律第12号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第116回改正は、令和4年5月24日厚生労働省令第87号をもって行われ、同年7月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第117回改正は、令和6年1月31日厚生労働省令第21号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労災保険率の改正、労務費率の改正、第二種特別加入保険料率の改正を行ったものである。

第118回改正は、令和6年1月31日厚生労働省令第22号をもって行われ、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）の施行の日から施行される。本改正は、労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

1 1 都道府県労働局の管轄区域に関する告示改正の経過

都道府県労働局の管轄区域に関する告示（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の規定に基づき労働大臣が指定する種類の事業及び労働大臣が指定する都道府県労働局の管轄区域）は、平成12年3月31日労働省告示第39号をもって告示され、同年4月1日から適用された。

なお、本告示により労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の規定に基づき労働大臣が指定する種類の事業及び労働大臣が指定する都道府県労働基準局の管轄区域を定める告示（昭和47年3月31日労働省告示14号）は、平成12年3月31日限り廃止された。

第1回改正は、平成12年12月25日労働省告示第120号をもって行われ、平成13年1月6日から適用された。本改正は、中央省庁等改革のための関係労働省告示の整備等に関する告示の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

なお、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が指定する種類の事業及び都道府県労働局の管轄区域を定める等の件を廃止する件（平成 30 年 11 月 30 日厚生労働省告示第 404 号）が告示され、本告示により労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が指定する種類の事業及び都道府県労働局の管轄区域を定める等の件（平成 12 年労働省告示第 39 号）は、平成 31 年 3 月 31 日限り廃止された。

1 2 工事用物に関する告示改正の経過

工事用物に関する告示（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第 13 条第 2 項第 1 号ただし書に規定する事業の種類及び物を定める告示）は、昭和 47 年 3 月 31 日労働省告示第 15 号をもって告示され、同年 4 月 1 日から適用された。

第 1 回改正は、昭和 58 年 2 月 21 日労働省告示第 14 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から適用された。本改正により「鉄道又は軌道新設事業」及び「その他の建設事業」に関する部分は廃止された。

1 3 労災保険率適用事業細目表改正の経過

労災保険率適用事業細目表（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第 16 条第 1 項の規定に基づく労災保険率表の細目）は、昭和 47 年 3 月 31 日労働省告示第 16 号をもって告示され、同年 4 月 1 日から適用された。改正の経過の概要は次のとおりである。

なお、本告示の制定により、労災保険率適用事業細目表（昭和 37 年労働省告示第 3 号）は、昭和 47 年 3 月 31 日限り廃止された。

第 1 回改正は、昭和 48 年 3 月 31 日労働省告示第 15 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から適用された。本改正は、「電気・ガス・水道の事業」に熱供給の事業を、「その他の事業」にビルメンテナンス業を新たに加えるとともに、鉱業、建設事業、製造業、運輸業における事業の種類を一部変更したものである。

第 2 回改正は、昭和 50 年 3 月 29 日労働省告示第 31 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から適用された。本改正は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴い行われたもので、「石灰石鉱業又はドロマイト鉱業」、「既設建築物設備工事業」、「陶磁器製品製造業」、「洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業」、「貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業」を新たに独立した事業の種類として区分し、「亜炭鉱業」を「その他の鉱業」に含めることとしたほか、事業の種類を一部変更したものである。

第 3 回改正は、昭和 55 年 2 月 21 日労働省告示第 9 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から適用された。本改正は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴い行われたもので、隧道新設事業が「水力発電施設等新設事業」に含まれていることを明確にする等の改正を行ったものである。

第 4 回改正は、昭和 57 年 2 月 15 日労働省告示第 8 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から適用された。本改正は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴い行われたもので、「漁業」を「海面漁業」と「定置網漁業又は海面魚類養殖業」に区分する等の改正を行ったものである。

第 5 回改正は、昭和 58 年 2 月 21 日労働省告示第 15 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から適用された。本改正は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴い行われたもので、「農業又は海面漁業以外の漁業」及び「倉庫業、警備業、旅館業、娯楽業等の事業」を新たに独立した事業の種類として区分し、「製薪業又は木炭製造業」を「その他の林業」に含めることとしたほか、「鉱業、建設事業、製造業」における事業の種類を一部変更したものである。

第 6 回改正は、昭和 60 年 3 月 9 日労働省告示第 10 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から適用された。本改正は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴い行われたもので、「製茶業」を含む「たばこ等製造業」を新設し、「製糸業」を「繊維工業又は繊維製品製造業」に統合し、「沿岸荷役業」及び「船内荷役業」を統合して「港湾荷役業」とすることとしたほか、事業の種類を一部変更したものである。

第 7 回改正は、昭和 61 年 3 月 6 日労働省告示第 10 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から適用された。本改正は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴い行われたもので、従来の「倉庫業、警備業、旅館業、娯楽業等の事業」の廃止により、これに含まれていた一部の事業の種類を「その他の各種事業」に統合するとともに、「倉庫業、警備業、消毒又は、害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業」を新設し、これに含まれる事業の種類を規定する等の改正を行ったものである。

第8回改正は、平成4年3月5日労働省告示第11号をもって行われ、同年4月1日から適用された。本改正は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴い行われたもので、「鉱業」のうち「採石業」の事業において含まれる事業の細目を変更したものである。

第9回改正は、平成8年3月25日労働省告示第18号をもって行われ、同年4月1日から適用された。本改正は、緊急失業対策法を廃止する法律の施行に伴う労働省関係省令の整理等に関する省令の制定に伴い行われたもので、「一般失業対策事業」を廃止したものである。

第10回改正は、平成10年3月2日労働省告示第16号をもって行われ、同年4月1日から適用された。本改正は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴い行われたもので、「石炭鉱業」を「金属又は非金属鉱業」に統合し、「コンクリート製造業」を新設し、これに含まれる事業の種類の細目を規定する等の改正を行ったものである。

第11回改正は、平成15年3月25日厚生労働省告示第113号をもって行われ、同年4月1日から適用された。本改正は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第16条第1項の規定に基づき、「02 木材伐出業」と「03 その他の林業」の2業種について、事業の種類を統合して「02 又は03 林業」としたものである。

第12回改正は、平成18年3月30日厚生労働省告示第196号をもって行われ、同年4月1日から適用された。本改正は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴い行われたもので、「通信業、放送業、新聞業又は出版業」、「卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」及び「金融業、保険業又は不動産業」を新たに独立した事業の種類とし、その事業の種類の細目を定めるとともに、事業の種類の細目「医療保健、法務、教育、宗教、研究又は調査の事業」について細分化を行ったものである。

第13回改正は、平成21年7月28日厚生労働省告示第379号をもって行われ、平成22年1月1日から適用された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）により、平成22年1月から船員保険が労災保険に統合されることに伴い、平成21年2月19日厚生労働省令第16号において新たに設定した「船舶所有者の事業」について、事業の種類の細目を設定したものである。

第14回改正は、平成26年2月25日厚生労働省告示第40号をもって行われ、同年4月1日から適用された。本改正は、「製造業」に係る事業細目について、原則として事業細目を各事業の種類ごとに一つとするとともに、「その他の各種事業」に係る事業細目について「情報サービス業」、「認定こども園」、「幼稚園」及び「保育所」という新たな項目を追加したものである。

第15回改正は、平成27年3月26日厚生労働省告示第143号をもって行われ、同年4月1日から適用された。本改正は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴い行われたもので、「製造業」に係る業種区分のうち、「食料品製造業」と「たばこ等製造業」を統合し、「食料品製造業」としたものである。

第16回改正は、平成28年2月29日厚生労働省告示第43号をもって行われ、同年4月1日から適用された。本改正は、「建築事業」及び「その他の建設事業」に係る事業細目の名称を変更して明確化を図ったものである。

1 4 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び

労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備

等に関する法律改正の経過

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律は、昭和44年12月9日法律第85号をもって公布され、昭和47年4月1日から施行された。改正の経過の概要は次のとおりである。

第1回改正は、昭和45年5月16日法律第60号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、家内労働法が制定されたことに伴い所要の字句整理を行ったものである。

第2回改正は、昭和45年5月22日法律第88号をもって行われ、同年11月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和45年法律第88号）の施行に伴い、所要の字句整理を行ったものである。

第3回改正は、昭和46年5月25日法律第68号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法が制定されたことに伴い、所要の字句整理を行ったものである。

第4回改正は、昭和46年6月1日法律第92号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、勤労者財産形成促進法が制定されたことに伴い、所要の字句整理を行ったものである。

第5回改正は、昭和48年9月21日法律第85号をもって行われ、同年12月1日から施行された。本改正は、労災保

険の保険関係成立前に発生した通勤災害のため療養を必要とする労働者に対しても、政府は、特例として保険給付を行うことができることとしたものである。

第6回改正は、昭和49年12月28日法律第117号をもって行われ、昭和50年4月1日から施行された。本改正は、報奨金の交付に関する政府の権限を都道府県知事に委任することができることとしたほか、雇用保険法の施行に伴い、所要の字句整理を行ったものである。

第7回改正は、昭和51年5月27日法律第32号をもって行われ、昭和52年4月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法の改正による傷病（補償）年金制度の新設に伴う字句整理及び海外派遣者に係る特別加入制度の新設に伴うこの法律における読替え規定の字句整理、その他所要の整理を行ったものである。

第8回改正は、昭和53年5月23日法律第54号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、許可、認可等の整理の一環として、労災保険暫定任意適用事業に係る労働大臣の認可について、その全部又は一部を都道府県労働基準局長に委任することとしたものである。

第9回改正は、昭和57年7月16日法律第66号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、障害に関する用語の整理に関する法律の制定により、障害に関する用語のうち不適当なものを改めたものである。

第10回改正は、昭和58年12月10日法律第83号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律の制定により、特別保険料の徴収に関する権限の都道府県知事への委任を廃止したものである。

第11回改正は、昭和59年12月25日法律第87号をもって行われ、昭和60年4月1日から施行された。本改正は、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定により、日本電信電話共済組合の船員組合員に係る特例を定めたものである。

第12回改正は、昭和61年12月4日法律第93号をもって行われ、昭和62年4月1日から施行された。本改正は、日本国有鉄道改革法の施行に伴い、日本鉄道共済組合の船員組合員に係る適用の特例を定めたものである。

第13回改正は、平成4年3月31日法律第8号をもって行われ、同年5月1日から施行された。本改正は罰則について、罰金額の引き上げを行うこととしたものである。

第14回改正は、平成5年11月12日法律第89号をもって行われ、平成6年10月1日から施行された。本改正は行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、労災保険暫定任意適用事業主による労災保険への加入申請等に係る労働大臣の認可については行政手続法第2章の規定を適用しない等、所要の整備を行ったものである。

第15回改正は、平成8年6月14日法律第82号をもって行われ、平成9年4月1日から施行された。本改正は、厚生年金保険法の一部改正に伴い、所要の整備を行ったものである。

第16回改正は、平成11年7月16日法律第87号をもって行われ、平成12年4月1日から施行された。本改正は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第17回改正は、平成11年12月22日法律第160号をもって行われ、平成13年1月6日から施行された。本改正は、中央省庁等改革関係法施行法の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第18回改正は、平成12年11月22日法律第124号をもって行われ、平成13年4月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第19回改正は、平成19年7月6日法律第110号をもって行われ、平成20年4月1日から施行された。本改正は、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第20回改正は、平成21年5月1日法律第36号をもって行われ、平成22年1月1日から施行された。本改正は、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成21年5月1日法律第36号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第21回改正は、平成22年3月31日法律第15号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行ったものである。

第22回改正は、平成26年6月13日法律第69号をもって行われ、平成28年4月1日から施行された。本改正は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第23回改正は、令和2年3月31日法律第14号をもって行われ、同年9月1日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第24回改正は、令和4年6月17日法律第68号をもって行われ、刑法等の一部を改正する法律の施行日（公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日）から施行される。本改正は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

1 5 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び

労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備 等に関する政令改正の経過

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令は、昭和 47 年 3 月 31 日政令第 47 号をもって公布され、同年 4 月 1 日から施行された。改正の経過の概要は次のとおりである。

第 1 回改正は、昭和 47 年 4 月 28 日政令第 118 号をもって行われ、昭和 47 年度の予算から適用された。本改正は、労働保険特別会計法施行令が制定されたことに伴い、所要の字句整理を行ったものである。

第 2 回改正は、昭和 50 年 3 月 10 日政令第 26 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、労災保険の適用事業の範囲を大幅に拡大し、暫定任意適用事業は農林水産業の一部の事業に限るものとしたものである。

第 3 回改正は、平成 12 年 6 月 7 日政令第 309 号をもって行われ、平成 13 年 1 月 6 日から施行された。本改正は、中央省庁等改革関係法施行法（平成 11 年法律第 160 号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 4 回改正は、平成 21 年 12 月 24 日政令第 296 号をもって行われ、平成 22 年 1 月 1 日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号）の一部施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

1 6 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び

労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備 等に関する省令改正の経過

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する省令は、昭和 47 年 3 月 31 日労働省令第 9 号をもって公布され、同年 4 月 1 日から施行された。改正の経過の概要は次のとおりである。

第 1 回改正は、昭和 47 年 4 月 28 日労働省令第 16 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、労働保険特別会計法が制定されたことに伴い、所要の字句整理を行ったものである。

第 2 回改正は、昭和 48 年 3 月 26 日労働省令第 4 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、労働保険事務組合による帳簿の備付けに関して暫定措置を定めたものである。

第 3 回改正は、昭和 48 年 11 月 22 日労働省令第 35 号をもって行われ、同年 12 月 1 日から施行された。本改正は、通勤災害に関する特例による保険給付申請書の様式を定めたほか、所要の字句整理を行ったものである。

第 4 回改正は、昭和 50 年 3 月 25 日労働省令第 6 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、雇用保険法の施行に伴い、所要の字句整理を行ったものである。

第 5 回改正は、昭和 52 年 3 月 26 日労働省令第 6 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法の改正による傷病（補償）年金制度の新設に伴う、所要の字句整理を行ったものである。

第 6 回改正は、昭和 53 年 5 月 23 日労働省令第 26 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、許可、認可等の整理の一環として、労災保険暫定任意適用事業の保険関係の成立及び消滅に関する労働大臣の認可を、都道府県労働基準局長に委任することとしたものである。

第 7 回改正は、平成 8 年 3 月 1 日労働省令第 6 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 35 号）の第 2 次施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 8 回改正は、平成 12 年 1 月 31 日労働省令第 2 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係労働省令の整備に関する省令の政令に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 9 回改正は、平成 12 年 10 月 31 日労働省令第 41 号をもって行われ、平成 13 年 1 月 6 日から施行された。本改正は、中央省庁等改革のための関係労働省令の整備等に関する省令の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 10 回改正は、平成 22 年 9 月 29 日厚生労働省令第 107 号をもって行われ、同年 10 月 1 日から施行された。本改正

は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 15 号）の一部の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 11 回改正は、平成 23 年 1 月 31 日厚生労働省令第 12 号をもって行われ、同年 2 月 1 日から施行された。本改正は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部の改正に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 12 回改正は、平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省令第 54 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、雇用保険法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 14 号）により時限的に雇用保険率が引き下げられたことに伴い、所要の整備を行ったものである。

第 13 回改正は、平成 30 年 11 月 30 日厚生労働省令第 137 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部の改正に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 14 回改正は、令和元年 6 月 28 日厚生労働省令第 20 号をもって行われ、同年 7 月 1 日から施行された。本改正は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 33 号）の施行に伴い、「日本工業規格」の用語を「日本産業規格」に改めたものである。

第 15 回改正は、令和元年 9 月 27 日厚生労働省令第 52 号をもって行われ、一部を除き同日から施行された。本改正は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部の改正に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 16 回改正は、令和 2 年 7 月 17 日厚生労働省令第 141 号をもって行われ、同年 9 月 1 日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 14 号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 17 回改正は、令和 2 年 8 月 14 日厚生労働省令第 151 号をもって行われ、同年 9 月 1 日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 14 号）の一部の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 18 回改正は、令和 2 年 12 月 25 日厚生労働省令第 208 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、行政手続における押印原則の見直しに伴い、本人確認手続として押印を求めている手続について、押印を不要とするための所要の整備を行ったものである。

1 7 労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令改正の経過

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令は、昭和 48 年 7 月 10 日政令第 195 号をもって公布され、同日から施行された。改正の経過の概要は次のとおりである。

なお、労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（昭和 42 年 9 月 1 日政令第 275 号）は、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和 47 年 3 月 31 日政令第 47 号）により、昭和 47 年 3 月 31 日限りで廃止された。

第 1 回改正は、昭和 50 年 3 月 10 日政令第 26 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、報奨金の交付に関する政府の権限を、原則として都道府県知事に委任することとしたものである。

第 2 回改正は、昭和 55 年 4 月 5 日政令第 72 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、労働保険事務組合に対する報奨金の労働保険料の納付状況に係る要件について天災その他やむを得ない理由があるときの緩和措置を講じたものである。

第 3 回改正は、昭和 60 年 4 月 6 日政令第 98 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、報奨金の交付要件及び額の算定方法を改めたものである。

第 4 回改正は、平成元年 5 月 29 日政令第 149 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、報奨金の額の算定方法を改めたものである。

第 5 回改正は、平成 5 年 4 月 1 日政令第 120 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、報奨金の額の算定方法を改めたものである。

第 6 回改正は、平成 9 年 3 月 19 日政令第 42 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、報奨金の交付算定基準日を改めたものである。

第 7 回改正は、平成 11 年 12 月 3 日政令第 390 号をもって行われ、平成 12 年 4 月 1 日から施行された。本改正は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 8 回改正は、平成 12 年 6 月 7 日政令第 309 号をもって行われ、平成 13 年 1 月 6 日から施行された。本改正は、中央省庁等関係施行法（平成 11 年法律 160 号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 9 回改正は、平成 14 年 4 月 1 日政令第 146 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 10 回改正は、平成 16 年 4 月 1 日政令第 149 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、労働保険事務組

合に対し交付する報奨金の額の算定の際に用いる労働保険料の額に乗ずる率を引き下げたものである。

第11回改正は、平成19年4月1日政令第148号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）の一部の施行に伴い、第一項一般拠出金について労働保険料に準じた形で報奨金を交付することとしたものである。

第12回改正は、平成19年4月23日政令第161号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、平成19年度における労働保険料及び第一項一般拠出金に係る報奨金の交付要件を定めたものである。

第13回改正は、平成21年3月23日政令第52号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成19年法律第110号）による労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の改正により、平成21年度から労働保険の年度更新の時期が変更されることに伴い、算定基準日を変更したものである。

第14回改正は、平成21年12月24日政令第296号をもって行われ、平成22年1月1日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）の一部の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第15回改正は、平成22年9月29日政令第206号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成22年法律第15号）の一部の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第16回改正は、平成23年3月31日政令第75号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、報奨金の交付要件及び額の算定方法等について改正を行ったものである。

18 労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令改正の経過

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令は、昭和48年7月10日労働省令第23号をもって公布され、同日から施行された。改正の経過の概要は次のとおりである。

第1回改正は、昭和50年3月25日労働省令第6号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、雇用保険法の施行等に伴い、所要の整備を行ったものである。

第2回改正は、昭和51年6月1日労働省令第22号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、5人未満事業の委託を受けている労働保険事務組合に対する報奨金の額を引き上げたものである。

第3回改正は、昭和54年6月1日労働省令第21号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、5人未満事業の委託を受けている労働保険事務組合に対する報奨金の額を引き上げたものである。

第4回改正は、昭和57年4月6日労働省令第15号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、5人未満事業の委託を受けている労働保険事務組合に対する報奨金の定額部分の単価の引き上げを行ったものである。

第5回改正は、昭和60年4月6日労働省令第14号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、5人未満事業の委託を受けている労働保険事務組合に対する報奨金の定額部分の単価の引き上げ等を行ったものである。

第6回改正は、平成元年5月29日労働省令第15号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、労働保険事務組合に対する報奨金の定額部分の単価の引き上げを行ったものである。

第7回改正は、平成5年4月1日労働省令第17号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、労働保険事務組合に対する報奨金の定額部分の単価の引き上げを行ったものである。

第8回改正は、平成9年3月19日労働省令第11号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労働保険事務組合に対する報奨金の定額部分の単価の引き上げを行ったものである。

第9回改正は、平成12年1月31日労働省令第2号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第10回改正は、平成12年10月31日労働省令第41号をもって行われ、平成13年1月6日から施行された。本改正は、中央省庁等改革のための関係労働省令の整備等に関する省令の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第11回改正は、平成13年3月23日厚生労働省令第31号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第124号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第12回改正は、平成15年5月14日厚生労働省令第88号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、行政事務簡素合理化の観点から、一部の労働保険事務組合について、報奨金の額の算定の際に用いる労働保険料の額に乗ずる率を引き下げたものである。

第13回改正は、平成16年4月1日厚生労働省令第94号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、労働保険事務組合に対する報奨金の定額部分の単価の引き上げを行ったものである。

第14回改正は、平成19年4月1日厚生労働省令第75号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第148号）の施行に伴い、第一項一般拠出金に係る報奨金の交付申請手続を定めたものである。

第15回改正は、平成19年4月23日厚生労働省令第80号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、平成19年度における労働保険料及び第一項一般拠出金に係る報奨金の交付申請書の提出期限を定めたものである。

第16回改正は、平成20年3月31日厚生労働省令第68号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成19年法律第110号）の施行に伴い報奨金の交付申請書の提出期限を変更したものである。

第17回改正は、平成21年3月31日厚生労働省令第64号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、平成21年度に交付する報奨金の額を定めたものである。

第18回改正は、平成21年12月28日厚生労働省令第168号をもって行われ、平成22年1月1日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）の一部施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第19回改正は、平成22年3月31日厚生労働省令第40号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労働保険事務組合に対する報奨金の定額部分の単価の引き上げを行ったものである。

第20回改正は、平成22年9月29日厚生労働省令第107号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成22年法律第15号）の一部の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第21回改正は、平成23年3月31日厚生労働省令第43号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第75号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第22回改正は、平成23年8月4日厚生労働省令第101号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、東北地方太平洋沖地震の被災地である、岩手県、宮城県若しくは福島県の区域内にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合又は当該区域内に所在地を有する事業場の事業主から労働保険事務若しくは一般拠出金事務の委託を受けている労働保険事務組合に係る平成23年度に交付する報奨金の交付申請の期限を延長したものである。

第23回改正は、平成25年5月17日厚生労働省令第70号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、報奨金の交付申請書の提出期限を、同年9月15日から10月15日に変更したものである。

第24回改正は、平成28年10月31日厚生労働省令第163号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、平成28年熊本地震の被災地である熊本県の区域内にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合又は当該区域内に所在地を有する事業場の事業主から労働保険事務若しくは一般拠出金事務の委託を受けている労働保険事務組合に係る平成28年度に交付する報奨金の交付申請の期限を延長したものである。

第25回改正は、平成30年10月17日厚生労働省令第127号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、指定地域内にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合又は当該指定地域内に所在地を有する事業場の事業主から労働保険事務若しくは一般拠出金事務の委託を受けている労働保険事務組合に係る平成30年度に交付する報奨金の交付申請の期限を延長したものである。

第26回改正は、令和2年12月1日厚生労働省令第192号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、令和2年7月豪雨により被害を受けた熊本県の一部地域の区域内にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合又は当該区域内に所在地を有する事業場の事業主から労働保険事務若しくは一般拠出金事務の委託を受けている労働保険事務組合に係る令和2年度に交付する報奨金の交付申請の期限を延長したものである。

19 特別保険料率を定める告示改正の経過

特別保険料率を定める告示（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条第2項の規定に基づき同項の厚生労働大臣の定める率）は、昭和47年3月31日労働省告示第18号をもって告示され、同年4月1日から適用された。改正の経過の概要は次のとおりである。

第1回改正は、昭和48年11月22日労働省告示第70号をもって行われ、同年12月1日から適用された。本改正は、通勤災害に関する特例による保険給付の場合の特別保険料率は、業務災害の場合と同様としたものである。

第2回改正は、昭和52年3月26日労働省告示第25号をもって行われ、同年4月1日から適用された。本改正は、労

働者災害補償保険法の改正による傷病（補償）年金制度の新設に伴う字句整理を行ったものである。

第3回改正は、平成12年12月25日労働省告示第120号をもって行われ、平成13年1月6日から適用された。本改正は、中央省庁等改革のための関係労働省告示の整備等に関する告示の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第4回改正は、令和2年8月19日厚生労働省告示第293号をもって行われ、同年9月1日から適用された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

2 0 厚生労働大臣が定める事業を定める告示改正の経過

厚生労働大臣が定める事業を定める告示（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第17条の規定に基づき、厚生労働大臣の定める事業を定める告示）は、昭和50年4月1日労働省告示第35号をもって告示され、同日から適用された。

なお、本告示により、厚生労働大臣が定める危険又は有害な作業に関する告示（昭和47年3月31日労働省告示第19号）及び厚生労働大臣の指定する水面に関する告示（昭和47年3月31日労働省告示第20号）は、昭和50年3月31日限りで廃止された。

第1回改正は、平成12年12月25日労働省告示第120号をもって行われ、平成13年1月6日から適用された。本改正は、中央省庁等改革のための関係労働省告示の整備等に関する告示の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

2 1 労働保険審査官及び労働保険審査会法改正の経過

労働保険審査官及び労働保険審査会法は、昭和31年6月4日法律第126号をもって公布され、同年8月1日から施行された。改正の経過の概要は次のとおりである。

第1回改正は、昭和35年3月31日法律第29号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の廃止及びけい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法の失効に伴い、条文の整備を行ったものである。

第2回改正は、昭和37年9月15日法律第161号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律により条文の整備を行ったものである。

第3回改正は、昭和38年3月29日法律第33号をもって行われ、同年3月30日から施行された。本改正は、失業保険審査官及び労働保険審査会は、炭坑離職者臨時措置法第42条第1項の規定による審査請求の事件をも取り扱うこととしたものである。

第4回改正は、昭和39年4月6日法律第56号をもって行われ、同年7月1日から施行された。本改正は、労働保険審査会委員を6人とするとともに、委員3人をもって構成する合議体の審査会を設けるほか、労働保険審査会は、中小企業退職金共済法第63条第1項の規定による審査の事務を取り扱うこととしたものである。

第5回改正は、昭和39年6月18日法律第107号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、中小企業退職金共済法の改正に伴い、関係条文の整備を行ったものである。

第6回改正は、昭和40年6月3日法律第120号をもって行われ、昭和41年7月1日から施行された。本改正は、港湾労働法の制定に伴い、同法附則により行われたものであり、失業保険審査官及び労働保険審査会は港湾労働法の規定による雇用調整手当の支給等に関する不服申立てについて審査請求及び再審査請求の事件を取り扱うこととしたものである。

第7回改正は、昭和40年6月11日法律第130号をもって行われ、昭和41年2月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法の改正に伴い行われたものであり、労働保険審査会において労働保険に係る事件に関し関係労働者及び関係事業主を代表する者を各2名から各4名に増員するとともに、労働者災害補償保険法の改正に伴い関係条文の整備を行ったものである。

第8回改正は、昭和42年6月13日法律第37号をもって行われ、同年7月1日から施行された。本改正は、沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法が新たに制定されたことに伴い、同法附則で所要の整備を行ったものである。

第9回改正は、昭和46年12月31日法律第130号をもって行われ、昭和47年5月15日から施行された。本改正は、沖縄の復帰に伴い、所要の整備を行ったものである。

第10回改正は、昭和49年12月28日法律第117号をもって行われ、昭和50年4月1日から施行された。本改正は、雇用保険法の施行に伴い、所要の字句整理を行ったものである。

第11回改正は、昭和56年4月25日法律第27号をもって行われ、同年6月8日から施行された。本改正は、雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、同法附則により行われたものであり、同法の施行に伴い、所要の字句整理を行ったものである。

第12回改正は、昭和58年12月2日法律第78号をもって行われ、昭和59年7月1日から施行された。本改正は、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴い、労働保険審査会の庶務の処理に関する規定を削除したものである。

第13回改正は、昭和63年5月17日法律第40号をもって行われ、昭和64年1月1日から施行された。本改正は、港湾労働法の制定に伴い、同法附則で所要の整備を行ったものである。

第14回改正は、平成8年5月22日法律第42号をもって行われ、同年7月1日から施行された（一部については、公布日又は同年6月11日から施行された。）。本改正は、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の制定に伴い、労働保険審査会における審査体制等の整備を行ったものである。

第15回改正は、平成8年6月26日法律第110号をもって行われ、平成10年1月1日から施行された。本改正は、民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が制定されたことに伴い、所要の整備を行ったものである。

第16回改正は、平成9年6月4日法律第68号をもって行われ、平成10年4月1日から施行された。本改正は、中小企業退職金共済法の一部改正に伴い、所要の整備を行ったものである。

第17回改正は、平成11年7月16日法律第87号をもって行われ、平成12年4月1日から施行された。本改正は、地方分権の推進を図るための関係法律の整理等に関する法律の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第18回改正は、平成11年7月16日法律第102号をもって行われ、平成13年1月6日から施行された。本改正は、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第19回改正は、平成11年12月8日法律第151号をもって行われ、平成12年4月1日から施行された。本改正は、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の制定に伴い、所要の字句整理を行ったものである。

第20回改正は、平成11年12月22日法律第160号をもって行われ、平成13年1月6日から施行された。本改正は、中央省庁等改革関係法施行法の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第21回改正は、平成12年11月22日法律第124号をもって行われ、平成13年4月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第22回改正は、平成14年7月31日法律第100号をもって行われ、平成15年4月1日から施行された。本改正は、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第23回改正は、平成14年12月13日法律第164号をもって行われ、平成15年10月1日から施行された。本改正は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第24回改正は、平成16年6月2日法律第76号をもって行われ、平成17年1月1日から施行された。本改正は、破産法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の制定に伴い、所要の字句整理を行ったものである。

第25回改正は、平成26年6月13日法律第69号をもって行われ、平成28年4月1日から施行された。本改正は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、審査請求及び再審査請求等について、所要の整備を行ったものである。

第26回改正は、令和4年6月17日法律第68号をもって行われ、刑法等の一部を改正する法律の施行日（公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日）から施行される。本改正は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第27回改正は、令和5年6月16日法律第63号をもって行われ、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行日（公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日）から施行される。本改正は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

2 2 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令改正の経過

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令は、昭和31年7月27日政令第248号をもって公布され、同年8月1日から施行された。改正の経過の概要は次のとおりである。

第1回改正は、昭和35年6月1日政令第138号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の廃止に伴い条文を整備したものである。

第2回改正は、昭和37年9月29日政令第391号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第3回改正は、昭和38年3月30日政令第70号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、炭坑離職者臨時措置法の施行に伴い、関係条文の整備を行ったものである。

第4回改正は、昭和39年6月25日政令第199号をもって行われ、同年7月1日から施行された。本改正は、労働保険審査官及び労働保険審査会法の改正に伴い、所要の整備を行ったものである。

第5回改正は、昭和42年6月30日政令第161号をもって行われ、同年7月1日から施行された。本改正は、沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法に規定する沖縄法相当給付の支給の手続を定める政令が制定されたことに伴い、同法附則で所要の整備を行ったものである。

第6回改正は、昭和47年3月31日政令第47号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労災保険法等の改正法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第7回改正は、昭和47年5月1日政令第157号をもって行われ、同年5月15日から施行された。本改正は、沖縄の復帰に伴い、所要の整備を行ったものである。

第8回改正は、昭和50年3月10日政令第26号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、雇用保険法の施行に伴い、所要の字句整理を行ったものである。

第9回改正は、昭和56年5月22日政令第180号をもって行われ、同年6月8日から施行された。本改正は、雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、所要の字句整理を行ったものである。

第10回改正は、昭和59年6月22日政令第212号をもって行われ、同年7月1日から施行された。本改正は、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、労働保険審査会の庶務の処理に関する規定を新設したものである。

第11回改正は、昭和60年12月21日政令第317号をもって行われ、同日（一部については、昭和61年1月1日）から施行された。本改正は、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第12回改正は、平成6年7月27日政令第251号をもって行われ、同年9月1日から施行された。本改正は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第13回改正は、平成8年6月26日政令第191号をもって行われ、同年7月1日から施行された。本改正は、再審査請求の経由及び方式等並びに裁決書の方式に関する規定の整備を行ったものである。

第14回改正は、平成11年12月3日政令第390号をもって行われ、平成12年4月1日から施行された。本改正は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第15回改正は、平成12年6月7日政令第309号をもって行われ、平成13年1月6日から施行された。本改正は、中央省庁等改革関係法施行法（平成11年法律第160号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第16回改正は、平成13年1月4日政令第1号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第124号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第17回改正は、平成18年2月1日政令第14号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第18回改正は、平成27年11月26日政令第392号をもって行われ、平成28年4月1日から施行された。本改正は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第19回改正は、令和元年12月13日政令第183号をもって行われ、同年12月16日から施行された。本改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第20回改正は、令和2年12月23日政令第367号をもって行われ、令和3年1月1日から施行された。本改正は、令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、国民等に対して、押印を求めている手続について、国民等の押印等を不要とする改正を行ったものである。

2 3 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則改正の経過

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則は、昭和 31 年 8 月 1 日労働省令第 17 号をもって公布され、同日から施行された。改正の経過の概要は次のとおりである。

第 1 回改正は、昭和 35 年 6 月 1 日労働省令第 14 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の廃止に伴い、条文を整備したものである。

第 2 回改正は、昭和 35 年 7 月 1 日労働省令第 17 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、国有鉄道運賃法の一部改正に伴い、条文を整備したものである。

第 3 回改正は、昭和 37 年 4 月 30 日労働省令第 11 号をもって行われ、同年 5 月 1 日から施行された。本改正は、国家公務員の旅費に関する法律の改正に準じて、別表を改めたものである。

第 4 回改正は、昭和 37 年 9 月 29 日労働省令第 20 号をもって行われ、同年 10 月 1 日から施行された。本改正は、行政不服審査法等の施行に伴う関係省令の整理に関する省令により条文の整理を行い様式の訂正を行ったものである。

第 5 回改正は、昭和 38 年 3 月 30 日労働省令第 3 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、炭坑離職者臨時措置法の施行に伴い、関係条文の整備を行ったものである。

第 6 回改正は、昭和 39 年 6 月 25 日労働省令第 16 号をもって行われ、同年 7 月 1 日から施行された。本改正は、労働保険審査官及び労働保険審査会法の改正に伴い、関係条文の整理を行ったものである。

第 7 回改正は、昭和 42 年 6 月 30 日労働省令第 18 号をもって行われ、同年 7 月 1 日から施行された。本改正は、沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の施行に伴う関係省令の整理に関する省令により、関係条文の整備を行ったものである。

第 8 回改正は、昭和 42 年 12 月 26 日労働省令第 32 号をもって行われ、昭和 43 年 1 月 1 日から施行された。本改正は、労働保険審査官及び労働保険審査会法の規定により出頭を求められた審査請求人、代理人、参考人等に対して支給する旅費の額について、所要の改定を行ったものである。

第 9 回改正は、昭和 45 年 4 月 22 日労働省令第 9 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、鑑定料の額を 500 円から 900 円に改めたものである。

第 10 回改正は、昭和 47 年 5 月 15 日労働省令第 19 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、沖縄の復帰に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 11 回改正は、昭和 50 年 3 月 25 日労働省令第 6 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、鑑定人に支給する鑑定料の額を 1,200 円に引き上げるとともに、雇用保険法の施行に伴う所要の字句整理を行ったものである。

第 12 回改正は、昭和 51 年 5 月 10 日労働省令第 17 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、鑑定人に支給する鑑定料の額を 1,500 円に引き上げたものである。

第 13 回改正は、昭和 56 年 5 月 28 日労働省令第 22 号をもって行われ、同年 6 月 8 日から施行された。本改正は、雇用に関する給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う所要の字句整理を行ったものである。

第 14 回改正は、昭和 57 年 4 月 6 日労働省令第 12 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、従来定額であった鑑定人に支給する鑑定料の額を鑑定の難易度等を勘案して労働者災害補償保険審査官が定める額とすることとしたものである。

第 15 回改正は、昭和 60 年 12 月 21 日労働省令第 25 号をもって行われ、同日（一部については、昭和 61 年 1 月 1 日）から施行された。本改正は、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 16 回改正は、昭和 63 年 12 月 13 日労働省令第 36 号をもって行われ、昭和 64 年 1 月 1 日から施行された。本改正は、港湾労働法の施行に伴う関係労働省令の整備に関する省令により、関係条文の整理を行ったものである。

第 17 回改正は、平成元年 7 月 12 日労働省令第 26 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、元号が昭和から平成に改まったことによる様式の改正を行ったものである。

第 18 回改正は、平成 8 年 6 月 10 日労働省令第 28 号をもって行われ、同年 6 月 11 日から施行された。本改正は、罰金額の引き上げに伴い、所要の整備を行ったものである。

第 19 回改正は、平成 8 年 6 月 26 日労働省令第 29 号をもって行われ、同年 7 月 1 日から施行された。本改正は、再審査請求書の様式について、所要の改正を行ったものである。

第 20 回改正は、平成 12 年 3 月 31 日労働省令第 17 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、地

方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成 11 年法律第 87 号)の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 21 回改正は、平成 12 年 10 月 31 日労働省令第 41 号をもって行われ、平成 13 年 1 月 6 日から施行された。本改正は、中央省庁等改革のための関係労働省令の整備等に関する省令の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 22 回改正は、平成 13 年 3 月 23 日厚生労働省令第 31 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 124 号)の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 23 回改正は、平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省令第 97 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 24 回改正は、平成 21 年 12 月 28 日厚生労働省令第 168 号をもって行われ、平成 22 年 1 月 1 日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 30 号)の一部施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 25 回改正は、平成 22 年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話できる方法による審理についての規定を設けたものである。

第 26 回改正は、平成 28 年 2 月 25 日厚生労働省令第 25 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 69 号)の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 27 回改正は、令和 2 年 12 月 25 日厚生労働省令第 207 号をもって行われ、令和 3 年 1 月 1 日から施行された。本改正は、押印を求める手続の見直し等のための政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

2 4 独立行政法人労働者健康安全機構法改正の経過

独立行政法人労働者健康福祉機構法は、平成 14 年 12 月 13 日法律第 171 号をもって公布され、一部を除き同日から施行された。改正の経過の概要は次のとおりである。

第 1 回改正は、平成 16 年 6 月 23 日法律第 130 号をもって行われ、一部を除き同年 10 月 1 日から施行された。本改正は、国家公務員共済組合法の改正に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 2 回改正は、平成 17 年 7 月 26 日法律第 87 号をもって行われ、平成 18 年 5 月 1 日から施行された。本改正は、会社法の施行に伴い、用語の整備を行ったものである。

第 3 回改正は、平成 26 年 6 月 13 日法律第 67 号をもって行われ、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 66 号)の施行日から施行された。本改正は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成 26 年法律第 67 号)の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 4 回改正は、平成 27 年 5 月 7 日法律第 17 号をもって行われ、平成 28 年 4 月 1 日から施行された。本改正は、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律により、独立行政法人労働安全衛生総合研究所と独立行政法人労働者健康福祉機構を統合して、独立行政法人労働者健康安全機構とするなど所要の整備を行ったものである。

第 5 回改正は、平成 30 年 12 月 14 日法律第 94 号をもって行われ、平成 31 年 1 月 17 日から施行された。本改正は、機構が、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)第 34 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができるなど所要の整備を行ったものである。

第 6 回改正は、令和 3 年 6 月 16 日法律第 74 号をもって行われ、令和 3 年 12 月 1 日から施行された。本改正は、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律(令和 3 年法律 74 号)の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 7 回改正は、令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号をもって行われ、刑法等の一部を改正する法律の施行日(公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日)から施行される。本改正は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

2 5 独立行政法人労働者健康安全機構法施行令改正の経過

独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令は、平成 15 年 12 月 25 日政令第 556 号をもって公布され、一部を除き同日

から施行された。改正の経過の概要は次のとおりである。

第1回改正は、平成16年4月21日政令第168号をもって行われ、同年5月15日から施行された。本改正は、特定都市河川浸水被害対策法の施行に伴い、同法の適用について独立行政法人労働者健康福祉機構を国とみなすこととしたものである。

第2回改正は、平成16年12月15日政令第399号をもって行われ、同年12月17日から施行された。本改正は、景観法の施行に伴い、同法の適用について独立行政法人労働者健康福祉機構を国とみなすこととしたものである。

第3回改正は、平成17年2月18日政令第24号をもって行われ、同年3月7日から施行された。本改正は、不動産登記法の改正に伴い、所要の整備を行ったものである。

第4回改正は、平成17年5月25日政令第182号をもって行われ、同年6月1日から施行された。本改正は、景観法及び景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、本施行令第14条第1項について所要の改正を行ったものである。

第5回改正は、平成17年7月29日政令第262号をもって行われ、同年9月1日から施行された。本改正は、農業経営基盤強化促進法施行令及び農地法施行令の一部を改正する政令により景観法施行令が改正されたことにより所要の整備を行ったものである。

第6回改正は、平成18年11月29日政令第371号をもって行われ、平成19年1月1日から施行された。本改正は、医療法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行ったものである。

第7回改正は、平成19年1月19日政令第9号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、医療法施行令等の一部改正に伴い、所要の整備を行ったものである。

第8回改正は、平成19年3月9日政令第44号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部改正に伴い、所要の整備を行ったものである。

第9回改正は、平成20年3月31日政令第117号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)の一部施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第10回改正は、平成20年7月4日政令第219号をもって行われ、平成21年1月5日から施行された。本改正は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成20年法律第219号)の一部改正に伴い、本施行令第6条第2項について所要の整備を行ったものである。

第11回改正は、平成20年10月31日政令第338号をもって行われ、同年11月4日から施行された。本改正は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成20年政令第338号)の制定に伴い、本施行令第14条第1項について所要の整備を行ったものである。

第12回改正は、平成24年6月1日政令第158号をもって行われ、同年6月13日から施行された。本改正は、津波防災地域づくりに関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定に伴い、本施行令第14条第1項について所要の整備を行ったものである。

第13回改正は、平成26年4月18日政令第164号をもって行われ、同年7月1日から施行された。本改正は、生活保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成26年政令第164号)の制定に伴い、本施行令第14条第1項第2号について所要の整備を行ったものである。

第14回改正は、平成26年8月20日政令第289号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成26年政令第289号)の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第15回改正は、平成27年1月15日政令第6号をもって行われ、同年1月18日から施行された。本改正は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成27年政令第6号)の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第16回改正は、平成27年3月31日政令第128号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令(平成27年政令第128号)の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第17回改正は、平成28年3月25日政令第78号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律(平成27年法律第17号)の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第18回改正は、令和元年12月25日政令第209号をもって行われ、令和2年4月1日から施行された。本改正は、医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号)の一部の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第19回改正は、令和2年3月11日政令第40号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の一部の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第20回改正は、令和2年9月4日政令第268号をもって行われ、同年9月7日から施行された。本改正は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第21回改正は、令和2年12月23日政令第367号をもって行われ、令和3年1月1日から施行された。本改正は、押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令（令和2年政令第367号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第22回改正は、令和3年10月29日政令第296号をもって行われ、同年11月1日から施行された。本改正は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

26 独立行政法人労働者健康安全機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令改正の経過

独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令は、平成16年3月29日厚生労働省令第56号をもって公布され、一部を除き同日から施行された。改正の経過の概要は次のとおりである。

第1回改正は、平成17年3月7日厚生労働省令第25号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、不動産登記法の改正に伴い、所要の整備を行ったものである。

第2回改正は、平成20年3月31日厚生労働省令第80号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）の一部施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第3回改正は、平成22年3月31日厚生労働省令第43号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、海外勤務健康管理センターの廃止に伴い、関係規定について所要の整備を行ったものである。

第4回改正は、平成22年11月26日厚生労働省令第121号をもって行われ、同年11月27日から施行された。本改正は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成22年法律第37号）の施行に伴い、国庫納付等の対象となる財産の範囲に関する規定の新設等、所要の整備を行ったものである。

第5回改正は、平成23年3月25日厚生労働省令第26号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、「小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業」及び「自発的健康診断受診支援助成金事業」が廃止されることに伴い、当該事業に係る規定を削除するなど所要の整備を行ったものである。

第6回改正は、平成26年4月18日厚生労働省令第57号をもって行われ、同年7月1日から施行された。本改正は、生活保護法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第7回改正は、平成26年9月9日厚生労働省令第104号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第8回改正は、平成27年3月31日厚生労働省令第55号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第9回改正は、平成27年3月31日厚生労働省令第56号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第10回改正は、平成28年3月31日厚生労働省令第56号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成27年法律第17号）の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第11回改正は、平成31年3月29日厚生労働省令第40号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、財務諸表及び事業報告書の作成等に係る規定について、所要の改正を行ったものである。

第12回改正は、令和元年6月28日厚生労働省令第20号をもって行われ、同年7月1日から施行された。本改正は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第13回改正は、令和元年12月2日厚生労働省令第77号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、業務実績等報告書等に係る規定について、所要の改正を行ったものである。

第14回改正は、令和2年2月13日厚生労働省令第15号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の一部の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第15回改正は、令和3年8月26日厚生労働省令第143号をもって行われ、同年12月1日から施行された。本改正は、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に係る規定について、所要の整備を行ったものである。

第16回改正は、令和4年1月31日厚生労働省令第18号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、会計監査報告に係る規定について、所要の整備を行ったものである。

27 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法改正の経過

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法は、昭和42年7月28日法律第92号をもって公布され、同年10月25日から施行された。改正の経過の概要は次のとおりである。

第1回改正は、昭和44年12月9日法律第85号をもって行われ、昭和47年4月1日から施行された。本改正は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴い、引用法条を改正したものである。

第2回改正は、昭和47年6月8日法律第57号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、労働安全衛生法の施行に伴い、引用法条を改正したものである。

第3回改正は、昭和51年5月27日法律第32号をもって行われ、同年7月1日及び昭和52年4月1日に分けて施行された。本改正は、労働者災害補償保険法の改正に伴うものであるが、その内容は次のとおりである。

（1）昭和51年7月1日施行

労働福祉事業の新設に伴う所要の字句整理を行った。

（2）昭和52年4月1日施行

傷病（補償）年金の新設に伴う所要の字句整理を行った。

第4回改正は、昭和59年12月25日法律第87号をもって行われ、昭和60年4月1日から施行された。本改正は、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴い、引用法条を改正したものである。

第5回改正は、平成7年3月23日法律第35号をもって行われ、平成8年4月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法の介護補償給付及び介護給付の創設に伴い、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法の規定に基づき支給される介護料を廃止することとしたものである。

第6回改正は、平成10年9月30日法律第112号をもって行われ、平成11年4月1日から施行された。本改正は、労働基準法の一部改正に伴い、所要の整備を行ったものである。

第7回改正は、平成11年7月16日法律第87号をもって行われ、平成12年4月1日から施行された。本改正は、地方分権の推進を図るための関係法律の整理等に関する法律の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第8回改正は、平成11年12月22日法律第160号をもって行われ、平成13年1月6日から施行された。本改正は、中央省庁等改革関係法施行法の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第9回改正は、平成12年11月22日法律第124号をもって行われ、平成13年4月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第10回改正は、平成19年4月23日法律第30号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

28 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則改正の経過

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則は、昭和42年10月24日労働省令第28号をもって公布され、同年10月25日から施行された。改正の経過の概要は次のとおりである。

第1回改正は、昭和49年8月24日労働省令第25号をもって行われ、同年9月1日から施行された。本改正は、介護

料の金額の引き上げ及び介護料支給申請書の様式の改正を行ったものである。

第2回改正は、昭和50年9月25日労働省令第24号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、介護料の金額の引き上げを行ったものである。

第3回改正は、昭和51年6月28日労働省令第25号をもって行われ、同年7月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法の改正によって労働福祉事業を行うこととされたことに伴い、所要の字句整理を行ったものである。

第4回改正は、昭和51年9月27日労働省令第36号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、介護料の金額の引き上げを行ったものである。

第5回改正は、昭和52年7月30日労働省令第24号をもって行われ、同年8月1日から施行された。本改正は、介護料の金額の引き上げを行ったものである。

第6回改正は、昭和53年7月27日労働省令第31号をもって行われ、同年8月1日から施行された。本改正は、介護料の金額の引き上げを行ったものである。

第7回改正は、昭和54年7月24日労働省令第25号をもって行われ、同年8月1日から施行された。本改正は、介護料の金額の引き上げを行ったものである。

第8回改正は、昭和55年7月23日労働省令第21号をもって行われ、同年8月1日から施行された。本改正は、介護料の金額の引き上げを行ったものである。

第9回改正は、昭和56年7月30日労働省令第28号をもって行われ、同年8月1日から施行された。本改正は、介護料の金額の引き上げを行ったものである。

第10回改正は、昭和57年8月30日労働省令第30号をもって行われ、同年9月1日から施行された。本改正は、介護料の金額の引き上げを行ったものである。

第11回改正は、昭和59年9月20日労働省令第21号をもって行われ、同年6月1日に遡って適用された。本改正は、介護料の金額の引き上げを行ったものである。

第12回改正は、昭和60年7月11日労働省令第20号をもって行われ、同年6月1日に遡って適用された。本改正は、介護料の金額の引き上げを行ったものである。

第13回改正は、昭和61年6月10日労働省令第24号をもって行われ、同年4月1日に遡って適用された。本改正は、介護料の金額の引き上げを行ったものである。

第14回改正は、昭和62年6月20日労働省令第23号をもって行われ、同年4月1日に遡って適用された。本改正は、介護料の金額の引き上げを行ったものである。

第15回改正は、昭和63年6月15日労働省令第19号をもって行われ、同年4月1日に遡って適用された。本改正は、介護料の金額の引き上げを行ったものである。

第16回改正は、平成2年3月26日労働省令第4号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、介護料の金額の引き上げを行ったものである。

第17回改正は、平成3年4月12日労働省令第12号をもって行われ、同年4月1日に遡って適用された。本改正は、介護料の額の引き上げとともに、介護に要する費用として支出された費用の額が当該引き上げ後の額を超える場合に、一定額を限度として当該支給された費用の額を支給することとされたものである。

第18回改正は、平成4年4月10日労働省令第10号をもって行われ、同年4月1日に遡って適用された。本改正は、介護料の額の引き上げを行ったものである。

第19回改正は、平成5年4月1日労働省令第13号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、介護料の金額の引き上げを行ったものである。

第20回改正は、平成6年4月15日労働省令第27号をもって行われ、同年4月1日に遡って適用された。本改正は、介護料の金額の引き上げを行ったものである。

第21回改正は、平成7年3月31日労働省令第25号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、介護料の金額の引き上げを行ったものである。

第22回改正は、平成8年3月1日労働省令第6号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令により、介護料の規定を削除したものである。

第23回改正は、平成8年4月10日労働省令第20号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、平成8年労働省令第6号附則第6条の規定によりなお効力を有することとされている介護料の金額の引き上げを行ったものである。

第24回改正は、平成9年2月28日労働省令第8号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、平成8年労働省令第6号附則第6条の規定によりなお効力を有することとされている介護料の金額の引き上げを行ったものである。

第25回改正は、平成10年3月2日労働省令第5号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、平成

平成8年労働省令第6号附則第6条の規定によりなお効力を有することとされている介護料の金額の引き上げを行ったものである。

第26回改正は、平成11年3月25日労働省令第17号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、平成8年労働省令第6号附則第6条の規定によりなお効力を有することとされている介護料の金額の引き上げを行ったものである。

第27回改正は、平成12年1月31日労働省令第2号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係労働省令の整備に関する省令の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第28回改正は、平成12年3月10日労働省令第6号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、平成8年労働省令第6号附則第6条の規定によりなお効力を有することとされている介護料の金額の引き上げを行ったものである。

第29回改正は、平成12年10月23日労働省令第40号をもって行われ、同年10月30日から施行された。本改正は、健康管理手帳に係る処理がシステム化(機械化)されることとなったため、健康管理手帳の様式をシステムに適合するように改正したものである。

第30回改正は、平成12年10月31日労働省令第41号をもって行われ、平成13年1月6日から施行された。本改正は、中央省庁等改革のための関係労働省令の整備等に関する省令の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第31回改正は、平成13年3月23日厚生労働省令第31号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(平成12年法律第124号)の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第32回改正は、平成15年3月25日厚生労働省令第46号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、平成8年労働省令第6号附則第6条の規定によりなお効力を有することとされている介護料の金額の引き下げを行ったものである。

第33回改正は、平成16年3月31日厚生労働省令第73号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、平成8年労働省令第6号附則第6条の規定によりなお効力を有することとされている介護料の金額の引き下げを行ったものである。

第34回改正は、平成18年1月5日厚生労働省令第1号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労働安全衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条文の整備を行ったものである。

第35回改正は、平成18年3月31日厚生労働省令第68号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、平成8年労働省令第6号附則第6条の規定によりなお効力を有することとされている介護料の限度額等の引き下げを行ったものである。

第36回改正は、平成19年4月23日厚生労働省令第80号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第37回改正は、平成20年3月31日厚生労働省令第78号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、平成8年労働省令第6号附則第6条の規定によりなお効力を有することとされている介護料の限度額等の引き上げを行ったものである。

第38回改正は、平成22年3月31日厚生労働省令第42号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、平成8年労働省令第6号附則第6条の規定によりなお効力を有することとされている介護料の限度額等の引き下げを行ったものである。

第39回改正は、平成23年3月31日厚生労働省令第35号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、平成8年労働省令第6号附則第6条の規定によりなお効力を有することとされている介護料の限度額等の引き下げを行ったものである。

第40回改正は、平成24年3月30日厚生労働省令第56号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、平成8年労働省令第6号附則第6条の規定によりなお効力を有することとされている介護料の限度額等の引き下げを行ったものである。

第41回改正は、平成27年3月31日厚生労働省令第71号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、平成8年労働省令第6号附則第6条の規定によりなお効力を有することとされている介護料の限度額等の引き上げを行ったものである。

第42回改正は、平成28年3月25日厚生労働省令第41号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、平成8年労働省令第6号附則第6条の規定によりなお効力を有することとされている介護料の限度額等の引き上げを行ったものである。

第43回改正は、平成29年3月31日厚生労働省令第35号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、平成8年労働省令第6号附則第6条の規定によりなお効力を有することとされている介護料の限度額等の引き上げを行ったものである。

第44回改正は、平成29年11月27日厚生労働省令第127号をもって行われ、同年12月1日から施行された。本改正は、電子情報処理組織による申請書の提出等に係る規定について、所要の整備を行ったものである。

第45回改正は、平成30年2月8日厚生労働省令第13号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、平成8年労働省令第6号附則第6条の規定によりなお効力を有することとされている介護料の限度額等の引き上げを行ったものである。

第46回改正は、平成31年3月31日厚生労働省令第64号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、平成8年労働省令第6号附則第6条の規定によりなお効力を有することとされている介護料の限度額等の引き上げを行ったものである。

第47回改正は、令和元年12月13日厚生労働省令第80号をもって行われ、同年12月16日から施行された。本改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第48回改正は、令和2年3月31日厚生労働省令第70号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、平成8年労働省令第6号附則第6条の規定によりなお効力を有することとされている介護料の限度額等の引き上げを行ったものである。

第49回改正は、令和2年5月29日厚生労働省令第107号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、様式第3号介護料支給申請書の様式の改正を行ったものである。

第50回改正は、令和2年8月28日厚生労働省令第154号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、様式第1号及び第2号の改正を行ったものである。

第51回改正は、令和2年12月25日厚生労働省令第208号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、様式第3号及び様式5号の改正を行ったものである。

第52回改正は、令和3年3月24日厚生労働省令第58号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、平成8年労働省令第6号附則第6条の規定によりなお効力を有することとされている介護料の限度額等の引き上げを行ったものである。

第53回改正は、令和4年3月30日厚生労働省令第49号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、平成8年労働省令第6号附則第6条の規定によりなお効力を有することとされている介護料の限度額等の引き上げを行ったものである。

第54回改正は、令和5年3月31日厚生労働省令第50号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、平成8年労働省令第6号附則第6条の規定によりなお効力を有することとされている介護料の限度額等の引き上げを行ったものである。

第55回改正は、令和6年3月26日厚生労働省令第50号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正の内容は以下のとおり。

（1）平成8年労働省令第6号附則第6条の規定によりなお効力を有することとされている介護料の限度額等の引き上げを行った。

（2）健康管理手帳をアフターケア手帳とする改正を行った。

2.9 石綿による健康被害の救済に関する法律改正の経過

石綿による健康被害の救済に関する法律は、平成18年2月10日法律第4号をもって公布され、一部を除き同年3月27日から施行された。改正の経過の概要は次のとおりである。

第1回改正は、平成19年3月31日法律第23号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は労働保険特別会計法の廃止に伴い、所要の整備を行ったものである。

第2回改正は、平成19年4月23日法律第30号をもって行われ、同日及び日本年金機構法の施行の日（平成22年1月1日）に分けて施行された。本改正の主な内容は次のとおりである。

（1）平成19年4月23日施行

労働者災害補償保険法の改正に伴い、所要の整備を行ったものである。

（２）日本年金機構法施行の日（平成 22 年 1 月 1 日）施行

船員保険法の改正に伴い、船舶所有者から徴収する一般拠出金について、所要の整備を行ったものである。

第 3 回改正は、平成 19 年 7 月 6 日法律第 109 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、日本年金機構法の制定に伴い、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号）の一部が改正され、船員保険と労災保険の統合の施行期日が日本年金機構法の施行の日に改められたものである。

第 4 回改正は、平成 19 年 7 月 6 日法律第 110 号をもって行われ、平成 20 年 4 月 1 日から施行された。本改正は、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 110 号）が制定されたことに伴い、所要の整備を行ったものである。

第 5 回改正は、平成 20 年 6 月 18 日法律第 77 号をもって行われ、同年 12 月 1 日から施行された。本改正は、特別遺族給付金の請求期限を改正前本法の施行日から 6 年を経過したとき（平成 24 年 3 月 27 日）まで延長するとともに、特別遺族給付金の支給対象が改正前本法の施行の日の前日（平成 18 年 3 月 26 日）までに死亡した労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が時効により消滅した者に拡大したものである。

第 6 回改正は、平成 21 年 5 月 1 日法律第 36 号をもって行われ、平成 22 年 1 月 1 日から施行された。本改正は、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 36 号）の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 7 回改正は、平成 22 年 3 月 31 日法律第 15 号をもって行われ、同年 10 月 1 日から施行された。本改正は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 8 回改正は、平成 23 年 8 月 30 日法律第 104 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、特別遺族給付金の請求期限を改正前本法の施行日から 16 年を経過したとき（平成 34 年 3 月 27 日）まで延長するとともに、特別遺族給付金の支給対象が改正前本法の施行の日から 10 年を経過する日の前日（平成 28 年 3 月 26 日）までに死亡した労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が時効により消滅した者に拡大したものである。

第 9 回改正は、平成 26 年 5 月 30 日法律第 42 号をもって行われ、平成 28 年 4 月 1 日から施行された。本改正は、国民健康保険法等の一部改正に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 10 回改正は、平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号をもって行われ、平成 28 年 4 月 1 日から施行された。本改正は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 11 回改正は、令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号をもって行われ、刑法等の一部を改正する法律の施行日（公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日）から施行される。本改正は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 12 回改正は、令和 4 年 6 月 17 日法律第 72 号をもって行われ、同年 6 月 17 日から施行された。本改正は、特別遺族給付金の請求期限を改正前本法の施行日から 26 年を経過したとき（令和 14 年 3 月 27 日）まで延長するとともに、特別遺族給付金の支給対象が改正前本法の施行の日から 20 年を経過する日の前日（令和 8 年 3 月 26 日）までに死亡した労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が時効により消滅した者に拡大したものである。

3 0 石綿による健康被害の救済に関する法律施行令改正の経過

石綿による健康被害の救済に関する法律施行令は、平成 18 年 3 月 10 日政令第 37 号をもって公布され、同年 3 月 27 日から施行された。改正の経過の概要は次のとおりである。

第 1 回改正は、平成 18 年 5 月 8 日政令第 193 号をもって行われ、同年 5 月 24 日から施行された。本改正は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 2 回改正は、平成 18 年 12 月 20 日政令第 389 号をもって行われ、平成 19 年 4 月 1 日から施行された。本改正は、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）の一部施行に伴い、一般拠出金率の算定方法等について、所要の整備を行ったものである。

第 3 回改正は、平成 19 年 3 月 31 日政令第 124 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、労働保険特別会計法（昭和 47 年法律第 18 号）の廃止に伴い、所要の整備を行ったものである。

第 4 回改正は、平成 19 年 4 月 23 日政令第 161 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の改正に伴い、所要の整備を行ったものである。

第5回改正は、平成 19 年 5 月 25 日政令第 168 号をもって行われ、同年 6 月 1 日から施行された。本改正は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）の一部改正に伴い、所要の整備を行ったものである。

第6回改正は、平成 20 年 3 月 31 日政令第 116 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）の一部施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第7回改正は、平成 21 年 3 月 23 日政令第 52 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 110 号）による労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）の改正により平成 21 年度から労働保険の年度更新の時期が変更されることに伴い、所要の整備を行ったものである。

第8回改正は、平成 21 年 12 月 24 日政令第 296 号をもって行われ、平成 22 年 1 月 1 日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号）の一部施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第9回改正は、平成 22 年 5 月 26 日政令第 142 号をもって行われ、同年 7 月 1 日から施行された。本改正は、石綿による健康被害の救済に関する法律の「指定疾病」に新たに「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」を追加したものである。

第10回改正は、平成 25 年 4 月 12 日政令第 122 号をもって行われ、同年 4 月 13 日から施行された。本改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第11回改正は、平成 27 年 3 月 25 日政令第 93 号をもって行われ、同年 6 月 1 日から施行された。本改正は、少年院法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 27 年政令第 93 号）の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第12回改正は、平成 27 年 3 月 31 日政令第 138 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成 27 年政令第 138 号）の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第13回改正は、平成 27 年 11 月 11 日政令第 379 号をもって行われ、平成 30 年 4 月 1 日から施行された。本改正は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 41 号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第14回改正は、平成 29 年 7 月 14 日政令第 196 号をもって行われ、令和 2 年 4 月 1 日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令の規定の整理及び経過措置に関する政令（平成 29 年 7 月 14 日）の制定により労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令が改正されたことに伴い、所要の整備を行ったものである。

3 1 厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則

改正の経過

厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則は、平成 18 年 3 月 17 日厚生労働省令第 39 号をもって公布され、同年 3 月 27 日から施行された。改正の経過の概要は次のとおりである。

第1回改正は、平成 19 年 3 月 27 日厚生労働省令第 32 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、石綿による健康被害の救済に関する法律の一部施行に伴い、労災保険適用事業主が納付する一般拠出金の申告及び納付の手續等について、所要の整備を行ったものである。

第2回改正は、平成 19 年 9 月 25 日厚生労働省令第 112 号をもって行われ、同年 10 月 1 日から施行された。本改正は、郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）等の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第3回改正は、平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省令第 67 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、様式の改正を行ったものである。

第4回改正は、平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省令第 74 号をもって行われ、同年 4 月 1 日から施行された。本改正は、住所の記載方法の明確化を行う等、様式の改正を行ったものである。

第5回改正は、平成 21 年 12 月 28 日厚生労働省令第 167 号をもって行われ、平成 22 年 1 月 1 日から施行された。本改正は、日本年金機構の設立に伴い、一般拠出金申告書を、年金事務所を経由して提出することができる場合等を定めたものである。

第6回改正は、平成 22 年 7 月 1 日厚生労働省令第 89 号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 22 年政令第 142 号）の施行により、石綿による健康被害の救済に関する法律の「指定疾病」に新たに「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うび

まん性胸膜肥厚」が追加されたことに伴い、本規則の対象となる「対象疾病」について、所要の規定の整備を行ったものである。

なお、特別遺族給付金の対象となる疾病の範囲については従来から変更はない。

第7回改正は、平成22年9月29日厚生労働省令第107号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成22年法律第15号）の一部の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第8回改正は、平成23年1月13日厚生労働省令第4号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、労働保険関係の廃止に係る手続において使用される様式について、事業廃止等の理由を詳細に把握するための見直しを行ったものである。

第9回改正は、平成23年1月31日厚生労働省令第12号をもって行われ、同年2月1日から施行された。本改正は、電子情報処理組織による申請書の提出について定めたものである。

第10回改正は、平成23年12月28日厚生労働省令第156号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第11回改正は、平成24年9月11日厚生労働省令第125号をもって行われ、平成25年1月1日から施行された。本改正は、厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第2条の3の規定により、都道府県労働局労働保険特別会計資金前渡官吏が行うこととされている一般拠出金を還付する事務について、厚生労働省本省において当該事務を行うための所要の規定の整備等を行ったものである。

第12回改正は、平成24年9月28日厚生労働省令第135号をもって行われ、同年10月1日から施行された。本改正は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第30号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第13回改正は、平成27年9月29日厚生労働省令第150号をもって行われ、同年10月5日から施行された。本改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の制定に伴い、所要の整備を行ったものである。

第14回改正は、平成30年11月30日厚生労働省令第137号をもって行われ、同日から施行された。本改正は、省令に定める届出等の様式について、届出事項等のみを省令に規定するための所要の改正を行ったものである。

第15回改正は、平成31年3月8日厚生労働省令第20号をもって行われ、令和2年4月1日から施行された。本改正は、電子申請の利用促進を図るために、特定の法人が一般拠出金申告書を提出する場合には、電子申請によることを義務づけるため、所要の改正を行ったものである。

第16回改正は、令和元年6月28日厚生労働省令第20号をもって行われ、同年7月1日から施行された。本改正は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行に伴い、「日本工業規格」の用語を「日本産業規格」に改めたものである。

第17回改正は、令和元年9月27日厚生労働省令第52号をもって行われ、一部を除き同日から施行された。本改正は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部の改正に伴い、所要の整備を行ったものである。

第18回改正は、令和元年12月13日厚生労働省令第80号をもって行われ、同年12月16日から施行された。本改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行に伴い、所要の改正を行ったものである。

第19回改正は、令和2年7月17日厚生労働省令第141号をもって行われ、同年9月1日から施行された。本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）の施行に伴い、所要の整備を行ったものである。

第20回改正は、令和3年3月24日厚生労働省令第58号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、一部の特別遺族年金受給者について定期報告と合わせて求めていた診断書について添付を求めないこととし、所要の整備を行ったものである。

第21回改正は、令和4年3月31日厚生労働省令第49号をもって行われ、同年4月1日から施行された。本改正は、特別遺族年金証書の取扱いについて、所要の整備を行ったものである。